

令和 8 年 2 月 1 7 日 招 集

令 和 8 年 第 2 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 2

議案番号	件名	備考
13	甌島辺地に係る総合整備計画を定めるについて	
14	薩摩川内市過疎地域持続的発展計画を定めるについて	
15	薩摩川内市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について	
16	薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
17	薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
18	本庁舎受変電設備大規模改修（設備）工事請負契約の変更について	
19	情報通信技術の効果的な活用のための関係条例の整備に関する条例の制定について	
20	薩摩川内市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の制定について	
21	薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例の制定について	
22	里藪上墓地等の指定管理者の指定について	
23	鹿島小牟田墓地の指定管理者の指定について	
24	薩摩川内市上甌島葬斎場の指定管理者の指定について	
25	薩摩川内市鹿島葬斎場の指定管理者の指定について	
26	薩摩川内市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
27	薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
28	薩摩川内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
29	薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
30	薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	

3 1	薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
3 2	薩摩川内市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	
3 3	樋脇サンヘルスパーク及び薩摩川内市樋脇B & G海洋センターの指定管理者の指定について	
3 4	薩摩川内市企業立地支援条例の一部を改正する条例の制定について	
3 5	薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の一部を改正する条例の制定について	
3 6	市道路線の廃止及び認定について	
3 7	久見崎公園の指定管理者の指定について	
3 8	大原野池公園の指定管理者の指定について	
3 9	永利運動広場の指定管理者の指定について	
4 0	藤本滝公園の指定管理者の指定について	
4 1	里農村公園の指定管理者の指定について	
4 2	山田農村公園の指定管理者の指定について	
4 3	東郷藤川ふれあい交流公園の指定管理者の指定について	
4 4	矢立農村公園「せせらぎの里」の指定管理者の指定について	
4 5	桜渡農村公園の指定管理者の指定について	
4 6	薩摩川内市薩摩高城駅ポケットパーク施設の指定管理者の指定について	
4 7	薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
4 8	薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
4 9	令和7年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊
5 0	令和7年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算	

5 1	令和 7 年度 薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算
5 2	令和 7 年度 薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算
5 3	令和 7 年度 薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算
5 4	令和 7 年度 薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算
5 5	令和 7 年度 薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算
5 6	令和 7 年度 薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算
5 7	令和 7 年度 薩摩川内市水道事業会計補正予算
5 8	令和 8 年度 薩摩川内市一般会計予算
5 9	令和 8 年度 薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算
6 0	令和 8 年度 薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算
6 1	令和 8 年度 薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算
6 2	令和 8 年度 薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算
6 3	令和 8 年度 薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算
6 4	令和 8 年度 薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算
6 5	令和 8 年度 薩摩川内市介護保険事業特別会計予算
6 6	令和 8 年度 薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算
6 7	令和 8 年度 薩摩川内市水道事業会計予算
6 8	令和 8 年度 薩摩川内市簡易水道事業会計予算
6 9	令和 8 年度 薩摩川内市下水道事業会計予算

議案第13号

甌島辺地に係る総合整備計画を定めるについて

甌島辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

甌島辺地に係る総合整備計画について、令和3年度から令和7年度までの計画が令和8年3月31日終了することに伴い、新たに令和8年度から令和12年度までの甌島辺地計画を策定したいが、これについては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2～8 略

総合整備計画書

鹿児島県薩摩川内市 甑島辺地
(辺地の人口3,504人 面積117.02km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 里町里、上甑町中甑、上甑町中野、上甑町江石、上甑町平良、上甑町小島、上甑町瀬上、上甑町桑之浦、下甑町手打、下甑町片野浦、下甑町瀬々野浦、下甑町青瀬、下甑町長浜及び鹿島町藺牟田
- (2) 地域の中心の位置 薩摩川内市上甑町中甑368番地
- (3) 辺地度点数 239点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、薩摩半島の西方約30キロメートルの東シナ海海上に、北東から南西の方向に約35キロメートルにわたって位置しており、上甑島、中甑島及び下甑島の3島からなっている。

このような離島独特の立地条件を踏まえ、辺地住民の生活文化水準の向上を図るために、次の公共的施設の整備が必要である。

(1) 道路・橋梁

離島の特異性、立地条件等から未整備や改良を要する道路や橋梁の老朽化が多く生活路線として交通安全対策及び防災対策上も年次的な整備が必要である。

(2) 診療施設

本地域には、市立の診療所があるが、耐用年数の過ぎた医療機器が多く診療に支障を来している。より正確で適切な診断や治療を可能とし、医療の充実を図るため、これらの機器と新たに導入の必要な医療機器とを併せて整備することが必要である。

(3) 飲用水供給施設

本地域の水道施設は、老朽化に伴う漏水等が著しく、渇水期や使用水量が増加する夏季には水の確保に苦慮している状況である。地域住民の飲用水に対する不安の解消及び安全で安定した飲用水の供給を図るため、施設の改良を継続して実施することが必要である。

(4) 林道

本地域の山間部を結ぶ林道は、幅員が狭い上にカーブ等が多く、路面の老朽化が著しく車両の通行に支障を来している。林業の活性化を図るため、年次的な林道の舗装や改良が必要である。

(5) 学校給食施設

本地域の児童・生徒に安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供する

ため、学校給食センターの施設設備の整備が必要である。

(6) 下水処理施設

本地域の下水道施設においては、供用開始以降、老朽化が進み、維持管理に支障を来すようになってきたことから、機能停止を未然に防ぐため、計画的な更新や修繕により長寿命化を図る必要がある。

(7) 消防施設

本地域は、急峻な地形及び幅員の狭隘な道路等により、災害時に即応できる消防資機材及び車両の整備が必要不可欠である。上甌島及び下甌島に各1箇所常備消防の分駐所を配置し、主に救急業務を実施しており、火災等については、地域消防団の活動により支えられている状況である。住民の安全・安心の確保を図るため、消防資機材等の整備が必要である。

(8) 観光・レクリエーション施設

本地域には、海を始めとする豊かな自然環境が広がっており、国定公園にも指定されている。更なる観光産業の振興のため、観光施設の機能充実が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路・橋梁	薩摩川内市	357,000	154,200	202,800	202,800
診療施設	薩摩川内市	1,444,748	1,260,879	183,869	183,400
飲用水供給施設	薩摩川内市	1,022,002	587,459	434,543	221,100
林道	薩摩川内市	170,000	0	170,000	170,000
学校給食施設	薩摩川内市	45,000	36,000	9,000	9,000
下水処理施設	薩摩川内市	750,880	432,591	318,289	246,400
消防施設	薩摩川内市	152,000	42,400	109,600	109,600

観光・レクリ エーション 施設	薩摩川内市	88,100	41,000	47,100	47,100
合 計		4,029,730	2,554,529	1,475,201	1,189,400

議案第14号

薩摩川内市過疎地域持続的発展計画を定めるについて

薩摩川内市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定める。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

提案理由

薩摩川内市過疎地域持続的発展計画について、令和3年度から令和7年度までの計画が令和8年3月31日終了することに伴い、新たに令和8年度から令和12年度までの計画を策定したいが、これについては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参照

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2～10 略



薩摩川内市過疎地域 持続的発展計画 (案)



令和8年度～令和12年度

令和8年3月

鹿児島県薩摩川内市

目 次

第1章 基本的な事項	5
1. 市の概況	5
(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	5
(2) ズーニングビジョン	6
(3) 市における過疎の状況	6
(4) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性	7
2. 人口及び産業人口の推移と動向	7
3. 行財政の状況	11
(1) 行政の状況	11
(2) 財政の状況	13
(3) 公共施設整備水準等の現状と動向	14
4. 地域の持続的発展の基本方針	15
(1) 基本的考え方	15
(2) 施策の展開方針	16
5. 地域の持続的発展のための基本目標	17
・ 人口に関する目標	17
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	17
(1) 評価時期	17
(2) 評価手法	17
7. 計画期間	18
8. 公共施設等総合管理計画との整合	18
・ 公共施設再配置計画における施設整備の基本的な方針等	18
9. SDGs(持続可能な開発目標)	19
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20
1. 現況と問題点	20
(1) 移住・定住	20
(2) 地域間交流	20
(3) 人材育成	20
(4) その他	20
2. その対策	21
(1) 移住・定住	21
(2) 地域間交流	21
(3) 人材育成	21
(4) その他	21
3. 計画	22
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	23
・ 公共施設再配置計画における用途別方針	23

第3章 産業の振興	25
1. 現況と問題点	25
(1) 農業	25
(2) 林業	25
(3) 水産業	25
(4) 商工業	26
(5) 観光	26
(6) 産業戦略	27
2. その対策	27
(1) 農業	28
(2) 林業	28
(3) 水産業	29
(4) 商工業	30
(5) 観光	30
(6) 産業戦略	31
3. 計画	32
4. 産業振興促進事項	38
(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	38
(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	38
5. 公共施設等総合管理計画等との整合	38
・ 公共施設再配置計画における用途別方針	39
第4章 地域における情報化	41
1. 現況と問題点	41
・ 情報化の推進	41
2. その対策	41
・ 情報化の推進	41
3. 計画	42
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	42
・ 公共施設再配置計画における用途別方針	42
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	45
1. 現況と問題点	45
(1) 交通基盤	45
(2) 交通機関	45
2. その対策	45
(1) 交通基盤	45
(2) 交通機関	46
3. 計画	47
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	50
・ 公共施設再配置計画における用途別方針	51
第6章 生活環境の整備	52

1. 現況と問題点	52
(1) ごみ処理	52
(2) 下水道・生活排水処理対策	52
(3) 安定した水・温泉利用対策	52
(4) 防災・生活安全対策	52
(5) 住環境の整備	53
(6) その他	53
2. その対策	53
(1) ごみ処理	53
(2) 下水道・生活排水処理対策	54
(3) 安定した水・温泉利用対策	54
(4) 防災・生活安全対策	54
(5) 住環境の整備	55
(6) その他	55
3. 計画	56
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	57
・ 公共施設再配置計画における用途別方針	57
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	59
1. 現況と問題点	59
2. その対策	59
3. 計画	61
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	62
・ 公共施設再配置計画における用途別方針	62
第8章 医療の確保	64
1. 現況と問題点	64
2. その対策	64
3. 計画	65
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	66
・ 公共施設再配置計画における用途別方針	66
第9章 教育の振興	68
1. 現況と問題点	68
(1) 幼児教育・学校教育等	68
(2) 生涯学習	69
2. その対策	70
(1) 幼児教育・学校教育等	70
(2) 生涯学習	71
3. 計画	71
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	73

・ 公共施設再配置計画における用途別方針	73
第10章 集落の整備	75
1. 現況と問題点	75
2. その対策	75
3. 計画	76
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	76
・ 公共施設再配置計画における用途別方針	77
第11章 地域文化の振興等	78
1. 現況と問題点	78
2. その対策	78
3. 計画	79
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	80
・ 公共施設再配置計画における用途別方針	80
第12章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	82
1. 現況と問題点	82
(1) 公共施設等のマネジメント	82
(2) 自然環境の保全及び再生	82
2. その対策	82
(1) 公共施設等のマネジメント	82
(2) 自然環境の保全及び再生	82
3. 計画	83
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	84
・ 公共施設再配置計画における用途別方針	84
第13章 その他	88
・ 過疎地域持続的発展特別事業	88

第1章 基本的な事項

1. 市の概況

(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①経過

平成16年10月12日、川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甌村、同郡下甌村及び同郡鹿島村が対等合併し薩摩川内市が開設・設置された。このうち合併前の4町4村は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の対象地域（以下「本市過疎地域」という。）となっている。

②自然的条件

本市は、薩摩半島の北西部に位置し、南は県都鹿児島市、日置市及びいちき串木野市、東は薩摩郡さつま町と始良市、北は阿久根市に隣接する本土圏域と上甌島、中甌島、下甌島からなる甌島圏域で構成され、東シナ海に面した変化に富む海岸線、市街地を悠々と流れる一級河川「川内川」、藺牟田池及びその周辺のみどり豊かな山々や湖、地形の変化に富む甌島、各地の温泉など多種多様な自然環境を有している。これらの多彩で美しい自然環境は、甌島国定公園、川内川流域県立自然公園、藺牟田池県立自然公園に指定され、人々に広く親しまれている。

また、夏から秋にかけて、しばしば台風が襲来し、住家を含め農作物や海岸近くの諸施設に大きな被害を与えている。

③歴史的条件

「樋脇地域」は、明治22年、塔之原村と倉野村、市比野村の3村が合併し樋脇村となり、昭和15年11月、町制が施行され、樋脇町となった。

「入来地域」は、明治22年、浦之名村と副田村の2村が合併し入来村になり、昭和23年10月1日、町制を施行し、入来町となった。

「東郷地域」は、明治22年、斧渕村、宍野村、鳥丸村、藤川村、南瀬村、山田村の6村が合併し上東郷村になり、昭和27年12月1日、上東郷村を東郷村に改め、同日東郷町に改称した。

「祁答院地域」は、昭和30年4月1日、黒木村と大村、藺牟田村の3村が合併し、同時に町制施行して祁答院町となった。

「上甌・里地域」は、明治22年、市町村制により上甌村となったが、明治24年に分村し、上甌村と里村となった。

「下甌・鹿島地域」は、明治22年、市町村制により下甌村となったが、昭和24年に分村し、下甌村と鹿島村となった。

そして、平成16年10月12日、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿島村が対等合併し、薩摩川内市となった。

④社会的、経済的条件

本市過疎地域のうち樋脇・入来・東郷・祁答院地域は、一級河川「川内川」流域沿いに、水と緑に抱かれた豊かな農地が広がり、米作、果樹栽培、野菜栽培、畜産などが盛んな農業地域である。また、歴史的・文化的資源が「地域の宝」として脈々と継承されるとともに、各地域には古くから人々に親しまれてきた良質で多様な泉質の温泉が豊富にある。

また、甌島圏域の里・上甌・下甌・鹿島地域は、自然が生み出した奇岩・断崖・地層などの景勝地、変化に富んだ海岸線など、風光明媚で他に類を見ない独特の景観や地形が広がる空間である。また、離島という環境から、独自の文化が創り出され、貴重な歴史的・文化的資源が脈々と継承されている。さらに、東シナ海の恵まれた自然環境と好漁場の海に囲まれ、一年を通じて海洋資源を利用した水産業が盛んに行われており、高級魚介類を主体とした養殖漁業、加工・流通体制の強化が図られている。

(2) ゾーニングビジョン

第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画において、住み慣れた地域に住み続けるためには、地域ごとに異なる現状と課題を明確化し、特徴を捉えた施策を展開する必要があるため、市域を2圏域、6エリア、13地域、48地区としてゾーニングしている。

■ゾーニング体系

圏域 (2)	エリア (6)	地域 (13)	地区 (48)
本土	川内北	川内北	亀山、可愛、育英
	川内中央	川内中央	川内、平佐西、平佐東、峰山
	川内南	川内南	隈之城、永利
	西部	水引	水引、滄浪、寄田、湯田、西方
		平成	八幡、高来、城上、陽成、吉川
	東部	樋脇	藤本、野下、市比野、樋脇、倉野
		入来	副田、清色、朝陽、大馬越、八重
		東郷	斧刈、南瀬、山田、鳥丸、藤川
		祁答院	黒木、上手、大村、轟、蘭牟田
	甕島	甕島	里
上甕			上甕
下甕			手打、子岳、西山、内川内、長浜、青瀬
鹿島			鹿島

(3) 市における過疎の状況

①人口

本市の人口は、令和2年国勢調査で92,403人であり、このうち本市過疎地域の人口は22,043人で本市の約23.9%を占める。

本市過疎地域は、昭和30年代後半から昭和40年代における経済の高度成長により、所得の地域格差が広がるとともに、激しい人口の移転を誘発し、農村地域の人口流出をもたらした。その結果、高齢化が進行し、令和2年10月1日現在では、高齢化率も44.7%と高く、全国平均(28.8%)をはるかに上回っている。

②旧過疎活性化法等に基づく対策

本市過疎地域は、これまで過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法によって人口の流出を防ぎ、定住促進を進めるとともに、企業誘致の推進による雇用の場の確保、道路、住宅等の生活環境の整備、高齢化社会に対応した福祉事業の実施、教育文化施設の整備や土地基盤整備並びに農林道新設など生産基盤の整備を進めてきた。

また、甕島圏域は、上記に加えて港湾・漁港整備、消防施設、医療の充実や観光交流の推進等の各種施策を講じてきた。

③現在の課題

本市過疎地域では、少子高齢化の進行による集落機能の維持・存続が危ぶまれる集落が出現し、生活扶助機能の低下、空き家の増加、山林の荒廃、耕作放棄地の増加、交通手段の確保や買い物等の日常生活、地域医療に対する不安、農林水産業等の地場産業の衰退など、市民の暮らしにも直結する課題が生じている。

さらに、経済活動のグローバル化、高度情報化による地域間競争の中にあつて、厳しい状況が続く雇用情勢の改善、地域の一体感醸成、暮らしに対する住民不安の解消など、市民が住みやすさを実感できる公共サービスを維持・確保していくことが課題となっている。

また、特に甑島圏域においては、医師・医療従事者の確保など地域医療等の市民の暮らしの安全・安心を確保していくことも課題となっている。

④今後の見通し

これまで薩摩川内市過疎地域自立促進計画に基づき推進してきた各種施策を継続するとともに、令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」をはじめ、第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画、SDGs未来都市計画及びデジタル田園都市構想総合戦略（第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画の重点戦略プランが兼ねる）の推進や定住自立圏共生ビジョン、国土強靱化地域計画等、個別計画との連携による効果的な施策の展開が期待できる。

（４）産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

農業地帯となっている樋脇・入来・東郷・祁答院地域においては、農家人口の減少と農家の高齢化や後継者不足に伴う農業生産性の低下により耕作放棄地が年々増加している。また、甑島圏域においては、輸入水産物の増加による魚価の低迷、さらには漁業就業者の減少・高齢化など、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、本市においては九州新幹線や南九州西回り自動車道などの広域交通ネットワークの利便性を活かし、行政・民間団体等が連携・協力し、農業・漁業・運輸流通業・商業等の産業間連携を促進するとともに、本市経済を支える産業として観光関連産業の更なる振興を図っていく必要がある。

また、地域の有する魅力的な資源を最大限活用する仕組みを創り上げていくことにより、地域経済の再生、雇用の確保等の実現を推進していくことが求められている。

2. 人口及び産業人口の推移と動向

国勢調査による人口増減率（平成17年から令和2年）をみると、本市過疎地域は27.2%減少し、本市全体で9.7%減少している。

また、国勢調査による産業別就業人口の割合（令和2年）は、本市過疎地域では、第1次産業13.8%、第2次産業24.3%、第3次産業61.9%で、本市全体では、第1次産業5.6%、第2次産業29.1%、第3次産業65.3%となっている。

■人口の推移（国勢調査）

1 本市過疎地域（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甌、下甌、鹿島）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	人 61,992	人 37,363	% △ 39.7	人 34,697	% △ 7.1	人 30,264	% △ 12.8	人 22,043	% △ 27.2
0歳～14歳	23,563	7,671	△ 67.4	6,003	△ 21.7	3,888	△ 35.2	2,367	△ 39.1
15歳～64歳	33,014	22,959	△ 30.5	19,810	△ 13.7	15,842	△ 20.0	9,806	△ 38.1
うち15歳～ 29歳(a)	9,639	5,525	△ 42.7	3,985	△ 27.9	3,436	△ 13.8	1,679	△ 51.1
65歳以上(b)	5,415	6,733	24.3	8,883	31.9	10,534	18.6	9,843	△ 6.6
若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
(a) / 総数	15.5	14.8		11.5		11.4		7.6	
高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
(b) / 総数	8.7	18.0		25.6		34.8		44.7	

2 薩摩川内市全域

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総数	人 133,799	人 99,151	% △ 25.9	人 106,432	% 7.3	人 102,370	% △ 3.8	人 92,403	% △ 9.7
0歳～14歳	48,926	21,938	△ 55.2	21,352	△ 2.7	15,492	△ 27.4	12,750	△ 17.7
15歳～64歳	73,823	62,693	△ 15.1	64,949	3.6	60,263	△ 7.2	49,189	△ 18.4
うち15歳～ 29歳(a)	23,601	18,042	△ 23.6	16,814	△ 6.8	15,646	△ 6.9	11,123	△ 28.9
65歳以上(b)	11,050	14,520	31.4	20,093	38.4	26,530	32.0	29,697	11.9
若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
(a) / 総数	17.6	18.2		15.8		15.1		12.0	
高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—
(b) / 総数	8.3	14.6		18.9		25.9		32.1	

■人口の推移（住民基本台帳）

1 本市過疎地域（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甌、下甌、鹿島）

区分	平成27年3月31日		令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	25,835人	—	23,226人	—	△10.1%	20,288人	—	△12.6%
男	12,256人	47.4%	11,070人	47.7%	△9.7%	9,774人	48.2%	△11.7%
女	13,579人	52.6%	12,156人	52.3%	△10.5%	10,514人	51.8%	△13.5%

区分	令和2年3月31日			令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	23,120人	—	△10.4%	20,113人	—	△13.0%	
男 (外国人住民除く)	11,041人	47.8%	△9.9%	9,724人	48.3%	△11.9%	
女 (外国人住民除く)	12,079人	52.2%	△10.8%	10,389人	51.7%	△14.0%	
参考	男(外国人住民)	29人	27.4%	—	50人	28.6%	—
	女(外国人住民)	77人	72.6%	—	125人	71.4%	—

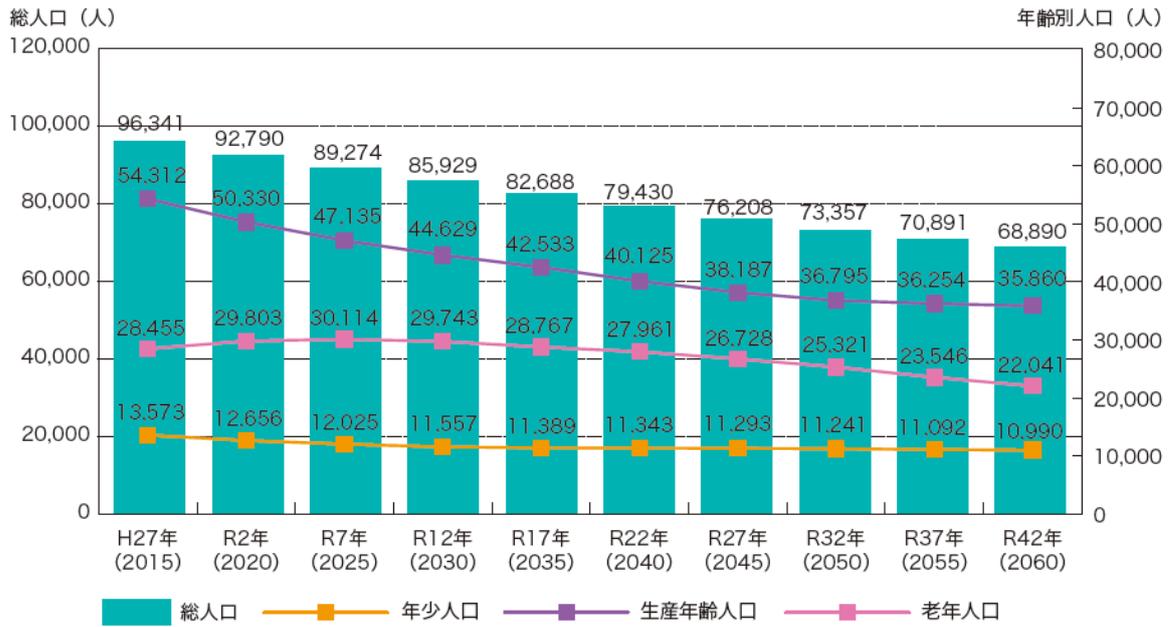
2 薩摩川内市全域

区分	平成27年3月31日		令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	97,673人	—	93,967人	—	△3.8%	89,739人	—	△4.5%
男	46,594人	47.7%	45,212人	48.1%	△3.0%	43,626人	48.6%	△3.5%
女	51,079人	52.3%	48,755人	51.9%	△4.5%	46,113人	51.4%	△5.4%

区分	令和2年3月31日			令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	93,432人	—	△4.0%	88,991人	—	△4.8%	
男 (外国人住民除く)	45,079人	48.2%	△3.1%	43,389人	48.8%	△3.7%	
女 (外国人住民除く)	48,353人	51.8%	△4.8%	45,602人	51.2%	△5.7%	
参考	男(外国人住民)	133人	24.9%	—	237人	31.7%	—
	女(外国人住民)	402人	75.1%	—	511人	68.3%	—

■人口の見通し（人口ビジョン）

総人口・年齢区分別人口の将来展望（平成27年10月設定）



出典：まち・ひと・しごと創生薩摩川内市人口ビジョン

※国勢調査実績

	(内訳)				合計
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	不明	
平成27年	13,730人	53,842人	28,303人	201人	96,076人
令和2年	12,750人	49,189人	29,697人	767人	92,403人

■産業別就業人口の動向（国勢調査） ※ 分類不能人口を除く。

1 本市過疎地域（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甌、下甌、鹿島）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年度		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 30,352	人 18,618	% △38.7	人 16,196	% △13.0	人 13,816	% △14.7	人 9,897	% △28.4
第1次産業就業人口比率	% 76.1	% 51.8	—	% 26.1	—	% 18.6	—	% 13.8	—
第2次産業就業人口比率	% 7.1	% 17.4	—	% 30.8	—	% 26.4	—	% 24.3	—
第3次産業就業人口比率	% 16.8	% 30.7	—	% 43.1	—	% 54.9	—	% 61.9	—

2 薩摩川内市全域

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 64,281	人 47,608	% △25.9	人 48,318	% 1.5	人 47,183	% △2.3	人 42,552	% △9.8
第1次産業就業人口比率	% 65.5	% 38.6	—	% 15.5	—	% 9.3	—	% 5.6	—
第2次産業就業人口比率	% 10.8	% 21.7	—	% 32.3	—	% 29.5	—	% 29.1	—
第3次産業就業人口比率	% 23.8	% 39.7	—	% 52.3	—	% 61.3	—	% 65.3	—

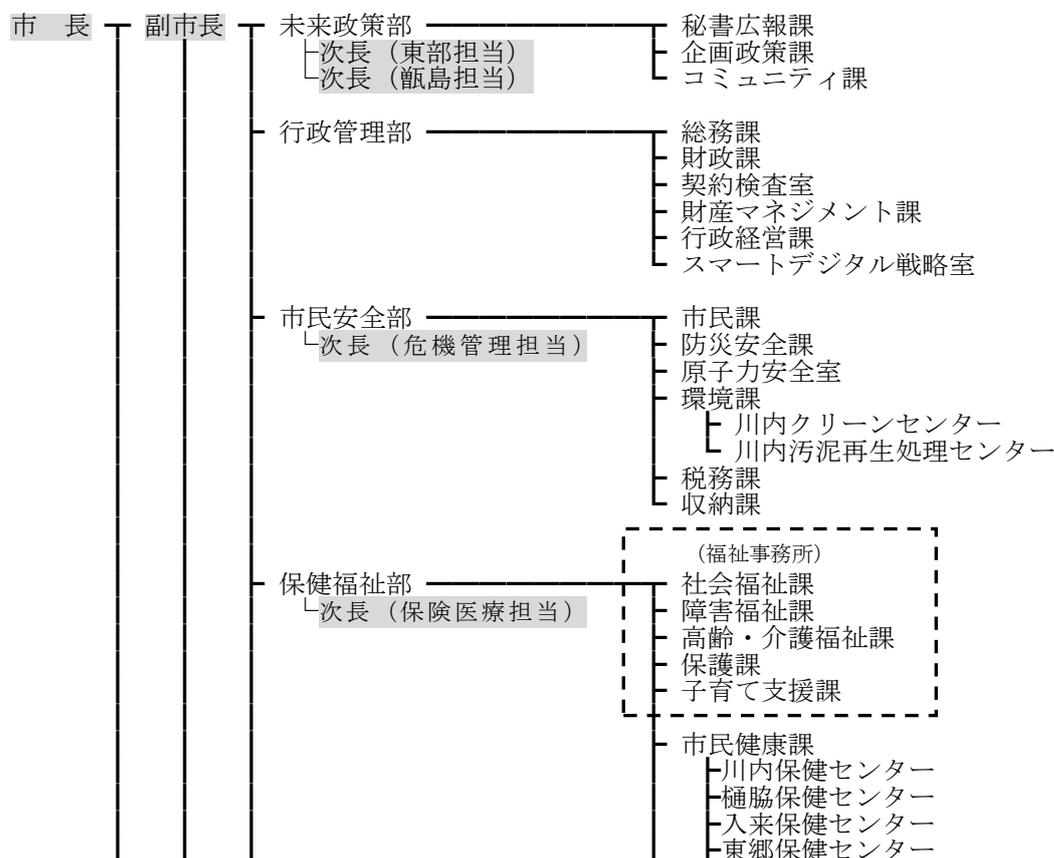
3. 行財政の状況

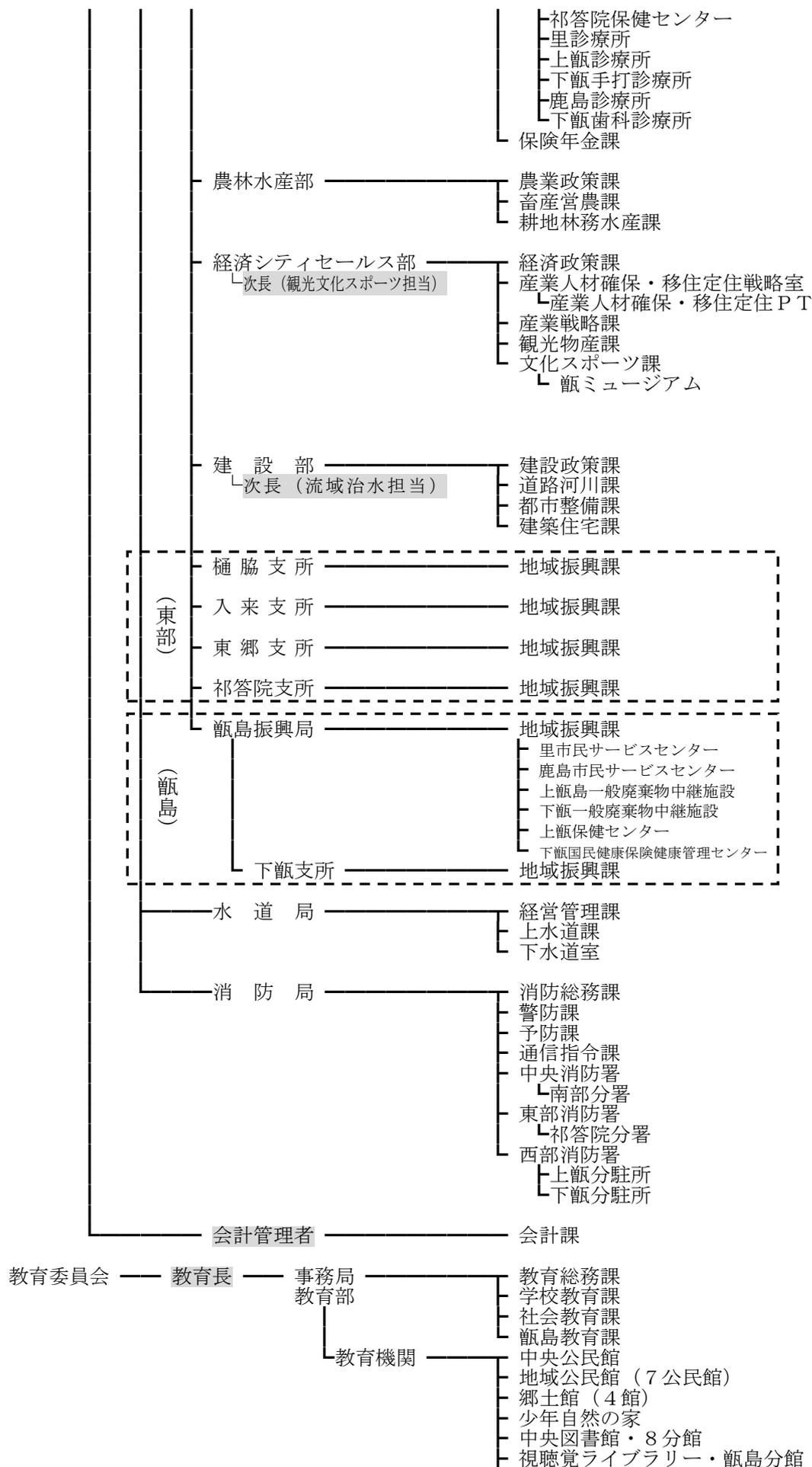
(1) 行政の状況

本市の組織は、市長部局に未来政策部、行政管理部、市民安全部、保健福祉部、農林水産部、経済シティセールス部、建設部、水道局、消防局を設置するとともに、教育委員会に教育部、その他行政委員会、議会事務局を設置している。

また、本土圏域の樋脇・入来・東郷・祁答院地域には、支所を置き、地域振興課を設置するとともに、教育委員会は教育総務課の駐在を設置している。甌島圏域には、上甌地域に甌島振興局、下甌地域に支所を置き、それぞれに地域振興課を、里・鹿島地域に市民サービスセンターを設置するとともに、教育委員会は甌島教育課を設置している。

■組織図（令和7年4月1日現在） 部分は職名である。





		学校給食センター（川内・入来・里・下甌）
		小学校（23校）
		中学校（10校）
		義務教育学校（1校）
		幼稚園（8園）
選挙管理委員会	_____	事務局
公平委員会	_____	事務局
監査委員会	_____	事務局
農業委員会	_____	事務局
固定資産評価審査委員会	_____	事務局
議	_____	議事調査課

（２）財政の状況

令和6年度は、財政力指数0.59、実質公債費比率6.6%、経常収支比率91.3%となっており、依然として厳しい状況である。

今後においても、地方交付税や国・県補助金の制度改正などが見通せない中、社会保障経費をはじめとする行政需要は増大しており、財政状況はなお一層厳しくなることが想定される。このため、国・県の補助事業や交付税措置率の高い地方債の活用など、後年度の財政負担に配慮しつつ、緊急度や事業効果等を踏まえて、中長期的視点に立った総合計画、過疎地域持続的発展計画、辺地総合整備計画等に登載した施策・事業を効果的かつ効率的に展開し、健全で安定した財政運営を推進する必要がある。

■財政の状況

1 本市過疎地域（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甌、下甌、鹿島）

（単位：千円）

区 分	平成12年度	平成15年度
歳入総額 A	28,651,130	28,468,605
一般財源	17,108,619	15,526,293
国庫支出金	2,039,239	1,575,282
都道府県支出金	2,986,072	3,540,159
地方債	3,538,700	4,135,300
うち過疎債	1,862,300	1,443,100
その他	2,978,500	3,691,571
歳出総額 B	27,554,530	27,412,223
義務的経費	10,364,045	10,464,252
投資的経費	4,957,182	4,866,681
うち普通建設事業費	4,248,549	4,695,850
その他	8,087,344	8,437,451
過疎対策事業費	4,145,959	3,643,839
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,096,600	1,056,382
翌年度へ繰り越すべき財源 D	330,059	198,096
実質収支 C-D	766,541	858,286
財政力指数	0.164	0.185
公債費負担比率	14.1	10.8
実質公債費比率	—	—
起債制限比率	15.2	11.4
経常収支比率	84.6	91.1
将来負担比率	—	—
地方債現在高	32,549,013	34,410,494

※ 平成16年度に市町村合併

2 薩摩川内市全域

(単位:千円)

区 分	平成12年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	57,151,074	57,047,654	56,980,076	56,742,410	65,837,963
一般財源	35,858,629	31,908,214	32,234,602	29,981,852	33,518,829
国庫支出金	4,501,371	9,087,718	8,143,873	9,260,401	12,048,232
都道府県支出金	4,285,145	4,216,622	4,496,014	4,915,407	5,064,907
地方債	5,538,400	5,294,700	3,544,800	3,157,400	5,807,700
うち過疎債	1,862,300	142,800	122,700	359,200	310,400
その他	6,967,529	6,540,400	8,560,787	9,427,350	9,398,295
歳出総額 B	54,751,528	54,378,424	54,111,983	53,128,217	60,848,510
義務的経費	26,960,628	25,498,541	27,754,491	26,140,738	28,735,923
投資的経費	12,087,317	10,428,092	7,523,021	9,560,937	10,858,783
うち普通建設事業費	11,077,476	10,148,674	9,038,956	6,895,142	10,139,535
その他	11,557,624	18,118,786	18,447,490	17,281,734	21,253,804
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,399,546	2,669,230	2,868,093	3,614,193	4,989,453
翌年度へ繰り越すべき財源 D	838,826	774,735	659,472	642,388	963,341
実質収支 C-D	1,560,720	1,894,495	2,208,621	2,971,805	4,026,112
財政力指数	0.39	0.47	0.48	0.53	0.59
公債費負担比率	15.6	15.9	18.0	13.8	13.2
実質公債費比率	—	10.1	10.3	8.6	6.6
起債制限比率	11.8	—	—	—	—
経常収支比率	83.4	88.0	94.9	94.9	91.3
将来負担比率	—	59.1	10.7	2.0	—
地方債現在高	63,578,729	55,140,978	48,892,874	38,856,016	35,982,302

(3) 公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準の現況は、次のとおりである。

今後、総合計画、過疎地域持続的発展計画、辺地総合整備計画等により、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、計画的に整備を進める。

■主要公共施設の整備状況

1 本市過疎地域（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甕、下甕、鹿島）

区 分	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	令和6年度末
市道改良率 (%)	44.5	58.2	64.8	66.5	66.7
市道舗装率 (%)	82.8	92.1	93.9	94.7	94.7
農道延長(m)	267,082	381,991	357,011	389,241	398,027
耕地1ha当たり農道延長(m)	62.6	78.9	—	87.1	93.3
林道延長(m)	258,469	283,346	307,461	309,203	309,203
林野1ha当たり林道延長(m)	9.2	10.7	—	10.3	10.3
水道普及率 (%)	92.9	97.5	99.2	99.3	99.5
水洗化率(%)	16.2	40.9	62.9	81.0	74.5
人口千人当たり病院・診療所の病床数(床)	7.6	8.4	10.9	13.2	4.1

2 薩摩川内市全域

区 分	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市道改良率 (%)	41.5	51.7	56.3	57.7	57.8
市道舗装率 (%)	85.1	90.2	91.9	92.7	92.7
農道延長(m)	637,071	753,390	732,945	744,659	864,322
耕地1ha当たり農道延長(m)	65.1	84.2	89.3	102.6	125.7
林道延長(m)	349,086	372,522	390,301	405,608	404,705
林野1ha当たり林道延長(m)	7.9	8.9	15.6	8.6	8.6
水道普及率 (%)	79.5	92.5	98.7	98.9	98.9
水洗化率(%)	—	—	54.0	66.4	66.3
人口千人当たり病院・診療所の 病床数(床)	11.4	12.3	19.2	17.7	18.0

4. 地域の持続的発展の基本方針

(1) 基本的考え方

本市では、人口減少や少子化の進行による小学校の閉校、高齢化が進むコミュニティ、交通手段の確保・買い物等生活環境への不安、地場産業の衰退など、過疎化や集落機能の維持・存続に関する意見が市民から多く寄せられており、これらの課題克服に向けた道筋をつけていく必要性が高まっている。

これまでの過疎対策により、住民生活を下支えする交通・情報通信基盤の整備、水道施設等の生活環境整備等に一定の成果を収めているものの、本市過疎地域の人口減少、高齢化率は全国を上回っており、働く場の不足、身近な生活交通の不足など、依然として様々な問題を抱えており、その解決が必要である。

一方で、多くの過疎地域で、人口減少の中でも移住者を中心とした都市には無い新しいライフスタイルが育ちつつある。これらの動きを支え、市全体の価値を高める意味においても過疎対策は必要である。

これからは、従来にも増して、人と地域が活躍する共生協働のまちづくりを進めていくという視点が求められており、都市拠点及び地域拠点^{※1}における「各拠点における生活利便性の維持と拠点間のネットワークの形成」の考えを念頭に置きながら、それぞれの地域資源の特性を最大限に活かしつつ、その魅力に一層磨きをかけ、人々の価値観や社会経済の変化など、様々な環境に対応した取組を展開していくことが必要である。

本市過疎地域は、それぞれが持つ特性や立地条件を踏まえた様々なまちづくりを着実にいき、多様性を創出し、貴重な地域資源を育みながら、長年にわたって積み重ねてきたまちづくりの成果が、現在の姿となって地域の人々の暮らしを支えている。このようなまちづくりの成果を尊重しつつ、今後もまちづくりを展開していくことが必要である。

さらに、本市が有する地域資源のネットワーク化による交流活力の創出を図るとともに、各分野において、まちづくりの中心的な役割を担う情報発信力のある多様な人材を育成していくことが求められている。

また、市民の一人ひとりが、あるいは地区コミュニティが、お互いの信頼関係を築きながら共有できる将来像を描き、その実現に向かって、市民と市が協働し努力していくことにより育み、それぞれの地域や地区コミュニティの特性を活かしながら、さらに、NPO法人など地域に根ざした運営組織との連携により、持続可能な地域として維持・活性化を図るものとする。

※1 都市拠点及び地域拠点… 第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画において市域の空間構成とエリアビジョンを設定し、住み慣れた地域に住み続けるため、地域ごとに異なる現状と課題を明確化し特徴を捉えた施策を展開するため、市域を「2圏域、6エリア、13地域、48地

区」としてゾーニングしている。

都市拠点は川内北エリア、川内中央エリア及び川内南エリア、地域拠点はその他のエリアであり、そのうち、東部エリア（樋脇・入来・東郷・祁答院地域）及び甌島エリアは過疎地域に該当する。

（２）施策の展開方針

本市は、都市拠点として川内北・川内中央・川内南エリアを設定し、また、地域拠点として西部・東部・甌島エリアを設定し、令和コミュニティトーク^{※1}や市民アンケートの実施による各拠点の市民目線での現状と課題を把握し、地域が主体となった課題解決に取り組むとともに、総合計画に掲げる政策の推進を図ることで、本市の10年後の未来のまちの姿として「人が繋がり 人が輝く 安らぎと賑わいのまち 薩摩川内」を目指している。

過疎地域においては、豊かな自然と地域が培った地場産業の振興に加え、今後、持続的成長に資する分野の産業振興を図り、地域の雇用創出と経済活動の活性化に努めるとともに、多彩な特性とこれまでの基盤の蓄積を最大限に活かし、地域の潜在力を一層向上させ、自立性の高いまちづくりを進めていくことが求められている。

一方、本市では、令和7年に「薩摩川内市デジタル田園都市構想総合戦略」と「薩摩川内市定住自立圏^{※2}共生ビジョン」を改定し、総合戦略においては、「社会チャレンジ戦略、環境チャレンジ戦略、経済チャレンジ戦略、実現チャレンジ戦略」の4分野を集中的かつ効果的に推進すること及び総合計画との一体的な推進の観点から総合計画に統合することとし、定住自立圏共生ビジョンにおいては、地域公共交通の確保及び充実、情報格差（デジタル・ディバイド）解消に向けた情報通信基盤の整備など、第3次薩摩川内市総合計画で設定した市域の空間構成とエリアビジョンに基づき、各エリア、地域の持続ある発展と維持のため基幹道路「2環状8放射11幹線」を設定し、地域ごとの生活利便性の維持と地域間における交通ネットワークを形成することに取り組むとともに、本市全体で資源や施設を共有し、拠点的機能の分担・連携を図ることとしている。地域再生計画等の活用についても検討を進め、自主的・自立的取組による地域課題の解決を図る。

さらに、本市過疎地域の自然、産業、文化や土地利用等の特性を活かした持続的発展を目指すため、過疎地域を大きく二つに分け、次のように振興を図る。

※1 令和コミュニティトーク… 市長が地域に出向き、市民と一堂に会し対話を重ねる場。

※2 定住自立圏… 人口減少、少子高齢化が進行する中で、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出することを目的とする施策。

①樋脇・入来・東郷・祁答院地域

本市過疎地域のうち樋脇・入来・東郷・祁答院地域においては、認定農業者や集落営農組織の育成、耕作放棄地の解消、農業公社による受託作業や地域農業の担い手となることが期待される、意欲ある新規就農者の育成及び農地の流動化を推進するとともに、農業の持続的発展と多面的機能を発揮するための生産基盤整備及び持続可能で安定した魅力ある農業経営を目指すための農業振興に努める。

また、畜産業においては、畜舎や飼料畑など生産基盤の確立や家畜防疫体制の強化、家畜排泄物適正処理など環境対策に努め、林業においては、森林の持つ多様な機能を活用し、森林資源の質的な充実と活力ある林業の育成を図り、森林の持続的な経営・管理とその多面的な利用を推進する。

さらに、地域間の道路交通網等の各種社会資本の整備、田園地域の形成などを進めるとともに、地域ごとの生活利便性の維持と地域間における交通ネットワークの整備等により、暮らしの安全・安心を確保し、持続可能な地域社会の形成及び経済成長の実現を目指す。

加えて、豊かな自然や地域の宝である伝統芸能・行事・文化財等を再評価し、その多様な地域資源をNPO法人など地域に根ざした組織と協働で、総合的かつ独創的に展開していくことで、新たな雇用創出と付加価値の高い地場産業の振興につな

げるとともに、若年層にも魅力ある活躍の場を創出する。

こうした取組により、豊かな自然と美しく趣のある田園地域の形成を図り、更にはグリーン・ツーリズム等による都市と農山村との交流人口・関係人口等の拡大を図り、活力と魅力ある地域づくりを進める。

②甌島圏域

甌島圏域においては、高級魚介類を主体とした養殖漁業や加工・流通体制の強化、水産資源供給基地としての地位の確立、新規就業者や後継者の育成・確保など、水産業の振興に努めるとともに、水産物の流通ルートの整備により本土圏域を含めた市域全体での地産地消を推進する。

また、令和2年8月の甌大橋完成を契機に、より多様な産業間の連携による観光振興を図ることによって観光業のみならず、様々な産業分野の発展と島民の所得向上、雇用機会の拡充に寄与するための甌島のツーリズムを推進する。

さらには、受入環境の向上、魅力的な商品・サービスの提供、ガイド等の人材育成を行うことにより、更なる交流の促進を図り、人情豊かな心温まる「おもてなし」を育む魅力ある広域観光ルートの形成等を推進する。

また、交通基盤の形成を引き続き図るとともに、医師・医療従事者の確保など市民生活に直結する地域医療等の暮らしの安全・安心を確保する。

こうした取組により、水産業の安定的な発展と交流人口・関係人口等の拡大を図り、活力と魅力ある地域づくりを進める。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

・ 人口に関する目標

①長期的展望

平成27年10月に策定し、令和2年3月に一部修正した薩摩川内市人口ビジョンにおいて、基準値を平成27年の人口96,076人（国勢調査）とし、令和42年の人口規模を68,890人と設定し、必要な政策を推進する。

②合計特殊出生率

国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率に基づき、令和12年に1.97、令和22年に人口置換水準2.07を達成し、令和32年に2.20を目指すものとする。年間の出生数については、長期にわたって750人前後を維持する。

③将来展望を実現するための戦略

雇用の創出等により若い世代の呼び込み・呼び戻し等対策により、20歳代等の雇用を増やし、進学・就職で転出していく人々を減少させることにより、社会増減のプラスマイナスゼロにする。

子どもを産み育てたい希望に応える施策等により、子育て世代が、安心して結婚・妊娠・出産・子育てをすることができる社会環境を実現し、転出超過の状況を改善し、令和22年までには人口移動を半減させる。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

(1) 評価時期

事業実施年度の翌年度に評価を実施する。

(2) 評価手法

本計画で定めた成果指標や目標値等について、評価を実施し、市民に分かりやすい指標等の設定を意識しながら、その進捗状況や今後の方針等を示す。

このように本市の取組について客観性や透明性を持たせるための施策に取り組んでいるほか、市民アンケートなどを毎年度実施することにより事業の重点化を図るなど、効果的かつ効率的な行政経営の推進に努めている。

今後も続く人口減少や少子高齢化を起因とした多くの政策課題に対して、人・モノ・カネなどの必要な経営資源を投入していくためにも、PDCAサイクル※¹による検証と改善に引き続き努めていく必要がある。

※1 PDCAサイクル… Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

7. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における施設整備の基本的な方針等

①公共施設再配置計画における再配置方針

1. 利用者の安全確保のための再配置
定期点検、劣化状況等に基づき適切な時期に修繕、改修等を実施することにより、施設の安全性を確保し利用者の安全安心を確保するための適切な維持管理を行う。
2. 地域バランスを考慮した再配置
施設の利用頻度や利用実態に基づき地域バランスを考慮し、市町村合併による重複した施設の在り方を検討し、まちづくりの視点で再配置を行う。
3. 地域の交流を創出する再配置
人口減少・少子高齢化の影響を考え、地域の拠点施設として施設の利便性や利用率を高め、にぎわい・交流を創出する再配置を行う。
4. 適切な施設規模での再配置
厳しい財政状況を考慮し市勢規模に見合った適正配置を行い、次世代への負担軽減を図る。



②公共施設再配置計画における数値目標

- ・公共施設の延床面積を30年間で43%削減
- ・維持管理経費を年間10億円削減

上記目標を達成するための削減割合と削減面積の目標

実施期間	第1期 平成29年～令和8年	第2期 令和9年～令和18年	第3期 令和19年～令和28年
削減割合	△13%	△15%	△15%
削減面積	△66千㎡	△76千㎡	△76千㎡

今後は、旧市町村単位での集約化及び複合化等による公共施設の再配置を、薩摩川内市公共施設等総合管理計画及び薩摩川内市公共施設個別施設計画に基づき、薩摩川内市公共施設マネジメント会議の調査研究・審議をもって進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営による本市過疎地域の持続的発展に努める。

9. SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(エスディージーズ。Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする「持続可能な開発目標」のことで、17の目標から構成されている。

SDGsの理念については、本市過疎地域持続的発展計画で示された基本方針等と重なるものであり、過疎地域持続的発展計画を推進することで、SDGs達成に向けた取組を推進することにつながる。

今回の過疎地域持続的発展計画においては、事業内容ごとにSDGsの目標を関連付け、SDGs推進に取り組むこととしている。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点

(1) 移住・定住

全国的に人口減少が進む中、特に地方では生産年齢人口の減少が全産業で深刻な問題となっている。本市においても、都市部への人口流出による人口減少や中小企業の人材不足は深刻な問題であり喫緊の課題となっている。大都会にはないみどり豊かなゆとりある生活環境や、九州新幹線などの交通アクセスが良好な本市であるが、少子化や若年層の市外への進学・就職に伴う人口減少が顕著なことから、地元企業への人材確保を図りつつ、誰もが住み慣れた地域に住み続けられるよう、移住定住施策を展開していく必要がある。

(2) 地域間交流

国内の各地域間の人・モノ・情報の活発な交流は、他地域との結びつきを深め、地域に活力とにぎわいを創出し、地域の活性化の起爆剤となることが期待されている。本市においても、川内川流域市町との交流活動等を進めているところであり、今後は、市外の地域との交流のみならず、市民の一体感の醸成を図る観点から、市内の各地域間の交流・連携を積極的に進めるなど、多様な地域間交流の推進に取り組む必要がある。

(3) 人材育成

高齢化や人口減少に伴う地域のリーダーなどの担い手不足等により、自治会・地区コミュニティ協議会の活動や伝統文化の保存・継承、災害時の対応など集落機能が低下しつつある。自ら地域の課題を解決し、地域が自立し活性化していくために、けん引役となるリーダー等の人材育成と地域連携を強化するとともに、地域資源を活用した交流事業やコミュニティビジネス^{※1}の展開を定着化していく必要がある。

※1 コミュニティビジネス… 地域が抱える課題を地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

(4) その他

人口減少の中でも移住者を中心とした都市にはない新しいライフスタイルが育ちつつある。

2. その対策

(1) 移住・定住

- ・ 住みやすさ、暮らしやすさを含めた移住・定住情報の提供を強化する。
- ・ 地域の特色や環境を生かした移住体験事業を実施する。
- ・ 移住者の住宅の取得及びリフォームに対する支援を行う。
- ・ 若年層への経済的支援により、市内事業者への就労者確保に伴う移住の促進、市外への流出を抑制する。
- ・ 地域おこし協力隊制度を活用し、任期満了後に隊員が定住するための支援を行っていくなど、地域おこしと若者の地方定住を目的とした、総合的で有機的な機能連携を推進する。さらに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや生活基盤整備等を図るとともに、シティセールスを進めるなど、関係部署との連携を強化しながら、総合的な市民サービス対策による定住促進を展開する。

(2) 地域間交流

①国際交流

友好都市である中国江蘇省常熟市や韓国慶尚南道昌寧郡との経済・教育・文化・スポーツなど、多面的な国際交流活動を通じて、互恵関係の構築及び相互理解の促進を図るとともに、青少年の国際交流事業の推進や市民の国際交流活動への機会を創出する。

また、多様性を尊重し、異なる文化背景を持つ人々を認め合うことで、地域においても外国人住民との連携・協力することによって、多文化共生社会を実現し、地域活力の維持に努める。

②国内・地域間交流

多様な交流体験活動を通して、地元児童と留学生の豊かな心を育む漁村留学制度を進めるとともに、地域の文化や情報の発信、イベントの開催による地域間交流を推進する。

さらに、各地域の観光や文化の振興等を図る観点から、甌島ツーリズムやグリーン・ツーリズム、サムライ・ツーリズムなど個人の興味や関心を喚起するような自然体験滞在型観光の推進をはじめ、観光農園など地域産業との連携による参加・体験滞在型観光の展開などを通じて農山漁村地域と都市住民との交流を促進し、他地域との交流機会の創出に努める。

(3) 人材育成

誰でも出番や役割のある地域活動が展開される土壌づくりが求められているため、個人のライフスタイルや多様な価値観を踏まえながら、地域のけん引役となるリーダー等の人材育成を図る。

(4) その他

UIターン者等や市民の新たな生活様式（テレワークやワーケーション等）へ対応した支援策を講じ、移住・定住・地域間交流、人材育成の促進等を図る。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 移住・定住	定住支援センター運営事業 「具体的な事業内容」 本市への移住・定住を考えている 方への包括的な支援を行うもの 「事業の必要性」 移住・定住希望者への支援のため 「見込まれる事業効果等」 本市への移住者・定住者の増加	市	
		定住促進補助事業 「具体的な事業内容」 本市転入者への住宅の取得・リ フォーム・新幹線通勤定期購入に 係る補助金を交付するもの 「事業の必要性」 転入者の増加と定住のため 「見込まれる事業効果等」 本市の人口減少の緩和	市	
		地域移定住促進事業 「具体的な事業内容」 個人又は地域団体による移住・定 住活動に係る建物の整備費用を補 助するもの 「事業の必要性」 地域活性化と地域への移住・定住 促進のため 「見込まれる事業効果等」 地域主体による移住促進活動の活 性化	市	
		空家利活用促進事業 「具体的な事業内容」 本市の空家バンクを利用して成約 があった場合に奨励金を交付する もの 「事業の必要性」 定住促進と空家の有効利用のため 「見込まれる事業効果等」 地域の活性化と移住者・定住者の 増加	市	
		移住促進支援事業 「具体的な事業内容」 移住体験住宅の運営と定住促進補 助金等を交付するもの 「事業の必要性」 移住希望者への市での生活体験の 場の提供と市外からの移住促進の ため 「見込まれる事業効果等」 移住・定住者の増加・市内企業等 における人手不足の解消	市	
		奨学金返還支援事業 「具体的な事業内容」	市	

		<p>市内就職者が借りていた奨学金の返還を支援するもの</p> <p>「事業の必要性」 産業人材の確保、市外流出の抑制のため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 市内事業者への就労促進と若者の市外流出の防止</p> <p>就学定住支援事業</p> <p>「具体的な事業内容」 市内大学等就学者の入学金に係る補助を就学時・市内企業就職時に行うもの</p> <p>「事業の必要性」 市内在住高校生の市内大学への進学と市内企業への就労促進のため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 市内大学等進学者・市内事業者就職者の増加</p> <p>地域おこし対策事業</p> <p>「具体的な事業内容」 地域力を発揮するコミュニティ活動等への支援を行うもの</p> <p>「事業の必要性」 地域活性化のため</p> <p>「見込まれる事業効果」 地域への定住</p> <p>さつませんだいスマイル応援隊事業</p> <p>「具体的な事業内容」 地域外から伝統行事や郷土芸能、地域活動等に参加することにより、地域内外の方々がつながる仕組みを構築するもの</p> <p>「事業の必要性」 地域の伝統行事や郷土芸能の継承、地域活動等の維持のため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 関係人口の創出、地域活動等の担い手不足の解消及び地域社会の維持、地域活性化</p>	市	
	地域間交流		市	
			市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
10 市営住宅	1 公営住宅	長寿命化	・公営住宅等長寿命化計画に基づき既存の市営住宅の長寿命化を行い更新コストの削減を図る。
	2 特定公共賃貸住宅		
	3 一般住宅		

13 その他	1 駐 車場等	長寿命 化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	3 教 職員住 宅	転用 解体	・集約化となった学校の教職員住宅は他の目的への所管 換えを検討し、老朽化した教職員住宅は計画的な解体を 検討する。 ・老朽化した教職員住宅は解体し民間賃貸住宅の活用を 図る。
	6 そ の他	長寿命 化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

第3章 産業の振興



1. 現況と問題点

(1) 農業

本市過疎地域の農業を取り巻く状況は、農家人口の減少と担い手の高齢化、後継者不足に伴い、農業生産力が低下するとともに耕作放棄地が年々増加しており、環境への影響が懸念されているところである。

このような厳しい環境の中、本市では、重点品目である「いちご」「ごぼう」「らっきょう」「きんかん」「ぶどう」「みかん」「茶」「水稻」を含む野菜、果樹、工芸作物、花き、畜産など多様な農業が取り組まれている。

今後、農家の所得向上と経営安定を図るためには、これらの作物を組み合わせ合わせた複合経営を推進するとともに、ほ場やかんがい排水対策等の生産基盤の整備に加え、将来の農業の担い手となる後継者や新規就農者の確保・育成と、集落営農組織の育成や遊休農地の有効活用に努めることが必要であり、環境に配慮しながら地域特性を活かした魅力ある農産物の生産と活力ある地域農業を推進していくことが重要である。

また、農山村地域の活性化を図る上では、グリーン・ツーリズムによる都市住民との交流を推進する取組が必要である。

畜産は、本地域農業の柱の一つであり農業生産額の7割を占めている。その主なものは、肉用牛と養鶏で、畜産生産額の約9割を占めている。このうち肉用牛生産農家については、高齢化の進行やコロナ禍以降、子牛価格の下落・飼料価格等の高止まりが経営を圧迫し、やむを得ず経営中止する農家も散見され、戸数・頭数共に減少している。このような中、生産性の向上、コスト低減を図りながら、高品質の子牛生産に努めており、市場評価もやや持ち直した価格で推移している。

一方、悪臭等の畜産起因による環境問題等を抱えている。

(2) 林業

本市過疎地域の総林野面積は30,037haで、国有林が2,415ha(8.0%)、民有林が27,622ha(92.0%)となっている。人工林面積は民有林の39%(10,674ha)を占めており、スギ・ヒノキの人工林の林齢のピークは11齢級から12齢級(56～60年生)にシフトし、林齢や蓄積量の面では充実してきているものの、健全な森林を育成する観点から間伐を必要とする森林が依然として多く存在している。

林家のほとんどが小規模経営で、その大部分が農業との複合経営である。

特用林産については、早掘りたけのこ生産の基盤整備を進めるとともに、JAやたけのこ加工場等と連携して販売拡大に努めているが、生産量は伸び悩んでいる。林業労働力については、林業労働の担い手である森林組合の林業技能者数が横ばいで推移していることから、労働条件の改善や社会保障制度加入を進め、担い手の確保育成に努めている。

(3) 水産業

甕島圏域の漁業は、沖合漁業の不振から沿岸域に集中した操業が行われている。令和5年の漁業センサスによると経営体数142で、うち刺し網、一本釣りが大部分を

占め、漁船勢力は5トン未満の小型・中型船が全体の77%となっており、沿岸中心の漁業形態となっている。

漁業種類別で定置網漁業とキビナゴ刺網は、水揚げの約半分を占めているものの、自然条件や海況に左右されやすいため、好不漁の差が激しく不安定な要素を秘め、しかも多大な設備投資や漁場の制約等もあって、これ以上増やせない厳しい局面ではある。

また、クロマグロの養殖事業は、地域の安定的な雇用を含め今後期待される場所である。

自然環境は、磯焼けによる藻場の減少や、沿岸域での過大な操業など、自然体系での生産能力は著しく低下しており、また、現役世代の魚離れによる需要の減少など、漁獲不振と魚価の低迷が続いている。

漁港は、第4種が2港、第2種が2港、第1種が6港あり、それぞれ整備計画に基づき整備されつつあるが、台風時や冬期の季節風による荒天時に他港への避難を余儀なくされている港もあるため静穏度を高める必要がある。

また、加工、流通体系の整備や、漁村の生活環境の整備と合わせ、後継者の育成及び新規就労者に対する支援等、担い手の確保・育成に関する施策を展開していく必要がある。さらに、漁業経営の近代化や安定化を図る観点から、流通の拠点となる水産施設の整備も課題となっている。

一方、川内川管内における内水面漁業は、資源の減少等により水揚げが減少していることから、引き続き放流事業等の支援を行うこととする。

(4) 商工業

商工会などの関係団体との連携により、商工業者への支援体制の充実や内発型の産業振興が進みつつある一方、経済状況の変化に対応しながら商工業者の経営安定と地域経済の活性化を図る必要がある。

小売業などの商業については、地域商店街等における地元消費や店舗数の減少に対応するため、それぞれの地域の特性を活かした商店街の魅力向上を図る必要があるとともに、日常の買い物に不便を感じている地域においてはコミュニティや生活を支えるための対策が課題となっている。

また、産業活動において重要な役割を担っている燃料供給機能であるサービスステーションに関しては、今後過疎地域において既存店舗の廃業が懸念される。

地域経済を支える人材に関しては、少子高齢化に加え、若者の都市部志向の復調に伴う市外流出人口が増加している状況から、地方の事業所においては雇用の確保が喫緊の課題となっており、新たな雇用の確保に向けた企業の自立した取組を後押しする。

一方、九州新幹線や国際定期コンテナ航路を有する重要港湾川内港をはじめ、高速交通網や産業用地の整備により、ビジネスを展開しやすい環境が整備されつつある中で、サテライトオフィスやDX関連等の新たな雇用の場を創出するため、地域特性を活かした積極的な企業誘致を推進する必要がある。

また、雇用・就業環境については、事業拡大等を模索する事業者向けの第二創業支援にも新たに取り組み、雇用の場の創出につなげる必要がある。さらに、近年増加傾向にある外国人材や、女性・高齢者などの多様な人材が働ける環境を整え、就業機会増加や雇用確保につなげることに努める。

(5) 観光

本市過疎地域には、樋脇・入来・東郷・祁答院地域の温泉や甕島国定公園、県立自然公園（川内川流域・藪牟田池）などの観光資源があり、さらには、入来麓武家屋敷群などの歴史的資源、各種観光施設も数多くあるが、観光客の大半は日帰り客・立ち寄り客であり、経済的な波及効果が小さいのが現状である。

また、甕島圏域では、「観光船かのこ」を活かした島内の周遊、マリンアクティビティなど海の体験観光が行われており、エコツアーの体験などにも取り組んできたが、手

つかずの自然や個性的な地域文化など、数多くある観光資源が有効に活かされていない問題がある。

今後、多種多様な観光資源の複合的な活用や統一的なサイン等整備、観光施設の機能充実が必要である。

■主な観光資源（薩摩川内市全域）

区分		主な資源
自然	甑島国定公園	鹿島断崖(ナポレオン岩など)、白亜紀～古第三紀の断層(地質)や化石トンボロ地形、カノコユリの自生地、長目の浜、なまこ池(半淡水湖)、貝池(世界7箇所ではしか生息していないといわれているバクテリア「クロマチウム」が生息)、鍬崎池、ウミネコの繁殖南限地、みっちり草原
	川内川流域県立自然公園	川内川、鮎、藤川天神臥龍梅
	藺牟田池県立自然公園	藺牟田池とその周辺施設(ベッコウトンボの生息地)
歴史文化		入来麓伝統的建造物群保存地区、旧増田家住宅、清色城跡、藤川天神(臥龍梅)、東郷文弥節人形浄瑠璃、甑島のトシドン、甑ミュージアム、里麓武家屋敷群通り、手打麓武家屋群通り

■観光施設（令和7年4月1日現在）（樋脇、入来、東郷、祁答院、里、上甑、下甑、鹿島地域）

区分	主な施設
観光・物販施設	【物販・飲食提供施設】 道の駅「樋脇」遊湯館、入来麓観光案内所、アクアタイム、きんかんの里ふれあい館、祁答院ロード51、上甑島・下甑島観光案内所 【観光船】 観光船かのこ
観光公園・キャンプ場・展望所	丸山自然公園/丸山公園/湯之滝公園/藤本滝公園/入来愛宕ビスタパーク/入来向山自然公園/清浦溪谷及びダム湖周辺/八重山高原/内之尾の棚田/入来鉄道記念公園/朝陽ふるさと公園/とうごう五色親水公園/東郷平和公園/樋渡川多目的運動公園/藺牟田池自然公園(キャンプ場)/矢立農村公園せせらぎの里/鍬崎遊歩道/上甑自然公園キャンプ村/田之尻展望所/橋の広場展望所/帽子山展望所/木の口展望所/瀬尾観音三滝公園/松島展望所/前の平展望所/鳥ノ巣山展望所/夜萩円山公園/百合草原藺落公園/八尻展望所/花瀬緑地公園/鹿島健康交流公園/藺落展望所

(6) 産業戦略

次世代エネルギー設備の導入が進み、企業と一体となって実証事業を進めてきた中で、本市過疎地域では地域の産業振興の実現のため、これらの実証で得られた「技術」と「地域産業」をマッチングし、次世代エネルギー産業育成や誘致を目指していく必要がある。

また、産業競争力が求められる中、AI・IoTの活用や新素材開発などの先端技術産業分野に取り組む動きが活発化し、企業を取り巻く環境が大きく変化しているため、本市においても先端技術産業分野に取り組む事業者の拡大や、支援の充実が求められる。

また、販路拡大・規模拡大等、経営基盤の支援強化と地場産業支援体制の構築を図るとともに、本市過疎地域の新たな雇用の創出、所得向上及び地域活性化につなげることが課題となっている。

2. その対策

(1) 農業

① 農業経営の強化

経営感覚に優れた農業法人を含む認定農業者や集落営農組織の育成と確保対策を強化し、経営の安定化を図るとともに、後継者やU I ターン者等による就農者及び他産業からの新規参入者による就農への誘導に努める。特に、就農希望者に対する情報提供や農業公社、農業団体、先進農家等で学べる研修体制を確立し、就農後は、早期に自立できるように、技術指導や経営基盤の支援、経営助言等を行うため関係機関・団体と連携した新規就農者の育成拠点とサポート体制の整備に取り組む。

さらに、地域農業を守る高齢農業者や女性農業者の活動を支援する。また、農地の流動化を推進し、認定農業者等への利用集積を図るとともに、環境と調和した農業を展開する。

② 農業公社の充実

令和7年4月に開所した「薩摩川内アグリセンター」を活用した農作業受委託事業（無人ヘリ防除、育苗、ライスセンター等）の充実、研修事業による新規就農者の育成や、認定農業者等へ農地を集積するため農地中間管理事業に取り組み、地域農業の維持・発展を図る。

③ 畜産振興対策の推進

畜産農家の9割を占める肉用牛生産農家を対象とした家畜改良事業や畜産施設整備事業などの農家支援の充実にも努めるとともに、国事業等の活用による肉用牛中核農家の育成や、家畜防疫への取組、家畜排せつ物処理施設の整備による環境にやさしい畜産経営に取り組む。

これらの取組により、中核的畜産農家を育成するとともに後継者育成・確保にも努め、畜産振興を推進する。

④ 重点品目等の振興

本市重点品目（いちご、ごぼう、らっきょう、きんかん、ぶどう、みかん、茶、水稻）及び本土・甌島圏域、それぞれの地域性を活かした奨励品目の生産に取り組んでいる農業者に対して、生産指導、各種補助事業及び販売促進活動の支援を強化し、農業経営の安定による産地形成を図る。

⑤ 農村地域の振興

「共生・協働の農村づくり運動」を推進し、集落外の多様な主体との交流連携による新たな「むらづくり」を展開する。

また、高齢農家を含めた農家所得の向上を推進するため、「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」を活用した農村環境の保全と荒廃農地の発生防止、解消に努める。

⑥ 農業・農村基盤整備の推進

農地・農業用排水施設・農道の整備を推進するとともに、これまで整備された土地改良施設の適正な維持管理に努める。また、集落内の道路等の整備など農業集落の環境整備に努める。

(2) 林業

① 森林資源の確保

環境保全・水源かん養機能や山地災害防止機能が求められる森林については、間伐の実施や伐採跡地への再生林など適正な森林保全に努める。

また、地球温暖化防止に市民の期待が高まっていることから、多様で健全な森林づくりに取り組み、長期的な視野に立って森林資源の整備を図る。

②林業経営の高度化

木材需要拡大に向けたPRの強化を進めながら、持続的な林業経営活動を行うため提案型施業の積極的な取組を行い、施業の集約化及び機械化等コスト縮減の取組を着実に進めるとともに、事業量の安定確保を図る。

また、森林組合を中心に地域における森林整備の中核的担い手となる林業事業者の育成・確保等長期的視点に立った労務対策に努め、県と連携しながら、林業事業者組織の活性化を促進する。併せて、経営管理が行われていない森林について、森林経営管理法に基づき、適切な森林整備を推進する。

③特用林産物の振興

県内有数の竹林面積を有し、豊かな竹林資源を活かすため、改良等による基盤整備や管理路等の一体的な整備を進めるとともに、生産技術の向上に努め、林家の所得向上や農山村地域の活性化を図る。

さらに、早掘りたけのこの生産振興のため、JAやたけのこ加工場等と連携して販路の拡大に取り組む。

④林業生産基盤の整備

間伐を計画的・効率的に実施するため、林内路網の整備が不可欠なことから、現地の状況や作業内容を踏まえながら、その基盤となる林道・作業道及び作業路を適切に組み合わせて、高性能林業機械等による効率的な施業を可能とし、搬出経費の軽減を図る林内路網整備を推進し、生産性を向上させる取組を進める。

(3) 水産業

①安定的な水産業経営の実現

水産業経営の安定に向けてブランド化の推進や流通体制の強化、さらに、漁協と連携して漁業青壮年部の支援を行い、経営感覚に優れた水産業の担い手の育成・確保を進める。

②つくり育てる漁業の推進

魚礁の設置を始め、稚貝稚魚の放流、藻場の育成、安定的な養殖漁業を営むための施設の整備改修等、栽培漁業に向けた様々な取組を進める。

また、離島漁業再生支援交付金事業の推進により、有用魚種等の放流を積極的に実施する。

③ブランド化の推進

加工業者と流通業界の連携の下に販路拡大に努め、新製品の開発やブランド化、施設の近代化、協業化、集団化を促進する。また、水産物販売・流通体制の強化を図るため、本市の新たな水産物販売・流通拠点施設の活用に向けた取組の検討を進める。

④漁村振興

体験学習の推進や都市住民との交流促進、UIターン等を進める地域づくり、定住促進対策等を進め、活力ある漁村づくりを目指す。

また、離島漁業再生支援交付金事業の推進により、漁業集落の振興を図る。

⑤漁業・漁村基盤整備の推進

魚礁の設置による漁場の整備を進めるとともに、里、小島、中甌、平良、青瀬、

瀬々野浦、片野浦、芦浜、手打及び藺傘田の各漁港の計画的な整備を進める。

また、漁港施設の老朽化が進んでいることから、機能保全計画策定により、集落と漁船の安全を図る施策を検討する。

(4) 商工業

①地域経済活性化と中小企業の支援

商工会などの関係団体と協力しながら事業者が抱える課題への相談対応や事業連携の支援により地域経済の活性化を図るとともに、経営基盤の強化や事業承継に取り組む中小企業等の支援と育成を進める。

また、それぞれの地域の特性を活かした賑わいのある商圈の充実を図る一方、日常の買い物に不便を感じている地域と関係事業者との連携に取り組む。

過疎地域における経済活動、産業振興の停滞を招かない商工業の事業環境を確保するため、サービスステーションの在り方を検討していく。

②既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進

南九州西回り自動車道、重要港湾川内港、電源立地地域など、地域の強みを活かし、入来工業団地をはじめとする立地適地への企業誘致を推進する。

また、市内における起業・創業を後押しするため、関係団体と連携した総合的な支援を展開し、新たな雇用機会の創出に取り組む。

さらに、地場産業を含む多様な業種の民間企業や大学、研究機関等において交流が活性化することによる新たな業種・業態の転換やベンチャー企業等の起業支援についても積極的に取り組む。

③多様な人材を活かす雇用対策の推進

継続的な雇用と多様な人材が活躍できるよう、市内学校等新卒者の地元企業への就職を促進するとともに、企業が自らの魅力を発信し採用力が向上するための取組やICTを活用したDX推進による働き方改革や生産性の向上を達成した選ばれる企業となるための取組を実施する。

(5) 観光

①観光資源の複合的な活用

地域内の様々な自然環境等の活用を通じて、観光振興を図る。特に、甬島の美しい景観の演出、東部エリアの趣のある温泉街などのネットワーク化を図りながら、農林業や水産業、マリンアクティビティ等の体験・滞在型観光（ツーリズム推進事業）を推進する。

また、農業・漁業・運輸流通業・商業等の産業間連携を促進することにより、地域経済を支える新たな観光関連産業の更なる振興を図る。

②スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致

プロスポーツ等のキャンプ、各種スポーツ大会及び合宿、コンベンションを積極的に誘致する。さらに、フィルムコミッション事業の推進や美しい自然や景観、温泉、歴史・文化資源など、多様な地域の宝の輝きに磨きをかけ、魅力ある観光地づくりを進めるとともに、これらを有機的にネットワーク化させた新たな観光プログラムを構築し、観光客等の関係人口・交流人口の増大を図る。

③受入体制等の整備

観光関連事業者はもちろんのこと、市民一人ひとりの「おもてなしの心（ホスピタリティ）」を向上させるとともに、観光ガイドの充実を図るなど、市全体としての受入体制を整え、リピーターの定着・増加を目指す。

④温泉資源の活用と温泉街の活性化

地域に点在する温泉の情報発信を行い、温泉街活性化を図ることで、観光資源としての魅力を高める。

⑤観光施設の機能充実

特産品、土産品などを展示・販売できる物産販売所の機能充実を図りネットワーク化を促進する。また、温泉・宿泊施設やキャンプ場など観光客等が快適かつ気軽に利用できるようサービスの向上に努め、施設の整備・充実を促進し、観光情報の効果的な提供に努める。

(6) 産業戦略

①薩摩川内ブランドの創出・活用

地域資源を活かした交流型観光等の推進による薩摩川内ブランドの創出を目指し、地域の魅力的な商品・サービスの発見・育成・開発を図る。

また、特に有力なものをトップブランドに認証するなど、品質の向上に努める。

②交流型観光の推進

観光物産と多様な地域資源を組み合わせた交流型観光の推進による観光業の産業力強化を図る。各種メディアを積極的に活用し、歴史・文化やスポーツ観光を含めた旅行誘客や、九州新幹線や肥薩おれんじ鉄道の活用と併せて、各種団体と幅広く連携を図り、本市のブランド力を高めるとともに、知名度・好感度の向上を目指し、販路拡大につながるシティセールスプロモーションを推進する。

③農林漁業の六次産業化の推進

農林漁業の振興と農林漁業者の所得の向上を図るため、農林漁業者が主役の六次産業化^{※1}を推進するとともに、本市産農林水産物の付加価値の向上等を図るため、市内の農林漁業者と商工業者等が有機的連携の下に新商品開発等を行う農商工連携を促進する。

また、既存の取組を更に進化・発展させていくため、農林漁業者と関係機関等とのネットワークを強化し、その販売ノウハウや販売ルートの活用等により、各商品の特性に応じた効果的な販路開拓の推進や、生産者である農林漁業者と消費者・実需者等との交流機会の拡大、他産業や教育研究機関との連携等により、消費者ニーズに対応した魅力ある商品開発を促進する。

さらに、六次産業化に関するPRの充実や農林漁業者相互の連携強化の促進等により、新たに六次産業化の取組を開始しやすくなるような環境の整備を図る。

※1 六次産業化… 地域資源を有効に活用し、農林漁業者がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら加工（第二次産業）、販売（第三次産業）に取り組み、経営の多角化を進めることで農林漁業の雇用確保や所得向上を目指すこと。

④食育・地産地消の推進

「薩摩川内市食育・地産地消推進計画」に基づき、市民が、地元産の新鮮で安全・安心な食材を積極的に活用した健康で豊かな食生活を実現するため、食育と地産地消の推進に向けて、関係機関・団体が連携した取組を展開する。

⑤産業創造

SDGs・カーボンニュートラル^{※1}の達成に向けた機運の高まりから次世代エネルギー関連の先端技術を取り入れた事業の振興を推進し、地域資源や地域特性を活かした新産業の創出と地場産業の競争力強化につなげ、さらには雇用の創出も図る。

本市では、「循環経済産業都市」の推進に取り組んでおり、特に、川内港臨海ゾー

ンでは、唐浜地区国際物流ターミナル整備事業が進められているとともに、広域的な交通ネットワークの構築が図られている。これらの機能や強みを活かし、川内港久見崎みらいゾーン^{※2}やサーキュラーパーク九州^{※3}を循環経済^{※4}や新たな産業創出の拠点と位置付け、これらの用地や高城産業用地^{※5}への積極的な産業立地の推進を図り、持続的な地域経済の活性化や雇用創出に取り組む。

※1 カーボンニュートラル（carbon neutral）… 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

※2 川内港久見崎みらいゾーン… 薩摩川内市土地開発公社が開発した久見崎町にある16.7haの産業用地のこと。

※3 サーキュラーパーク九州… 川内（火力）発電所跡地の資源循環の拠点のこと。

※4 循環経済… 廃棄物を再生及び再利用して循環するなどして、市場のライフサイクル全体であらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用（再生材活用等）を図りつつ、ストックを有効活用（製品のシェアリングや二次流通促進等）しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る社会経済システムのこと。

※5 高城産業用地… 薩摩川内市土地開発公社が開発した高城町にある10haの産業用地のこと。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備	農 業	かごしまの農業未来創造支援事業	市
			薩摩川内地区農道保全事業	県
			農村地域防災減災事業	県
			農地中間管理機構関連農地整備事業	県
			農地耕作条件改善事業	市
	林 業	かごしまの竹で育む産地づくり事業 (竹林改良、管理路整備)	筍生産者団体	
		森のめぐみの産地づくり事業 (竹林改良持続的促進)	筍生産者団体	
		森林環境譲与税事業	林業事業体	
		市有林保全整備事業 (植栽・下刈・間伐)	林業事業体	
		林道改良事業	市	
	水産業	(2)漁港施設	林道舗装事業	市
			広域漁場整備事業（増殖場整備）	県
			水産物供給基盤機能保全事業	市
			漁港施設整備事業（負担金）	県
			甌島水産施設整備事業（補助金）	市

	(3) 経営近代化 施設			
	農業	活動火山周辺地域防災営農対策事業	農業者団体	
	(4) 地場産業の 振興			
	技能習得施設	就農者育成拠点施設整備支援事業	農業公社	
	生産施設	かごしまの農業未来創造支援事業	農業者団体	
		畜産基盤再編総合整備事業	県地域振興 公社	
		資源リサイクル畜産環境整備事業	県地域振興 公社	
	(5) 企業誘致	企業立地支援事業	市	
	(7) 商業			
	その他	創業支援事業	市	
(9) 観光又はレ クリエーション		丸山自然公園施設整備事業	市	
		丸山公園施設整備事業	市	
		樋渡川多目的運動公園施設整備事業	市	
		朝陽ふるさと公園施設整備事業	市	
		祁答院生態系保存資料施設（資料館 アクアタイム）改修事業	市	
(10) 過疎地 域持続的発展特 別事業		蘭牟田池自然公園整備事業	市	
	第1次産 業	新規就農支援事業 （資金）（機械・施設） 「具体的な事業内容」 経営の不安定な就農初期段階の農 業公社研修生に対し、経営が軌道 に乗るまでの期間、支援を行うも の 「事業の必要性」 就農当初は、農業資材等の初期投 資が大きく、生活基盤に大きな影 響があることから、就農継続する	個人	

		<p>ため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 新規就農者が初期投資等の軽減を図ることによる経営安定化</p> <p>新規就農者育成総合対策事業（経営開始型）</p> <p>「具体的な事業内容」 経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、経営が軌道に乗るまでの期間、支援を行うもの</p> <p>「事業の必要性」 就農当初は、農業資材等の初期投資が大きく、生活基盤に大きな影響があることから、就農継続するため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 新規就農者が初期投資等の軽減を図ることによる経営安定化</p>	個人	
		<p>農業次世代人材投資事業（経営開始型）</p> <p>「具体的な事業内容」 経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、経営が軌道に乗るまでの期間、支援を行うもの</p> <p>「事業の必要性」 就農当初は、農業資材等の初期投資が大きく、生活基盤に大きな影響があることから、就農継続するため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 新規就農者が初期投資等の軽減を図ることによる経営安定化</p>	個人	
		<p>新規就農者経営発展支援事業</p> <p>「具体的な事業内容」 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援するもの</p> <p>「事業の必要性」 就農当初は、農業資材等の初期投資が大きく、生活基盤に大きな影響があることから、初期投資の支援を行う必要がある</p> <p>「見込まれる事業効果等」 新規就農者が初期投資等の軽減を図ることによる経営安定化</p>	個人	
		<p>環境保全型農業直接支援対策事業</p> <p>「具体的な事業内容」 農業者の組織する団体等が実施す</p>	農業者団体	

		<p>る化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援するもの</p> <p>「事業の必要性」 環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動を図るため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進</p> <p>食育・地産地消推進事業</p> <p>「具体的な事業内容」 地元の旬の食材を使った料理教室の開催等、食育・地産地消の普及・定着を図るもの</p> <p>「事業の必要性」 正しい食の知識や食生活の実践、郷土の食文化の継承、地元農産物の良さを理解してもらうため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 生活習慣病の予防や改善、地元食材の活用や健康で豊かな食生活の実現等</p> <p>森林環境譲与税事業</p> <p>「具体的な事業内容」 間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を行うもの</p> <p>「事業の必要性」 地球温暖化防止（温室効果ガス排出削減）や土砂災害防止、市土保全等のため、適切な森林整備等を行う必要があるため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 森林の公益的機能の維持・向上、林業従事者の育成、木材利用の促進など</p> <p>水産物消費拡大補助事業</p> <p>「具体的な事業内容」 水産物の消費拡大及び魚食普及に努める川内とれたて市場でのイベントPR等の支援を行うもの</p>	<p>市</p> <p>林業事業者</p> <p>実行委員会</p>	
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------	--

		<p>「事業の必要性」 川内近海及び甌島近海の魚介類を広く市民に周知し、川内とれたて市場の円滑な運営を図るため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 イベント活動等による集客の向上及び売上の増加</p> <p>離島漁業再生支援交付金事業</p> <p>「具体的な事業内容」 漁場再生活動として、藻場造成、種苗放流、産卵場の整備、新たな漁具・漁法の導入、販路拡大の活動支援を行うもの</p> <p>「事業の必要性」 漁場利用の合理化・適正化を目指した事業であり、漁業集落の活性化につながるため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 漁業種間の相互連携強化及び漁業所得の向上</p> <p>離島水産物地産地消促進事業</p> <p>「具体的な事業内容」 甌島漁協で水揚げされた水産物を川内とれたて市場までの輸送支援を行うもの</p> <p>「事業の必要性」 甌島近海で水揚げされた魚介類を島外に出荷する際の甌島漁協への輸送経費支援のため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 甌島漁協から本市内陸部への水産物の供給を図る流通システムの構築及び漁業者の安定的な出荷</p> <p>農地流動化促進事業</p> <p>「具体的な事業内容」 農地流動化の促進及び農業の中核的担い手の育成並びに農地の集約拡大を図り、もって本市農業の生産性向上及び他産業並の所得の向上に資することを目的に、農地流動化促進事業補助金を交付するもの</p> <p>「事業の必要性」 経営規模拡大を目指す中核的農家の経営意欲の向上に資するとともに、貸し手に対する補助もあることから、土地持ち非農家の協力も得ることができ、耕作放棄地の発生防止に寄与するため</p> <p>「見込まれる事業効果等」</p>	<p>漁業集落</p> <p>漁協</p> <p>市</p>	
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	--

		未利用農地等を、地域の中核となる認定農業者等に所有権移転及び賃貸することで、農用地の有効利用を図ることによる、農業生産力の向上及び農業経営の合理化		
	観光	<p>甌島ツーリズム推進事業 「具体的な事業内容」 甌島エコツーリズムを推進するため、甌島ツーリズム推進協議会へ補助等をするもの</p> <p>「事業の必要性」 資源の保全と観光の推進により、地域振興を推進するため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 エコツーリズムの推進による甌島への交流人口の増加</p>	市	
		<p>甌島観光ラインPR事業 「具体的な事業内容」 甌島の2次交通の利便性向上のため事業を行うもの</p> <p>「事業の必要性」 観光客の2次交通の充実のため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 2次交通を充実させることによる交流人口の増加</p>	市	
		<p>観光イベント事業 「具体的な事業内容」 過疎地域イベントへ補助をするもの</p> <p>「事業の必要性」 イベント開催による過疎地域のPR、訪問のきっかけづくりのため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 観光イベントの実施による交流人口の増加</p>	市	
		<p>ツーリズム事業 「具体的な事業内容」 農業体験等による交流人口増加のため、グリーン・ツーリズム推進協議会へ補助するもの</p> <p>「事業の必要性」 農業や自然は本市の特色であり、グリーン・ツーリズムを推進するため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 自然や農業の体験による、地域資源の保全及び活性化</p>	市	
	(11) その他	産地農業活性化支援事業	個人	

		産地農業後継者支援事業	個人	
		新たな地域担い手育成事業	集落組織	
		六次産業化推進事業	市	
		漁業従事者支援事業	個人	
		港湾県営事業負担金事業（里港）	県	
		港湾県営事業負担金事業（長浜港）	県	
		上甗地区海岸土砂浚渫事業	市	

4. 産業振興促進事項

（1）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
①樋脇地域	①製造業	令和8年4月1日～	
②入来地域	②情報サービス業等	令和13年3月31	
③東郷地域	③農林水産物等販売業	日	
④祁答院地域	④旅館業		
⑤里地域			
⑥上甗地域			
⑦下甗地域			
⑧鹿島地域			

（2）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章産業の振興」「2その対策」及び「3計画」のとおり

5. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付 譲与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甌島圏域及び川内原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・ その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命化 複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・ 併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文化施設	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
2 社会教育系施設	1 図書館	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率を高めるため他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 機能集約に当たり、分館については図書コーナーとして再配置するなど効率化についても検討する。
	2 郷土資料館等	集約化 複合化 長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況等により資料の整理や保管場所の確保を行い、他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 歴史資料館やまごころ文学館は計画的な維持補修を行い、建築年数の経過により長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	3 少年自然の家	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な改修や維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 観光施設	集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し類似施設の集約を行う。
	3 公衆浴場等	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配湯管の計画的な整備を行い、分湯施設の老朽化や湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は廃止する。
4 産業系施設	1 商工施設	複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 農林水産施設	複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。

1 1 公園	1 公 園	長寿命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は公園施設長寿命化計画に基づき計画的に既存施設の更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る。 ・その他の公園は指定管理者等において施設の安全点検と必要な修繕を行い、更新コストの削減を図る。 ・施設（東屋、トイレ等）は適正に維持し、老朽化が著しい施設については廃止する。 ・老朽化が著しい遊具は撤去する。
1 3 その他	1 駐 車場等	長寿命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	6 そ の他	長寿命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

第4章 地域における情報化



1. 現況と問題点

・ 情報化の推進

本市においては、令和7年度から、新たに第3次薩摩川内市総合計画の下での市政運営をスタートし、従来のデジタル化に関する取組をより一層加速させ、第3次総合計画で掲げられた「心ゆたかな暮らし」(Well-Being)、「持続可能な社会・環境・経済」(sustainability)の実現という理念の下で、第3次総合計画の政策・施策の実現をデジタルの力で下支えするため、新たにスマートデジタル計画を策定した。引き続きICT・IoT・AI・RPA・マイナンバーカード等を活用し、さらに充実した行政のデジタル化実現に取り組む必要がある。

なお、市内全域に光ファイバ網を整備し、超高速通信が可能なブロードバンド^{※1}環境整備が進展する中、第5世代移動通信システム(5G)による超高速大容量及び低遅延等を可能にした移動通信サービスが普及しつつある。

加えて利用機器においても、パソコンの他に、スマートフォン、タブレット等モバイル端末の保有状況が年々増加しており、デジタルサイネージ^{※2}やSNS^{※3}等の多様な情報発信・伝達手段を利用する際にインターネット利用率が高いなど、固定や移動通信サービスを利用した多様な情報通信環境を望む住民ニーズは年々増加傾向である。

一方、高齢者を中心に未だにICTを利活用していない市民も多く、市民間の情報格差(デジタル・ディバイド)が広がることも懸念され、ICT利活用能力の育成と、地域でのICT利活用の支援を行うことで、地域主体のまちづくりが加速されるものと期待される。

※1 ブロードバンド… 高速・大容量のデータ通信が可能な回線のこと。

※2 デジタルサイネージ… 表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクトなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。

※3 SNS… Web上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービスのこと。

2. その対策

・ 情報化の推進

行政サービスをはじめとする医療・福祉・防災等生活分野における地域課題の解決や、地域に応じた情報格差(デジタル・ディバイド)の是正、利便性を享受できる環境の整備を図るため、電気通信事業者と連携して、光回線によるブロードバンドサービスを有効に活用し、デジタル技術を活用した地域課題の解決や、行政サービスの利便性向上を目指す。

また、市民一人ひとりが今まで以上にきめ細かいサービスが享受できる社会の実現、防災や見守り等による地域課題の自発的解消の促進など、ICT・IoT・AI・RPA・マイナンバーカード等を活用することで、より充実した行政のデジタル化(DX:デジタルトランスフォーメーション)実現に努める。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における 情報化	(3)その他	光ファイバケーブル維持管理事業	市	
		無線システム普及支援事業	市	
		公共ネットワーク機器等更改事業	市	
		公衆無線LAN機器等更改事業	市	
		高度無線環境整備推進事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付 譲与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甕島圏域及び川内原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・ その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命化 複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・ 併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文化施設	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
2 社会教育系施設	1 図書館	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率を高めるため他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 機能集約に当たり、分館については図書コーナーとして再配置するなど効率化についても検討する。
	2 郷土資料館等	集約化 複合化 長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況等により資料の整理や保管場所の確保を行い、他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 歴史資料館やまごころ文学館は計画的な維持補修を行い、建築年数の経過により長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。

	3 少年自然の家	長寿命化	・長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な改修や維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 観光施設	集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し類似施設の集約を行う。
	3 公衆浴場等	廃止	・配湯管の計画的な整備を行い、分湯施設の老朽化や湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は廃止する。
4 産業系施設	1 商工施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 農林水産施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
5 学校教育系施設	1 小学校	長寿命化	・「建物の健全度」に基づき、計画的な大規模改修工事を行う。
	2 中学校	長寿命化	
	3 給食センター	複合化 集約化	・施設の建替えが必要な場合は他の施設との複合化により浄化槽を共用するなど、維持管理経費の削減を図る。
7 保健・福祉施設	1 高齢福祉施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 障害福祉施設	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
	3 保健センター	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
8 医療施設	1 診療所	集約化	・診療所で老朽化が著しい施設は、他の施設の空きスペースへの機能集約を行い利用状況により廃止を検討する。 ・甌島圏域の診療所の再配置は、「甌島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
9 行政系施設	1 庁舎等	長寿命化 複合化	・本庁・支所は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・支所の空きスペースに他の施設の機能を集約し施設の建替えが必要な場合は複合化を行う。 ・甌島圏域の支所等の再配置は、「甌島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
	2 消防施設	長寿命化 複合化 集約化	・常備消防施設は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・老朽化が著しい非常備消防施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	3 その他行政系施設	複合化 集約化	・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。

13 その他	6 その他	長寿命 化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。
-----------	----------	----------	------------------------

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保



1. 現況と問題点

(1) 交通基盤

本市過疎地域内には、国道267号（熊本県人吉市～薩摩川内市間）、国道328号（鹿児島市～出水市間）があり、主要地方道として、川内郡山線、串木野樋脇線、川内加治木線、阿久根東郷線及び宮之城加治木線がある。これらの主要幹線道路については、交通量の増加に併せ、計画的に整備が行われている。今後も更なる改良を進め、交通拠点へのアクセス向上を図っていく必要がある。

北薩地域内では南九州西回り自動車道の整備が進められており、本市過疎地域とのアクセス道路の整備と併せて、高速交通ネットワークを形成するために早期の全線開通が望まれている。

一方、生活道路として利用されている一般県道や市道等においては、未改良区間も多く、幅員狭小で車の離合に支障を来す箇所、また、急勾配や屈曲箇所等も依然として残っている。地域間交流の促進や交通の円滑化と安全性を高めるため、これらの生活道路の整備・改良を進める必要がある。

また、甑島圏域においては、中甑島と下甑島をつなぐ甑大橋が令和2年8月に完成した。引き続き甑島列島を南北に貫く交通軸である甑島縦貫道の整備を進めることにより、更なる生活利便性や福祉の向上はもちろんのこと、医療体制の充実や災害対応の効率化、さらに観光や水産業などの地域振興に多大な貢献が期待されている。

(2) 交通機関

本市過疎地域内での主要な交通機関は民間路線バスやコミュニティ交通等である。民間路線バスは、本土圏域内において、市内市街地や鹿児島市、また鹿児島空港等を結ぶ形で運行しているが、沿線人口の減少や自家用車等の普及によりほとんどの路線で年々、利用者が減少傾向にあることや運転手不足等の影響もあり、運行便数の確保、路線の維持が厳しい状況にある。

このような中、市が業務委託等により、高齢者等の交通弱者に対する日常生活の移動手段を確保するためコミュニティバスや乗合タクシー等を運行しているが民間路線バス同様に利用者は減少傾向にある。

また、本市内には、広域的な移動に対応する地域鉄道が通っているが、特に肥薩おれんじ鉄道については、利用客が減少傾向にあり、経営環境が厳しくなっており、運行の維持・確保が課題となっている。

今後も、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通網の形成に努める必要がある。

また、甑島と本土を結ぶ唯一の交通手段である甑島航路は、現在串木野新港との間にフェリーの「結Lineこしき」を1日2往復、川内港との間に「高速船甑島」を1日2往復運航しており、交流人口の拡大による利用促進を図り、生活航路としての維持確保に努める必要がある。

2. その対策

(1) 交通基盤

①南九州西回り自動車道の早期整備の促進

南九州西回り自動車道については、高速広域交通軸として、事業区間の早期整備

の促進と全線開通に向けた取組を行う。併せて、市内各インターチェンジへのアクセス道路等の整備を進めるとともに、かごしま新広域道路交通ビジョン・かごしま新広域道路交通計画の広域的な道路ネットワーク等の基本方針・考え方に則した、川内宮之城道路（川内港から南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」を経由し、北薩横断道路までを結ぶ高規格道路）の早期事業化に向けて取り組む。

②国道3号、267号、328号の整備促進

主要幹線道路である国道3号、267号、328号については、広域交流軸として、多様化する交通需要への対応や交通機能の強化に向けて道路の整備促進に努める。

③県道の整備促進

市町間や交通拠点間を結ぶ主要地方道及び一般県道については、地域交通網を形成する幹線道路として、円滑で安全な交通を確保するための整備を促進する。

また、甑島圏域における県道については、中甑島と下甑島をつなぐ甑大橋が完成したことから、甑島縦貫道の未改良区間（長浜・芦浜間）の整備を促進する。さらに、甑島西海岸地区を結ぶ一般県道の整備促進に努める。

④市道の整備

市民生活に密着した地域間の連絡道路や地域内交通の安全性を確保するための道路・橋梁の整備及び補修を進める。

(2) 交通機関

①交通サービスの強化

交通弱者等の移動手段の確保のために、各地域におけるコミュニティ交通等の運行の確保・維持・改善に努める。

本土圏域においては、空バスの発生状況及び交通空白地の状況などを踏まえ、市民の利用実績及び市民ニーズを考慮した新たな公共交通体系として、デマンド交通（事前予約型乗合タクシー）を平成22年7月1日から入来地域、平成25年1月4日から東郷地域、平成27年7月1日から祁答院地域、平成31年2月1日から樋脇地域で運行している。

また、樋脇・入来・東郷・祁答院地域から中心市街地への移動手段の確保及び強化、併せて商店街の活性化を図ることを目的に、平成22年11月1日から市内横断シャトルバスを運行している。

肥薩おれんじ鉄道は、過疎地域及び近隣市町に居住する住民における交通手段（例：近隣市町の高校等への通学等）の一つであり、広域的な交通ネットワークを形成することにより、観光等による交流人口の拡大、物流の動脈となる貨物輸送において重要な役割を担っている。

今後も関係者で連携し、肥薩おれんじ鉄道に接続する二次交通（路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等）の維持・確保・改善を図り、過疎地域への乗継利便性向上のための取組（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、周知方法の改善等）によって交通利便性向上につなげるとともに、肥薩おれんじ鉄道の沿線地域と過疎地域が連携した観光地の磨き上げや、観光プランニングを実施するなど、日常生活・観光両面からの公共交通の利用促進やマイレール意識の醸成に努める。

甑島圏域においては、コミュニティ交通を運行しており、それを補完するものとして、青瀬あいのり交通が令和3年4月1日から、上甑ほのぼの交通が令和5年4月1日から、長浜ふれ愛交通が令和7年4月1日から運行を開始した。今後も、地域住民や観光客等の利便性を考慮し、自家用有償旅客運送の導入を検討していく。

自家用有償旅客運送事業については、甑島圏域にモデル事業とし導入したが、事業の経過を検証・評価し、市内全域での導入も検討する。

②甌島航路の充実

甌島圏域の振興、甌島住民の利便性・サービスの向上のため、生活航路としての維持確保はもとより、関係人口・交流人口及び物流の拡大による航路の利用促進に努める。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市道 道路	子田形一周線（改良舗装） L=770m、W=5.0m	市	
		上之原大原線（改良舗装） L=200m、W=5.0m	市	
		仙名字津良線（改良舗装） L=110m、W=5.0m	市	
		黒武者線（改良舗装） L=639m、W=5.0m	市	
		入来中山線（改良舗装） L=510m、W=5.0m	市	
		松尾線（改良舗装） L=600m、W=5.0m	市	
		南瀬中央線（改良舗装） L=500m、W=7.0m	市	
		司野線（改良舗装） L=200m、W=5.0m	市	
		本俣線（改良舗装） L=400m、W=5.0m	市	
		春田線（改良舗装） L=700m、W=5.0m	市	
		寺川内線（改良舗装） L=300m、W=5.0m	市	
		菊地田線（改良舗装） L=200m、W=5.0m	市	
舟見線（改良舗装） L=1,300m、W=6.0m	市			

	滝間前線（改良舗装） L = 211m、W = 5.0m	市	
	一の段線（改良舗装） L = 150m、W = 6.0m	市	
	里5号線（改良舗装） L = 320m、W = 5.0m	市	
	西港線（改良舗装） L = 140m、W = 6.0m	市	
	中甌江石線（改良舗装） L = 150m、W = 5.0m	市	
	西部1号線（改良舗装） L = 800m、W = 5.0~7.0m	市	
	青瀬新町線（改良舗装） L = 250m、W = 5.0~7.0m	市	
	手打茶円線（改良舗装） L = 160m、W = 6.0m	市	
	手打3号線（改良舗装） L = 460m、W = 6.0m	市	
	手打引地線（改良舗装） L = 170m、W = 6.0m	市	
	藺牟田線（改良舗装） L = 150m、W = 6.0m	市	
	武田水戸線（改良舗装） L = 40m、W = 7.0m	市	
	長浜瀬々野浦線（改良舗装） L = 50m、W = 5.9m	市	
	平上水流三ヶ郷線（改良舗装） L = 700m、W = 9.0m	市	
	古城石堂線（改良舗装） L = 1,300m、W = 9.0m	市	
	入来長牟田線（改良舗装） L = 900m、W = 3.5~5.0m	市	
	中須2号線（改良舗装） L = 230m、W = 5.0m	市	
橋りょう	樋脇地区橋梁補修事業	市	

		入来地区橋梁補修事業	市	
		東郷地区橋梁補修事業	市	
		祁答院地区橋梁補修事業	市	
		里地区橋梁補修事業	市	
		上甑地区橋梁補修事業	市	
		下甑地区橋梁補修事業	市	
		鹿島地区橋梁補修事業	市	
	(6)自動車等			
	自動車	甑島コミュニティバス購入事業	市	
	(9)過疎地域 持続的発展特 別事業			
	公共交通	コミュニティ交通運行事業 北部循環バス 樋脇地域デマンド交通 入来地域デマンド交通 東郷地域デマンド交通 祁答院地域デマンド交通 市内横断シャトルバス 甑島地域コミュニティ交通 「具体的な事業内容」 市が乗合バスや乗合タクシーを 運行事業者に委託して運行する もの 「事業の必要性」 移動手段の確保のため 「見込まれる事業効果等」 交通空白地等の解消等	市	
	その他	甑島地域自家用有償旅客運送事業 「具体的な事業内容」 地区コミ等が自家用車を用いて 有償で運送を行うもの 「事業の必要性」 移動手段を確保するため 「見込まれる事業効果等」 交通空白地等の解消等	地区コミュ ニティ協議 会等	
		甑島輸送支援事業 「具体的な事業内容」 戦略産品の島外移出及び原材料 等の島外からの移入に係る海上 輸送費を支援するもの	市	

		<p>「事業の必要性」 甑島の特産物のブランド化と他地域との差別化により、製造業を育成し、就業者数を維持するため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 戦略製品の販売額の維持と、特産品のブランド確立及び島内の雇用の維持確保</p> <p>甑島輸送コスト支援事業</p> <p>「具体的な事業内容」 甑島産の農水産物を本土へ出荷する際の海上輸送費を支援するもの</p> <p>「事業の必要性」 甑島と本土との条件不利性を改善するため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 甑島における農水産業の活性化</p>	市	
		<p>漁村留学制度事業</p> <p>「具体的な事業内容」 全国から留学生を募り、鹿島小学校に編入・通学し、1年間鹿島地域の児童生徒として里親の下で生活するもの</p> <p>「事業の必要性」 鹿島地域における教育の振興と、地域住民との交流による地域活性化を図るため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 学校及び地域の活性化 鹿島小学校の変則複式学級を解消し、完全複式学級による教育の実現</p>	市	
	(10)その他	<p>県単道路整備事業（改良）（一般県道長浜手打港線外1路線）</p>	県	
		<p>県単道路整備事業（改良）（一般県道薩摩祁答院線）</p>	県	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
4 産業系施設	1 商工施設	複合化 集約化	・ 施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 農林水産施設	複合化 集約化	・ 施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	・ 施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	5 バス施設	長寿命化	・ 計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。
	6 その他	長寿命化	・ 計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

第6章 生活環境の整備



1. 現況と問題点

(1) ごみ処理

各家庭等から排出されるごみは、平成25年度から市内全域のごみの中間処理（焼却・破砕等）を川内クリーンセンターで行っており、社会生活の多様化に伴い、ごみの質にも変化が表れ、一時期増加傾向にあったものの、ここ数年は横ばいの傾向にある。

なお、本市の地理的特徴である、甕島圏域のごみ処理について、島内のごみ処理（焼却）施設は、老朽化が激しいため稼働を休止し、同地域の可燃・不燃・粗大ごみを島外搬出し、川内クリーンセンターで処理しているが、その処理の方法については、今後、検討していく必要がある。

また、容器包装リサイクル法による缶・ビン、紙、ペットボトル、プラスチックなど分別については、統一した分別方法により、市民の協力を得ながら実施し、市民団体によるリサイクル活動も展開されている。

道路、山林等への空き缶等の不法投棄防止を図るため、環境美化推進条例に基づき各種団体及び市民への不法投棄防止の普及啓発を推進し意識の高揚を図るほか、ごみの減量化、リサイクル活動への補助金交付等を行っている。

また、産業廃棄物については、不法投棄や不適切な処理がなされないように保健所、警察等との連携を密にしながら廃棄物の適正管理について指導を行っている。

搬入を停止している最終処分場については、延命化に向けて年次的に再生事業へ取り組む必要がある。

(2) 下水道・生活排水処理対策

本市過疎地域の河川等の汚れは、各方面からの環境浄化の努力により、一時期より改善されたとはいえ、中小河川では、汚濁が常態化している。このため、本市では農業集落排水事業等を計画的に進めており、同事業等の対象区域外については小型合併処理浄化槽の設置整備事業を行っている。

こうした河川等の水質負荷の軽減を図る水質改善事業は、いずれも長い年月と多額の費用を要するが、快適な生活環境の確保と水質の改善を進めるため、新規整備のみならず、将来にわたる整備済みの施設の損傷・劣化等を把握し、適正な維持管理を継続していく必要がある。

(3) 安定した水・温泉利用対策

安全な水を安定的に供給するために、上水道や簡易水道施設の整備は進んでいるが、施設の老朽化や渇水期の水量不足等の問題が生じている。

今後、施設の基幹改良や水源増補を図りながら、集中管理システム等の整備も進める必要がある。

また、温泉施設の整備及び適正な維持管理が求められている。

(4) 防災・生活安全対策

本市は、台風の常襲地帯である九州南部に位置していることに加え、山岳部や島しょ部が存在するなど地形の変化に富んでおり、風水害、土砂災害、津波・高潮など、様々な災害が起こる可能性の高い地形となっている。

常備消防組織においては、複雑多様化する災害に的確に対応するため、施設の年次

更新や専門的な研修等の受講により消防体制の充実強化を図っている。

消防団組織においては、各種研修や訓練の実施による消防団員の安全管理体制の強化を図り、また、災害発生時に開設される避難所運営支援に加え火災等災害に従事する機能別団員の機能強化を図り、活動環境改善のために、車両資機材及び消防団車庫詰所の年次的な整備、装備の充実強化を図るとともに、団員確保にも努めている。

しかしながら、今日の消防防災体制を取り巻く環境は、地球温暖化の影響と考えられる気象の急激な変化、特に豪雨、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、また、東日本大震災、熊本地震や令和6年能登半島地震に代表される大規模地震も頻発しており、厳しい状況が続いている。

これらの状況を踏まえ、職員、団員の安全確保はもとより、車両・資機材の計画的な更新整備、防火水槽等消防水利施設や老朽化した消防団車庫詰所の年次的な整備及び適正な維持管理を図るとともに、離島を含めた地域の消防・救急広域応援体制の更なる充実強化を図る必要がある。

さらに、過疎化・高齢化が進む集落や高齢者世帯については、今後も消防局、消防団及び地域住民と密接な連携を図り、高齢者等の見守り活動を行うとともに、引き続き住宅火災等による死傷者減少のための対策を講じていく必要がある。

(5) 住環境の整備

本市過疎地域における市営住宅は、公営住宅が120棟722戸、一般住宅が136棟288戸、特定公共賃貸住宅が42棟42戸及び準公営住宅3棟3戸が建設されている。

一方、従来からの木造平家建については老朽化が著しく、台風等の自然災害に耐久できない恐れのある住宅もみられることから、老朽化した市営住宅については、ストック量と需要を踏まえた将来へ向けた在り方の方向性を検討するとともに、既存ストックの民間活力による管理等の検討をする必要がある。

また、甑島圏域では、所得制限のない住宅及びUIターン者等が入居できる住宅の需要を把握し、供給可能性について研究する必要がある。

(6) その他

耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加しており、水源かん養の維持、山地災害の防止、地球温暖化防止、景観保全等公益的機能発揮の観点からも支障を来しかねない状況となっている。

また、人口減少に伴い、地域生活を支える重要なインフラ機能を担っているサービスステーションの廃業等が、今後過疎地域において懸念される。自動車の燃料、灯油購入等、生活に密着したインフラであるサービスステーションの維持、確保等を図る必要がある。

加えて、甑島圏域の葬斎場について、老朽化等に対応した整備や適正な維持管理を継続する必要がある。

2. その対策

(1) ごみ処理

①資源ごみ分別収集・リサイクル

ごみの減量化、再資源化のために分別収集の徹底を図る。

②不法投棄の防止

不法投棄の防止のため、環境学習の推進等によって市民の美化意識を高める。

③ごみ処理施設

ごみ処理施設の適正な維持管理等ごみ処理機能の充実を図る。

(2) 下水道・生活排水処理対策

①し尿処理施設

し尿処理施設の適正な維持管理等、し尿処理機能の充実を図る。

②合併処理浄化槽

公共下水道、農業集落排水事業等の集合処理区域外については、小型合併処理浄化槽設置整備事業により、小型合併処理浄化槽の整備や単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽への切替を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理が図られるよう指導・啓発に努める。

③農業・漁業集落排水施設、公共下水道施設

農村、漁村において住宅等が集積している集落の生活環境及び水質の改善を図るため、地域住民の理解、同意を得た地域について下水処理施設の整備に努めるほか、既に設置している農業・漁業集落排水施設の利用を促進するとともに、これら施設の適正な維持管理を図る。同様に、上甌地区及び長浜地区における特定環境保全公共下水道、鹿島地区におけるコミュニティプラントの適正な維持管理に努める。

(3) 安定した水・温泉利用対策

①上水道・簡易水道

上水道の計画的な整備を進めるとともに、水道管の更新などその適正な維持管理を進め、安全な水の安定供給を図る。また、川内川等の水質保全活動の強化や水源かん養林の保護を進める。

また、簡易水道施設の維持管理を強化し、安全な水の安定供給を図り、効率的な水道事業運営を図る。

②温泉施設

各地の公営温泉施設の整備・維持管理及び分湯の適切な維持管理を図るとともに、市民や観光客が気軽に温泉を利用できる環境づくりに努める。

(4) 防災・生活安全対策

①防災体制の強化

地域防災計画に基づく危機管理体制の強化に努めるとともに、自主防災組織の結成及び避難行動要支援者の個別支援計画の作成を推進するとともに、「自助・共助・公助」の考えを醸成し、地域防災力の向上に努める。

また、防災行政無線や戸別受信機等の維持管理を適正に進めながら、ICTを活用した迅速かつ的確な災害・防災情報の収集・提供を実施する。

さらに、避難生活環境の向上に向けて、避難所や詰所要員等の配置を見直すとともに、必要な備蓄品の整備を行う。

②消防・救急体制の充実

消防庁舎等の年次的な改修及び消防車・救急車並びに資機材等の計画的な更新整備、防火水槽の設置等により更なる消防体制の強化を図るとともに、通信指令業務については隣接消防本部と令和7年度から「北薩3消防本部通信指令センター」の運用を開始し、大規模災害時の情報共有や応援体制等の迅速化が図られている。

また、令和2年度に甌大橋が開通し、一体化した甌島圏域については、より効率

的な消防・救急体制の構築に努める。

消防団体制については、消防団員の活動環境改善のための年次的な車庫詰所の整備や、消防車両及び資機材等の計画的な整備に努める。

さらに、過疎化・高齢化が進む地域や高齢者世帯については、地域消防団による積極的な防火の見回りに努める。また、住宅火災による死傷者の減少を図るため、消防局及び消防団をあげて住宅用火災警報器の設置についての広報や訪問活動等を行ってきた結果、高い設置率となり、火災件数も減少してきたが、今後は、取替えの促進や適正な維持管理の周知を実施していく必要がある。

(5) 住環境の整備

①市営住宅の計画的な整備及び維持管理

市営住宅等の維持管理体制の充実を図るとともに、市民のニーズに対応した住宅の整備を進めるほか、民間との連携・協力により、良好な住宅・宅地の供給を促進する。

②計画的な土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業を計画的に推進し、良好な住環境の整備を図る。

③がけ地近接住宅の対策推進

がけに近接するなど危険地に建つ住宅については、移転等の対策を講じる。

(6) その他

耕作放棄地を整備した景観形成に取り組み、農地の有効利用による活気ある地域の育成を図る。

また、地域特性や住民ニーズを踏まえるとともに、事業者や地域住民を含めた関係団体と連動した、住民生活に不可欠であるサービスステーションの維持・確保等を図る。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	施設耐震補強 (藤川・鳥丸配水池)	市	
		緊急遮断弁整備 (鳥丸配水池)	市	
		緊急遮断弁整備 (盛水第1配水池)	市	
		施設整備 (東郷地域遠方監視)	市	
		施設整備 (樋脇地域遠方監視)	市	
		管路耐震化 (宇都送水管・鳥越導水管、樋脇中央送水)	市	
		施設整備(祁答院地域遠方監視)	市	
	簡易水道	下甑地区簡易水道整備事業 (基幹改良)	市	
		下甑島簡易水道整備事業 (特定離島)	市	
		上甑島簡易水道老朽管更新事業 (特定離島)	市	
	(2)下水処理施設			
	農村集落 排水施設	農業集落排水施設機能強化事業	市	
	地域し尿 処理施設	鹿島浄化センター再構築事業	市	
	その他	漁業集落排水施設機能強化事業	市	
		小型合併処理浄化槽設置整備事業	市	
	(5)消防施設	消防団資機材整備事業 (消防ポンプ自動車等の更新整備)	市	

		防火水槽整備事業 (新設)	市	
		消防団施設整備事業 (車庫詰所整備等)	市	
		消防資機材整備事業 (消防ポンプ自動車等の更新整備)	市	
		消防施設整備事業 (常備消防施設等の整備)	市	
	(6) 公営住宅	公営住宅ストック総合改善事業	市	
		借上型地域振興住宅整備事業	市	
		用途廃止に伴う移転促進事業	市	
	(8) その他	里地区側溝整備事業 L=426m	市	
		鹿島地区側溝整備事業 L=887m	市	
		普通河川猿喰川護岸整備事業 L=230m	市	
		普通河川井手田川護岸整備事業 L=120m	市	
		入来温泉場地区土地区画整理事業	市	
		県単砂防(施設整備)事業	県	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
9 行政系施設	1 庁舎等	長寿命化 複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁・支所は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・支所の空きスペースに他の施設の機能を集約し施設の建替えが必要な場合は複合化を行う。 ・甌島圏域の支所等の再配置は、「甌島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
	2 消防施設	長寿命化 複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・常備消防施設は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・老朽化が著しい非常備消防施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。

	3 その他行政系施設	複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
10 市営住宅	1 公営住宅	長寿命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等長寿命化計画に基づき既存の市営住宅の長寿命化を行い更新コストの削減を図る。
	2 特定公共賃貸住宅		
	3 一般住宅		
12 供給処理施設	1 クリーンセンター	長寿命 化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・川内クリーンセンターは長寿命化計画に基づき施設の長寿命化を行う。 ・施設の建替えが必要な場合は PPP/PFI を活用した事業手法を検討する。 ・甌島圏域のストックヤード（仮置き場）は集約化を検討する。
	2 し尿処理施設	長寿命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・川内汚泥再生処理センターは長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・下甌環境センターは廃止を検討する。
	3 最終処分場	長寿命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止基準を満たしている最終処分場は廃止手続を行う。
13 その他	1 駐車場等	長寿命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	2 斎場・墓地	長寿命 化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場は長寿命化計画に基づき施設の長寿命化を図る。 ・甌島圏域の斎場は、橋の開通により広域連携が可能となったため集約化を検討する。
	5 バス施設	長寿命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。
	6 その他	長寿命 化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 現況と問題点

令和2年国勢調査によると、本市過疎地域の65歳以上の高齢者は9,843人で本市過疎地域人口の44.7%と、全国的な少子高齢化傾向と同様に高齢化が進み、非過疎地域より、高齢者が地域社会の主要な担い手となっている例も少なくない。また、今後もひとり暮らし高齢者や後期高齢者、認知症高齢者等の介護を必要とする高齢者が増加することが予想される。

そうした中、高齢期を迎えても、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、地域ぐるみで互いに助け支え合い、安心して生き生きと暮らせるまちづくりを推進していく必要がある。

また、高齢者を支える生産年齢人口の減少が予測される中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、個人の尊厳や生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、市民・事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の強化について、「地域共生社会」の実現を見据えながら、推進していく必要がある。

さらに、社会保障については、少子高齢化の進行や医療の高度化等に伴い、今後、費用の増大が予想されるなど、社会保障制度を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中で、市民の様々なニーズの変化に的確に対応しながら、将来の世代の負担を軽減し、安定的な社会保障制度を構築していくことは急務であり、市民一人ひとりの健康づくりを進めながら、各種サービスの充実にも努めるなど、市民の健康や老後を支える年金及び各種保険事業の健全かつ適切な運営に努める必要がある。

2. その対策

①子育て支援・児童福祉の充実

核家族化、少子化等の社会環境の変化により世帯構成が多様化していく中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、関係機関との連携のもとに地域ぐるみで取り組める体制の整備を進める。

また、待機児童の解消に取り組むとともに、社会経済状況の変化や保護者の就労形態の多様化、核家族化などによる多様な保育ニーズに応えるため、保育施設の効率的な配置や放課後児童クラブの積極的な活用等とともに、男性の育休取得推進を始め多様な働き方を可能とする職場の環境整備等地域社会全体で子育てと仕事の両立を支援する体制づくりを目指す。

さらに、妊娠・子育てにおいて不安や負担を感じることなく育児に取り組むことができるよう支援するため、妊産婦健診や乳幼児健診を定期的実施するとともに、訪問指導事業等により保健師や助産師、母子保健推進員等が家庭を訪問し相談支援を行う。また、子育て等に要する経済的負担を軽減するため、経済的支援を進める。

②地域福祉社会の形成

地域に暮らす人たち一人ひとりとその地域の商店・学校・病院・福祉施設・団体等、関係あるすべての方々が、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりの輪をつくり、社会的弱者を支援する地区コミュニティ協議会^{*1}や、民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザー等との連携強化

やボランティア活動の支援・人材育成に努める。

また、高齢者や障害のある人が不自由なく安全・快適に暮らすことができるための環境づくりを進めるため、公共施設や不特定多数の市民が利用する民間施設等についてもすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの採用を推進するとともに、ひとり暮らし世帯・避難行動要支援者等の見守り及び支援等の仕組みづくりを確立し、公的サービスと市民との協働化による地域福祉活動を推進する。

※1 地区コミュニティ協議会… 各地区のあらゆる分野の団体が連携を強化し、これまでの地区の活動を見直しつつ、更なる地区の活性化を図るための組織。

③高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように、健康診査・健康教育・介護予防等の健康づくり事業の充実、高齢者訪問給食サービス・日常生活用具給付・緊急通報装置設置等の多様な在宅福祉サービスの提供や高齢者福祉事業の継続的な実施を図るとともに、安心して暮らせる生活環境・医療・生涯学習体制等の総合的な整備を推進し、高齢者が生きがいを感じながら高齢になっても、安心して生き生きと誇りをもって暮らせるまちづくりを進める。

また、市民に分かりやすく利用しやすい介護予防事業を推進するとともに、要介護者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続できるよう在宅介護サービスなど地域の特性に応じた地域密着型介護サービスを促進する。

④障害者（児）福祉の推進

社会の一員として障害のある人の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して生活できる環境づくりや市民の意識啓発活動を促進し、それぞれの障害者に応じた支援を行うための相談支援体制の構築や虐待防止に対する支援体制等の充実、さらに障害の早期発見・療育体制の充実、居宅サービス・デイサービス・通所サービス等や、補装具、日常生活用具の給付・貸付等の在宅福祉サービスの充実及び事業者、支援センターなどの関係機関との連携強化を図り各種サービスの提供に努める。

また、災害時の支援や生活支援を効果的に行うために、必要な情報の共有の在り方について研究するとともに、社会的・経済的に自立するための学習環境の充実や就業機会の確保など総合的な施策を展開する。

⑤母子及び父子並びに寡婦福祉の充実

母子及び父子並びに寡婦福祉の増進を図るため、児童扶養手当や医療費の助成、相談体制の周知に努めるとともに、就業相談を実施するなど、生活安定の確保と経済的自立支援を促進する。

⑥社会保障の充実

市民の健康と老後の生活を支える年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険事業の健全な運営に努めるとともに、医療費の増大を抑制するための各種保健事業の実施など健康づくりを推進する。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生き生きと生活できるよう介護保険事業計画に基づく施設整備に努めるとともに各種介護（予防）サービスの充実を図る。なお、国民年金については、年金制度の普及啓発に努め、加入の促進を図る。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福 祉の向上及び 増進	(1) 児童福祉施 設 保育所	保育所等施設整備事業	市・法人	
	(2) 認定こども 園	認定こども園整備事業	市・法人	
	(8) 過疎地域持 続的発展特別事 業 児童福祉	こしき子宝支援事業 「具体的な事業内容」 甌島圏域の妊産婦を対象に妊産 婦健診や島外の医療機関での出 産、緊急移送された場合等にフェ リ一代等の交通費や宿泊費の一 部を助成するもの 「事業の必要性」 甌島圏域には産科医療機関がな く、妊産婦の安全・安心な出産の ため 「見込まれる事業効果等」 甌島圏域の出生率の向上	市	
		離島地域子ども通院費等助成事業 「具体的な事業内容」 県の補助事業を活用し、甌島圏域 において必要とする治療等を受 けることができず、当該圏域以外 の医療機関等へ通院等せざるを 得ない子どものために必要な通 院費等の一部を助成するもの 「事業の必要性」 子どもを産み育てやすい環境づ くり資するため 「見込まれる事業効果等」 経済的負担の軽減	市	
		甌島地域市立幼稚園預かり保育事 業 「具体的な事業内容」 公立幼稚園での放課後・長期休業 期間中の園児の預かりを行うも の 「事業の必要性」 他に園児の預かり先がないため	市	

	高齢者・障害者福祉	<p>「見込まれる事業効果等」 地域の活性化</p> <p>高齢者クラブ等育成事業 「具体的な事業内容」 社会奉仕活動・教養講座・健康増進事業等を行うもの 「事業の必要性」 高齢者の自主的な活動を支援するとともに、高齢者の社会参加や健康増進を図るため 「見込まれる事業効果等」 高齢者の自主的な生きがいがづくり・健康増進</p> <p>地域生活支援事業 「具体的な事業内容」 創意工夫により、障害のある方の状況に応じて柔軟に実施できる事業を行うもの 「事業の必要性」 障害者の自主的な活動を支援するとともに、障害者の社会参加や健康増進を図るため 「見込まれる事業効果等」 障害者の自主的な生きがいがづくり・健康増進</p>	市	
			市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
5 学校教育系施設	1 小学校	長寿命化	・「建物の健全度」に基づき、計画的な大規模改修工事を行う。
	2 中学校	長寿命化	
	3 給食センター	複合化集約化	・施設の建替えが必要な場合は他の施設との複合化により浄化槽を共用するなど、維持管理経費の削減を図る。
6 子育て支援施設	1 幼稚園	集約化	・幼稚園適正規模等基本方針に基づき集約化を進める。
	2 保育所	複合化	・老朽化が著しい施設はトイレやシャワー、遊び場等を整備した上で他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
7 保健・福祉施設	1 高齢福祉施設	複合化集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。

	2 障害福祉施設	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
	3 保健センター	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
8 医療施設	1 診療所	集約化	・診療所で老朽化が著しい施設は、他の施設の空きスペースへの機能集約を行い利用状況により廃止を検討する。 ・甕島圏域の診療所の再配置は、「甕島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	6 その他	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

第8章 医療の確保

1. 現況と問題点

高齢化が進む中で長年の食生活や生活習慣が原因となる悪性新生物（がん）・脳血管疾患・心疾患・糖尿病などの生活習慣病が増加している。なかでも死亡原因の3割を占めている悪性新生物（がん）は、一次予防（発症予防）・二次予防（検診の受診）・治療・緩和ケア等がんの病態に応じたステージごとの医療と連携した支援が必要である。また、若い時期から適切な食・生活習慣を心がけ、定期的な健康診査の受診で高血圧や糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、基礎疾患となる疾病をコントロールすることが重要である。

一方、医療を取り巻く環境は、少子高齢化及び過疎化の進行、医療ニーズの多様化、医療技術の高度化・専門化や医療に携わる人材の不足等により急速に変化している。

本市においても、人口が集中する都市部以外の過疎地域においては、全国の過疎地域と同様に眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の特定診療科の医療機関が不足している。また、都市部においても、小児科、産科、麻酔科などの専門医不足が深刻なものとなっている。

さらに、甌島圏域においては、民間診療所が1医療機関しかなく、医療提供体制の中核を市立診療所が担っているものの、常勤医師を確保できない診療所があるほか、脳梗塞や心筋梗塞といった緊急性の高い疾病においては、専門医の不在や高度医療機器が整っていないため、島外の医療機関へ救急搬送しているのが現状である。

このため、地域全体としての総合的な医療体制を構築するため、都市部での総合的かつ高度な医療施設充実の促進、甌島圏域における市立診療所の医療機器整備による医療体制の強化や中核的医療機能を有する病院と連携した情報通信技術を活用した遠隔医療システムの構築、専門医のいない眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の特定診療科への受診機会の拡充のほか、医師、看護師等の医療福祉従事者の確保が喫緊の課題となっている。

■ 甌島圏域の市立診療所の状況

地域	診療所名	診療科目	開業医療機関の状況
里	里診療所	内科・歯科	なし
上 甌	上甌診療所	内科・眼科・歯科	開業診療所1箇所
下 甌	下甌手打診療所	内科・外科・小児科	なし
	下甌歯科診療所	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	なし
鹿 島	鹿島診療所	内科・歯科	なし

2. その対策

①健康づくりの推進

生涯にわたる健康づくりを支援するため「薩摩川内市健康づくり計画」^{※1}を策定し、各ライフステージに応じた健康づくりの支援を行うとともに、一人ひとりの市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、適切な情報の提供に努める。

※1 薩摩川内市健康づくり計画… 健康増進法の基本理念及び国が推進する「健康日本21」に記された施策の方向性を踏まえ、本市における健康増進施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし作成したもの。

②医療体制の充実

地域で完結する地域医療体制を充実するため、中核的な医療機能を有する病院への高度医療機器購入補助、国・県の補助制度を活用した甌島圏域の市立診療所の年次の医療機器の整備を図るとともに、専門医のいない甌島圏域における眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の特定診療科巡回診療を継続して実施する。

また、甌島圏域の市立診療所の一部で実施している中核的な医療機能を有する病院との情報通信技術を活用した遠隔医療システムについて、画像読影装置等を整備し、病院と全診療所等のネットワークの形成を図る。

さらに、甌島圏域における医療福祉従事者を確保するため、将来、甌島圏域の市立診療所のほか医療・福祉施設に従事しようとする者に対し、奨学資金貸与制度による貸付を実施する。

なお、甌島診療所再編方針に伴う上甌島診療所整備事業については、里診療所及び鹿島診療所を上甌診療所に集約し、新たに（仮称）上甌島診療所を新設することとしており、令和7年度から令和8年度にかけて施設整備を進め、早期の新たな医療体制での運用開始に努める。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確保	(1)診療施設			
	診療所	診療所医療機器整備事業	市	
		歯科診療所医療機器整備事業	市	
		甌島診療所電子カルテ更新事業	市	
		上甌島診療所整備事業	市	
	(3)過疎地域持続 的発展特別事業			
	その他	画像遠隔読影事業 「具体的な事業内容」 X線撮影画像を島外の専門医に 転送し専門的な指導を仰ぐもの 「事業の必要性」 島内には専門医がおらず、疾病診 断には島外の専門医の判断が必 要であるため 「見込まれる事業効果等」 救急患者や重症患者の疾病の早 期発見	市	
		甌島地域医療従事者等奨学資金貸 与事業 「具体的な事業内容」 甌島圏域における医療施設等に 将来勤務しようとする学生等に	市	

		<p>対して奨学資金を貸与するもの</p> <p>「事業の必要性」 甕島島内では医療従事者不足が常態化しており、人材の安定的な確保のため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 奨学資金貸与者が島内の医療福祉施設に勤務することにより、甕島圏域医療が充実</p> <p>特定診療科巡回診療事業</p> <p>「具体的な事業内容」 眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科について本土の専門医が来島し診察するもの</p> <p>「事業の必要性」 眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科については、甕島の各診療所での受診機会が少ないため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 島内での受診による早期発見及び重症化予防</p>	へき地医療拠点病院	
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	--

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
7 保健・福祉施設	1 高齢福祉施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 障害福祉施設	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
	3 保健センター	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
8 医療施設	1 診療所	集約化	・診療所で老朽化が著しい施設は、他の施設の空きスペースへの機能集約を行い利用状況により廃止を検討する。 ・甕島圏域の診療所の再配置は、「甕島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
9 行政系施設	1 庁舎等	長寿命化 複合化	・本庁・支所は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・支所の空きスペースに他の施設の機能を集約し施設の建替えが必要な場合は複合化を行う。 ・甕島圏域の支所等の再配置は、「甕島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。

	2 消防施設	長寿命化 複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・常備消防施設は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・老朽化が著しい非常備消防施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	3 その他行政系施設	複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	4 医師住宅	集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の集約化の状況に合わせて集約化を進める。
	6 その他	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

第9章 教育の振興



1. 現況と問題点

(1) 幼児教育・学校教育等

全国的な少子高齢化の傾向と同様に、本市の児童・生徒数は減少の一途をたどり、学校の小規模化が進んでいる。

平成3年度から令和12年度までの本市過疎地域における児童生徒数の推移をみると、小学校の児童は42.0%、中学校の生徒は28.5%の減少があり、川内地域（小学校：15.2%減、中学校：1.4%減）とは大きな差異がある。

施設面では、耐震改修を平成27年度までに完了したが、老朽化した校舎や屋内運動場等の改築・改修が課題となっている。また、教職員住宅についても、校舎及び屋内運動場と同様に老朽化した建物について改築・改修の必要がある。

教材備品や設備については、教育内容に応じて充実を図っていく必要がある。

給食施設についても、施設の維持管理、備品・消耗品等の充実を図っていく必要がある。

GIGAスクール構想に基づき配備された一人一台タブレットを、「協同的な学び」「個別最適な学び」の実現に向けて活用している。児童生徒は、自分の考えをアプリを使って友達と瞬時に共有したり、インターネットを活用した調べ学習に取り組んだりするなど、端末の良さを活かした学習に取り組んでいる。

■児童・生徒数の推移（各年度5月1日時点）

小学校・義務教育学校	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
樋脇地域	271	266	249	230	218
入来地域	217	217	199	166	154
東郷地域	282	278	256	248	257
祁答院地域	146	140	126	108	97
里地域	54	46	41	34	33
上甌地域	21	20	21	21	16
下甌地域	48	47	40	34	42
鹿島地域	20	21	18	21	22
過疎地域小計	1,059	1,035	950	862	839
川内地域	4,268	4,230	4,182	4,098	4,016
市合計	5,327	5,265	5,132	4,960	4,855

小学校・義務教育学校	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
樋脇地域	198	187	171	159	142
入来地域	146	128	107	93	92
東郷地域	235	216	213	192	191
祁答院地域	88	86	77	73	75
里地域	33	34	31	31	26
上甌地域	18	18	20	21	22
下甌地域	47	49	52	51	58
鹿島地域	21	14	10	7	8
過疎地域小計	786	732	681	627	614
川内地域	3,944	3,878	3,833	3,711	3,617
市合計	4,730	4,610	4,514	4,338	4,231

中学校・義務教育学校	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
樋脇地域	144	136	135	139	133
入来地域	96	104	114	115	110
東郷地域	148	149	158	152	137
祁答院地域	83	79	76	72	69
里地域	30	32	36	37	39
上甌地域	-	-	-	-	-
下甌地域	33	25	26	22	20
鹿島地域	-	-	-	-	-
過疎地域小計	534	525	545	537	508
川内地域	2,021	2,044	1,993	2,085	2,109
市合計	2,555	2,569	2,538	2,622	2,617

中学校・義務教育学校	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
樋脇地域	136	124	122	107	105
入来地域	94	92	93	94	74
東郷地域	134	142	145	131	110
祁答院地域	67	66	58	50	39
里地域	35	37	42	41	36
上甌地域	-	-	-	-	-
下甌地域	16	17	16	20	18
鹿島地域	-	-	-	-	-
過疎地域小計	482	478	476	443	382
川内地域	2,151	2,075	2,046	2,009	1,993
市合計	2,633	2,553	2,522	2,452	2,375

※上甌地域の生徒は、令和6年4月に上甌中学校は里中学校に再編のため、里学校へ通学。

※下甌地域の生徒は、令和6年4月に海陽中学校は海星中学校に再編のため、海星中学校へ通学。

※鹿島地域の生徒は、令和6年4月に鹿島中学校は里中学校に再編のため、里中学校へ通学。

(2) 生涯学習

今日の生涯学習時代に対応し、市民の多様な学習のニーズに即した、生涯学習講座の開設を進め、公民館、地区コミュニティ協議会を中心に充実した活動を推進してきた。

また、健康増進のためスポーツ・レクリエーションの関心は年々高まっており、体育施設を利用してスポーツ活動が活発に行われている。

一方、これら活動の拠点となる公民館・地区コミュニティセンター・社会体育施設については、老朽化や手狭になったところが多く、年次的に整備改修を進める必要がある。

2. その対策

(1) 幼児教育・学校教育等

① 幼児教育の振興

幼児期は、生活や遊びを通して心身の発達とともに社会性を涵養する人間形成の基礎を培う重要な時期である。次代を担う子どもたちが人間として、自然などの豊かな環境の中での体験を通して、心豊かでたくましい幼児の育成に努める。

② 学校教育の充実

小中一貫教育をさらに進め、中一ギャップの解消や学力向上等を図りながら、豊かな人間関係を築く力や自分の考えを表現する力を身に付けることを重点的に取り組み、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。

心の教室相談員やスクールカウンセラーの配置など、相談体制の充実を進めるとともに、障害のある児童生徒に対する支援の充実を図る。

学校・家庭・地域及び関係機関・団体が一体となった地域ぐるみの取組を推進し、安全・安心な学校づくりに努める。

また、児童生徒数の減少により学校の小規模化が進行していることから、学び合い・磨き高め合う、より望ましい教育環境づくりを目指し、保護者や地域の理解を得ながら、学校の再編等を進める。

③ 学校教育施設等の整備・充実

安全・安心な教育環境を確保するために、老朽化した学校施設や教職員住宅等の計画的な改修・改築に努める。

また、教育内容に応じた教具・教材の整備や、ICT関連設備の充実を図る。

④ 地域特性を活かした学校教育の推進

ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとに尽くす児童生徒を育成するために、本市独自の小中一貫教育の教科である「ふるさと・コミュニケーション科」において、地域の人材や素材等を活用した授業や体験活動を実施したり、地域との積極的な連携のもと、コミュニティ・スクールの導入を推進するなど、地域とともにある学校づくりに努める。

⑤ 高等教育機関等との連携・交流

高等教育機関の機能の充実を要請するとともに、地域や企業などとの連携・交流を進め、これらを通じて社会人教育の充実を支援する。

⑥ 国際理解教育や情報教育などの新時代への対応

国際交流を推進し、国際化時代に対応できる人材の育成を図る。また、学校内におけるコンピュータ機器の整備・更新を図るとともに、テレビ会議システムを利用し、市内の学校間での情報交流を進める。

⑦ ICT機器の活用

一人一台タブレットを活用し、ネットワークを使った情報共有による「協同的な学び」やAIドリル等を活用した「個別最適な学び」の実現、インターネットを活用した「探究的な学び」の充実にも努めるなど、児童生徒がタブレットを文房具のよ

うに日常的に活用できる姿を目指す。

(2) 生涯学習

①生涯学習推進体制の充実

生涯学習の推進を総合的に企画・調整するため、教育分野はもとより、行政関連部門や各種団体などと連携・協働し生涯学習推進体制の充実を図る。

また、生涯学習活動の推進により、地域づくりを担う人材と組織の育成に努め、併せて、地域の人材やまちづくり団体、ボランティア団体及びNPO等の組織を積極的に活用するとともに、お互いの持つものをコーディネートする仕組みや、モデルとなる事例を紹介するなど、地域のリーダー（キーパーソン）がもっと活躍できる（輝く）仕組みづくりを進める。

一方、活力ある地域づくりを進めるためには、魅力ある情報発信が欠かせないことから、市民による地域情報の収集と発信・活用のサイクルの構築を進める。

②生涯学習ネットワークの形成

多様な生涯学習活動が円滑に進められるよう、生涯学習に関する各種情報を収集整理し、その学習の内容・方法、施設の状況など適切な情報提供の充実を図る。

③生涯学習関連施設の整備

各地域の生涯学習推進の拠点施設の整備、機能充実に努めるとともに、図書館システムを含む図書館機能や資料館機能等の充実を図る。

④スポーツの振興

市民交流スポーツ大会等の開催を通じて、市民のスポーツ活動への参加を促進するとともに、スポーツの振興を図る。また、総合型地域スポーツクラブとして活動している団体を核とした健康づくりを展開し、生涯スポーツの環境整備を図る。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	外壁等改修事業	市	
	屋内運動場	屋根等改修事業	市	
	水泳プール	プール改修事業	市	
	教職員住宅	教職員住宅整備事業	市	
	給食施設	学校給食センター施設設備整備事業	市	
		学校給食センター備品購入事業	市	
その他	小中一貫校整備事業	市		
	教育用パソコン等整備事業	市		

	(3)集会施設、 体育施設等			
	公民館	地域公民館維持補修事業	市	
	体育施設	屋内運動場施設整備事業	市	
		屋外運動場施設整備事業	市	
		プール施設整備事業	市	
		その他施設整備事業	市	
	地区コミュニ ティセン ター	地区コミュニティセンター施設整備事 業	市	
	(4)過疎地域持 続的発展特別事 業			
	その他	甌アイランドウォッチング事業 「具体的な事業内容」 本土圏域の小学4年生児童が甌島を 訪問し自然や文化に触れる活動を行 うもの 「事業の必要性」 甌島も薩摩川内市のふるさとである という一体感、ふるさとの良さを知 るため 「見込まれる事業効果等」 ふるさとを知りふるさを愛する児 童生徒を育成する教育目標の達成	市	
		甌島地区児童生徒島外活動補助事業 「具体的な事業内容」 甌島圏域の小・中学校の児童生徒が 小学校体育連盟及び中学校体育連盟 主催行事等参加への交通費補助を行 うもの 「事業の必要性」 地域ハンデの格差を解消し旅費等を 補助することにより、各種行事や部 活動の大会等を辞退することなく参 加・出場するため 「見込まれる事業効果等」 甌島圏域の小・中学生の参加が容易 になり、市内全小・中学生の意欲向 上	市	
離島高校生修学支援交付金事業 「具体的な事業内容」 高等学校等へ通学するために、甌島		市		

		<p>圏域の小学校又は中学校を卒業し、本土の民間アパートや寄宿舍等に居住している生徒の下宿費等経費の一部を支援するもの</p> <p>「事業の必要性」 甕島に高校がないため、自宅以外に居住している生徒の寮費等の負担をしている保護者の経済的負担の軽減を図るため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 保護者の経済的負担を軽減</p>		
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付 譲与	<ul style="list-style-type: none"> ・甕島圏域及び川内原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命化 複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文化施設	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
2 社会教育系施設	1 図書館	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・利用率を高めるため他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・機能集約に当たり、分館については図書コーナーとして再配置するなど効率化についても検討する。
	2 郷土資料館等	集約化 複合化 長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用状況や老朽化状況等により資料の整理や保管場所の確保を行い、他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・歴史資料館やまごころ文学館は計画的な維持補修を行い、建築年数の経過により長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	3 少年自然の家	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。

3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な改修や維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 観光施設	集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し類似施設の集約を行う。
	3 公衆浴場等	廃止	・配湯管の計画的な整備を行い、分湯施設の老朽化や湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は廃止する。
5 学校教育系施設	1 小学校	長寿命化	・「建物の健全度」に基づき、計画的な大規模改修工事を行う。
	2 中学校	長寿命化	
	3 給食センター	複合化 集約化	・施設の建替えが必要な場合は他の施設との複合化により浄化槽を共用するなど、維持管理経費の削減を図る。
6 子育て支援施設	1 幼稚園	集約化	・幼稚園適正規模等基本方針に基づき集約化を進める。
	2 保育所	複合化	・老朽化が著しい施設はトイレやシャワー、遊び場等を整備したうえで他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	3 教職員住宅	転用 解体	・集約化となった学校の教職員住宅は他の目的への所管換えを検討し、老朽化した教職員住宅は計画的な解体を検討する。 ・老朽化した教職員住宅は解体し民間賃貸住宅の活用を図る。
	6 その他	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

第10章 集落の整備



1. 現況と問題点

本市では、市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進め、各地域の主体的な活動を促進し、その活性化を図るとともに、住民のコミュニティ意識の醸成等を図るため、48の地区コミュニティ協議会が設置されている。

また、住民が主体的に地区振興計画^{※1}を策定することにより、住民の生活に身近な地区の環境と自治活動を見直し、自ら考え行動する住民主体のまちづくりを実現する第一歩となることが期待される。

しかしながら、それぞれの規模、活動内容等の面において、大きな開きがあるのが現状である。

今後は、自治会や地区内のボランティア団体やNPOなど各種団体と連携しながら、誰でも参加し、身近な地区の課題を話し合い、さらには課題を解決する場としての地区コミュニティ協議会活動の充実に努める必要がある。

一方、地域の様々な課題を共有し、市民の立場で問題解決を図ろうとするボランティアグループやNPOの活動が、福祉、環境保全、まちづくりなどの分野を中心にみられるようになってきている。今後、これらの活動は一層広がりをみせるものと考えられるため、子どもから大人までの多様な層の市民や団体が活動しやすい環境を整備するとともに、地域おこし協力隊制度の推進及びコミュニティビジネス^{※2}を促進していく必要がある。

また、本市においても、全国的な少子高齢化の傾向と同様に過疎化や高齢化による集落機能の維持が困難となるおそれのある集落の増加が懸念され、市民生活の安全・安心に関わる課題が生じている。今後は、集落の生活環境等の整備や状況を改善するとともに、安心して住み続けられる地域活動を維持することが求められており、「集落ネットワーク圏」の形成を目指し、中心地域と周辺地域のそれぞれの地域資源を活かした持続可能な地域づくりを進める必要がある。

※1 地区振興計画… それぞれの地区の実情を最も知っている住民自らが、それぞれの地区の特色を活かしながら地区の将来がどうあるべきかを話し合っ「地区振興計画」として取りまとめるもの。

※2 コミュニティビジネス… 自ら地域を元気にするために、また、地域の問題を解決するために、ビジネス（商取引）の手法により、住民が主体的に取り組み、地域全体がうらやうをおうことを目的とする地域づくりのための事業の総称。

2. その対策

①地区コミュニティ協議会の活動の充実

地区コミュニティ協議会の活動状況を分析しながら、身近な事柄に住民自らが自主的に対応できるように組織体制の強化を図るとともに、地区コミュニティ協議会と行政との連携を強化し、協働によるまちづくりを図る。

また、地区コミュニティ協議会の活動への適切な助言及び可能な支援を行うとともに、活動拠点となる地区コミュニティセンターに配置されているコミュニティ主事や地区コミュニティ協議会職員と連携して、地区コミュニティ協議会の充実に努める。

②地区振興計画に基づく事業等への支援

地区住民自らが地区の課題や問題点を把握し、また地区の特色を活かして、地区の将来がどうあるべきかを話し合いながら、「地区振興計画」を自主的に策定する活

動を支援する支援員の派遣や策定に関する支援を行う。

また、地区振興計画に基づき、その課題解決のための施策・事業を実施することにより、コミュニティ機能の活性化を図りながら、その地区住民が自らの手で解決できるよう支援を行う。

③地区コミュニティセンター等の機能の強化

各地区におけるコミュニティ活動の拠点的な施設である地区コミュニティセンターの整備と機能の充実を図り、各地区のコミュニティ活動等を促進する。

④コミュニティ活動等への支援

今後、集落機能の維持が困難となるおそれのある集落に対し、市民相互の連携や高齢者が有する豊富な経験、知識や技能と各地域の特色や資源を活かして、地域住民が住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、生活基盤の確保、自然環境及び景観等の維持保全、伝統文化の保存継承及び地域見守り体制の充実等の支援を行う。

その他、地区コミュニティ協議会、ボランティア団体などNPOにおける様々な活動の活発なまちづくりを進めるために、情報発信できる環境をつくり、ボランティア等の体験機会の創出を図るとともに、多面的な支援体制の充実を進める。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業 集落整備	自治会及びコミュニティ活動支援 事業 「具体的な事業内容」 高齢化率の高い自治会や高齢化 率の高い集落を抱える地区コ ミュニティ協議会、市民活動団体 に対して補助するもの 「事業の必要性」 集落活動の活性化や抱える課題 解決のため 「見込まれる事業効果等」 高齢化率の高い集落の活性化に 向けた地域力の向上	高齢化率の 高い自治会 等	
	(3) その他	地区コミュニティセンター施設整 備事業（パソコン更新等）	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付 譲与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甌島圏域及び川内原子力発電所より概ね5 km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・ その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命化 複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・ 併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文化施設	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
4 産業系施設	1 商工施設	複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 農林水産施設	複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
9 行政系施設	1 庁舎等	長寿命化 複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁・支所は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・ 支所の空きスペースに他の施設の機能を集約し施設の建替えが必要な場合は複合化を行う。 ・ 甌島圏域の支所等の再配置は、「甌島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
	2 消防施設	長寿命化 複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常備消防施設は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・ 老朽化が著しい非常備消防施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	3 その他行政系施設	複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・ 地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	2 斎場・墓地	長寿命化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場は長寿命化計画に基づき施設の長寿命化を図る。 ・ 甌島圏域の斎場は、橋の開通により広域連携が可能となったため集約化を検討する。
	6 その他	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

第11章 地域文化の振興等

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 現況と問題点

本市には、地域の風土が培った多種多様な文化財が有形・無形ともに多数残されており、こうした歴史・文化といったかけがえのない財産の保存・継承に対する市民の理解を深め、意識を高める必要がある。少子高齢化が進む中、貴重な文化財や伝統芸能等を保存継承し、次の世代へ伝承していくためには、担い手の育成・確保が大きな課題となっている。

また、甑島ツーリズムビジョンを作成し観光を主軸とした地域振興を掲げ、甑ミュージアムを自然史系博物館施設として整備し、観光拠点施設の役割も担いながら、全国でも有数の恐竜化石が発見される島として普及・啓発に努めている。

文化活動においては、文化協会をはじめとする多くの芸術文化団体がそれぞれの活動を行っており、市芸能祭等においても、芸術活動を展開し、文化的行事やイベントの開催を通して、音楽や芸術などに触れ・参加する機会を増やし、市民誰もが芸術・文化活動を楽しめる環境の更なる整備の必要がある。文化施設等については、歴史等の学習拠点として位置付け、その積極的な利活用を促進する必要がある。

2. その対策

①文化活動の推進

郷土芸能や文化協会等をはじめとする各団体で実施されている文化・芸術活動を発表する機会を提供し、併せて多くの市民が触れることができるよう、周知・広報を充実する。また、郷土芸能をはじめとする地域の芸術文化活動を継承する、保存団体の活動や後継者の育成を支援する。

一方、施設等については、魅力ある展示並びに企画展の充実や関連イベント等との連携により、幅広い世代の利活用を推進する。

②文化財等の保存・継承・活用

伝統芸能・行事、文化財等を生かしたまちづくりを振興するほか、地域文化の情報発信を促進する。

指定文化財等の保存・活用を図るため、その文化的価値を広く一般市民に周知するとともに、将来に確実に継承されるために、保存会だけでなく地域総がかりでまちづくりに生かしながら継承に取り組んでいけるよう、支援体制の構築を図る。

甑島で発見された恐竜化石については、甑ミュージアムを中心に学術的な研究を進めるとともに、地域特有の自然環境の保全に努めながら、「甑島ツーリズムビジョン」と連携した全天候型の観光資源としての整備・活用を図る。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域文化の振 興等	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業			
	地域文化振 興	<p>恐竜化石活用事業 「具体的な事業内容」 甑島の地質、化石等の調査、研究、普及活動を行うもの 「事業の必要性」 甑島は「絶滅期の恐竜」と「生き残った哺乳類等」の化石が見られる唯一の場所であるため 「見込まれる事業効果等」 甑島への誘客の増加</p> <p>トンボロ芸術村事業 「具体的な事業内容」 地域の特色ある文化交流活動と地域振興に結びつく取組を行うため、甑島の豊かな自然風土を素材とした芸術作品を島内外から募集し公募展を開催するもの 「事業の必要性」 甑島圏域の個性豊かな文化振興を推進するため 「見込まれる事業効果等」 個性豊かな地域の芸術・文化の振興</p> <p>文化財保護事業 「具体的な事業内容」 文化財の活用のための緊急発掘、清掃、修繕、補修用原材料、修理等補助金並びに郷土芸能の保存・継承・活動などの支援を行うもの 「事業の必要性」 伝統芸能・行事、文化財等を生かしたまちづくりの振興、地域文化の情報発信の促進等支援のため 「見込まれる事業効果等」 文化財等の文化的価値の周知が広く一般市民へ図られる。また、地域総がかりでまちづくりに生かせる地域づくり活動等、地域活動の活性化</p>	市 市 市	
	(3) その他	恐竜化石活用事業	市	

		清色城跡保存整備事業 A = 18.5ha	市	
		入来麓重要伝統的建造物群保存地区整備事業 A = 19.2ha	市	
		旧増田家住宅保存整備事業	市	
		旧増田家住宅等管理事業	市	
		入来文化ホール改修事業	市	
		郷土館管理・維持補修事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付譲与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甕島圏域及び川内原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・ その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・ 併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	4 文化施設	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
2 社会教育系施設	1 図書館	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用率を高めるため他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 機能集約に当たり、分館については図書コーナーとして再配置するなど効率化についても検討する。
	2 郷土資料館等	集約化複合化長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用状況や老朽化状況等により資料の整理や保管場所の確保を行い、他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・ 歴史資料館やまごころ文学館は計画的な維持補修を行い、建築年数の経過により長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・ 施設の建替えが必要な場合は、他施設との複合化を行う。

	3 少年自然の家	長寿命化	・長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な改修や維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 観光施設	集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し類似施設の集約を行う。
	3 公衆浴場等	廃止	・配湯管の計画的な整備を行い、分湯施設の老朽化や湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は廃止する。
9 行政系施設	3 その他行政系施設	複合化 集約化	・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
11 公園	1 公園	長寿命化	・都市公園は公園長寿命化計画に基づき計画的に既存施設の更新等を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る。 ・その他の公園は指定管理者等において施設の安全点検と必要な修繕を行い、更新コストの削減を図る。 ・施設（東屋、トイレ等）は適正に維持し、老朽化が著しい施設については廃止する。 ・老朽化が著しい遊具は撤去する。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	6 その他	長寿命化	・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

第12章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点

(1) 公共施設等のマネジメント

高度経済成長期以降の急激な人口増加に対応するため整備を進めてきた公共施設の老朽化に対する対応が、近年課題となっている。また、道路や橋梁、上下水道等についても老朽化に伴う更新等により相当の費用負担が予想される。

さらに、人口減少・少子高齢化に対応していくためにも、これまでと同じような公共施設の維持は困難と考えられる。

これらを踏まえた上で、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、公共施設の集約化や複合化、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を行うとともに行政サービスの向上を目指す必要がある。

(2) 自然環境の保全及び再生

第1章1.(1)②のとおり、本市には東シナ海に面した変化に富む海岸線、市街地を悠々と流れる一級河川「川内川」、藪牟田池及びその周辺のみどり豊かな山々や湖、地形の変化に富む甌島、各地の温泉など多種多様な自然環境を有している。これらの多彩で美しい自然環境は、甌島国定公園、川内川流域県立自然公園、藪牟田池県立自然公園に指定され、人々に広く親しまれている。これらの自然環境の保全及び再生に配慮し、本市、過疎地域の持続的発展に努める。

2. その対策

(1) 公共施設等のマネジメント

公共施設については、定期的な点検や劣化度診断等に基づき、適切な時期に修繕、改修等を実施することにより、予防保全型の維持管理を行い維持管理費用の平準化や縮減を目指す。

また、公共施設個別施設計画に基づき、施設の利用状況や地域バランスを考慮し、同じ機能を持った施設の集約化や複合化等を進め、廃止された施設や老朽化の著しい施設については、倒壊のおそれのある施設を優先し計画的に解体する。

(2) 自然環境の保全及び再生

川内川、藪牟田池、甌島等の保全及び再生に配慮しつつ、甌島国定公園で発見された恐竜化石については、甌ミュージアムを中心に学術的な研究を進めるとともに、地域特有の自然環境の保全に努めながら、「甌島ツーリズムビジョン」と連携した全天候型の観光資源としての整備・活用を図る等の有効活用を行い、自然環境保全の取組においては、薩摩川内市総合計画に基づき、外来生物の駆除活動や環境美化活動に取り組み、本市、過疎地域の持続的発展に努める。特に、ラムサール条約湿地に登録されている藪牟田池においては、令和6年度に策定した藪牟田池環境保全基本計画及び藪牟田池グリーンインフラアクションプランに基づき、「湿地の保全」と「ワイズユース」を持続的に推進する。

3. 計画

■事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	(1) 公共施設再 配置事業	公共施設再配置事業	市	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業	公有財産事業（解体） 「具体的な事業内容」 公共施設個別施設計画等に基づ き、計画的に公共施設の解体を進 めるもの 「事業の必要性」 長期的かつ安定的な公共施設マ ネジメントに取り組むため 「見込まれる事業効果等」 公共施設の更新費用及び維持管 理経費の縮減	市	
		消防施設整備事業（解体） 「具体的な事業内容」 老朽化した消防施設を解体する もの 「事業の必要性」 長期的かつ安定的な公共施設マ ネジメントに取り組むため 「見込まれる事業効果等」 公共施設の更新費用及び維持管 理経費の縮減	市	
		消防団施設整備事業（解体） 「具体的な事業内容」 公共施設個別施設計画等に基づ き、老朽化した車庫詰所を解体 し、新築整備するもの 「事業の必要性」 長期的かつ安定的な公共施設マ ネジメントに取り組むため 「見込まれる事業効果等」 公共施設の更新費用及び維持管 理経費の縮減	市	
		教職員住宅事業（解体） 「具体的な事業内容」 教職員住宅を解体するもの 「事業の必要性」 老朽化により危険な状態である ため 「見込まれる事業効果等」 市民の安全確保や跡地の利活用	市	

		<p>下甌子岳へき地保健福祉館解体事業</p> <p>「具体的な事業内容」 老朽化が著しく、地域等で利活用のない、下甌子岳へき地保健福祉館を解体するもの</p> <p>「事業の必要性」 老朽化により危険な状態にあるため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 建物解体後更地となることで、市民の安全確保及び近接する子岳地区コミュニティセンターとの一体的な利活用が可能</p>	市	
		<p>東部エリア経済活性化事業</p> <p>「具体的な事業内容」 東部エリアにおいて地域の活力づくりに取り組む方々に、市や民間のコーディネーターによる伴走支援を行うもの</p> <p>「事業の必要性」 経済縮小が進む中、地域課題の解決と将来につながる地域の活力づくりを目指すため</p> <p>「見込まれる事業効果等」 地域への再投資促進による持続可能な地域社会・経済循環の実現</p>	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定、令和3年3月には公共施設個別施設計画を策定し、再配置の基本方針及び用途別の方針に基づき、個別施策の方針及び実施時期について以下のとおり設定した。

・ 公共施設再配置計画における用途別方針

大分類	中分類	方針	説明
1 市民文化系施設	1 集会施設	貸付 譲与	<ul style="list-style-type: none"> ・甌島圏域及び川内原子力発電所より概ね5km圏内にある集会所は、当面市で維持管理を行うが、老朽化が進み維持管理が難しい状況になれば施設を廃止する。 ・その他の集会所は地元の自治会へ貸付・譲与などを検討する。
	2 地区コミュニティセンター	長寿命化 複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化や屋根防水・外壁補修を計画的に進め施設の長寿命化を図る。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。 ・併設された地区コミュニティセンターは、主体となる施設の再配置方針に準ずる。
	3 地域公民館	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・築年数の新しい施設は、他の施設の機能集約を検討する。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。

	4 文化施設	複合化	・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
2 社会教育系施設	1 図書館	複合化	・利用率を高めるため他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・機能集約に当たり、分館については図書コーナーとして再配置するなど効率化についても検討する。
	2 郷土資料館等	集約化 複合化 長寿命化	・施設の利用状況や老朽化状況等により資料の整理や保管場所の確保を行い、他の施設の空きスペースへの機能集約を行う。 ・歴史資料館やまごころ文学館は計画的な維持補修を行い、建築年数の経過により長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化を行う。
	3 少年自然の家	長寿命化	・長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な改修や維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 観光施設	集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し類似施設の集約を行う。
	3 公衆浴場等	廃止	・配湯管の計画的な整備を行い、分湯施設の老朽化や湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は廃止する。
4 産業系施設	1 商工施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 農林水産施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況、施設の配置バランス等を考慮し計画的な維持補修を行い、施設の建替えが必要な場合は、他の施設との複合化や集約化を行う。
5 学校教育系施設	1 小学校	長寿命化	・「建物の健全度」に基づき、計画的な大規模改修工事を行う。
	2 中学校	長寿命化	
	3 給食センター	複合化 集約化	・施設の建替えが必要な場合は他の施設との複合化により浄化槽を共用するなど、維持管理経費の削減を図る。
6 子育て支援施設	1 幼稚園	集約化	・幼稚園適正規模等基本方針に基づき集約化を進める。
	2 保育所	複合化	・老朽化が著しい施設はトイレやシャワー、遊び場等を整備したうえで他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
7 保健・福祉施設	1 高齢福祉施設	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	2 障害福祉施設	複合化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化を行う。
	3 保健センター	複合化 集約化	・施設の利用状況や老朽化状況等により他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。

8 医療施設	1 診療所	集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所で老朽化が著しい施設は、他の施設の空きスペースへの機能集約を行い利用状況により廃止を検討する。 ・甌島圏域の診療所の再配置は、「甌島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
9 行政系施設	1 庁舎等	長寿命化 複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁・支所は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・支所の空きスペースに他の施設の機能を集約し施設の建替えが必要な場合は複合化を行う。 ・甌島圏域の支所等の再配置は、「甌島地域一体化方針」の提言書の方針を尊重する。
	2 消防施設	長寿命化 複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・常備消防施設は長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・老朽化が著しい非常備消防施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。
	3 その他行政系施設	複合化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が著しい施設は他の施設の空きスペースへの機能集約や他の施設との複合化や集約化を行う。 ・地区コミュニティセンターでの代用を検討する。
10 市営住宅	1 公営住宅	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等長寿命化計画に基づき既存の市営住宅の長寿命化を行い更新コストの削減を図る。
	2 特定公共賃貸住宅		
	3 一般住宅		
11 公園	1 公園	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は公園長寿命化計画に基づき計画的に既存施設の更新等を行い、ライフサイクルコストの削減を図る。 ・その他の公園は指定管理者等において施設の安全点検と必要な修繕を行い、更新コストの削減を図る。 ・施設（東屋、トイレ等）は適正に維持し、老朽化が著しい施設については廃止する。 ・老朽化が著しい遊具は撤去する。
12 供給処理施設	1 クリーンセンター	長寿命化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・川内クリーンセンターは長寿命化計画に基づき施設の長寿命化を行う。 ・施設の建替えが必要な場合はPPP/PFIを活用した事業手法を検討する。 ・甌島圏域のストックヤード（仮置き場）は集約化を検討する。 ・鹿島クリーンセンターは廃止を検討する。
	2 し尿処理施設	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・川内汚泥再生処理センターは長寿命化計画を策定し施設の長寿命化を図る。 ・下甌環境センターは廃止を検討する。
	3 最終処分場	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止基準を満たしている最終処分場は廃止手続きを行う。
13 その他	1 駐車場等	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の改修・修繕を計画的に進めて長寿命化を図る。
	2 斎場・墓地	長寿命化 集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場は長寿命化計画に基づき施設の長寿命化を図る。 ・甌島圏域の斎場は、橋の開通により広域連携が可能となったため集約化を検討する。

3 教職員住宅	転用 解体	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化となった学校の教職員住宅は他の目的への所管換えを検討し、老朽化した教職員住宅は計画的な解体を検討する。 ・老朽化した教職員住宅は解体し民間賃貸住宅の活用を図る。
4 医師住宅	集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の集約化の状況に合わせて集約化を進める。
5 バス施設	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。
6 その他	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持補修を行い、予防保全に努める。

第13章 その他

・ 過疎地域持続的発展特別事業

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項の規定により、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための過疎地域持続的発展特別事業を以下のとおり設定した。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (事業の効果が一過性 でない理由等)
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4) 過疎地 域持続的発 展特別事業 移住・定住	定住支援センター運営事業	市	移住・定住を検討されて いる方を常に支援するこ とから施策の効果が将来 に及ぶ
		定住促進補助事業	市	住宅取得等に補助を行う 事業であることから施策 の効果が将来に及ぶ
		地域移定住促進事業	市	移住・定住活動に係る建 物の整備費用を補助する 事業であることから施策 の効果が将来に及ぶ
		空家利活用促進事業	市	空家バンクの成約に対し 奨励金を交付する事業で あることから施策の効果 が将来に及ぶ
		移住促進支援事業	市	移住体験住宅の利用に対 し支援金を交付する事業 であることから施策の効 果が将来に及ぶ
		奨学金返還支援事業	市	市内就職者の奨学金返還 の支援を行う事業である ことから施策の効果が将 来に及ぶ
		就学定住支援事業	市	市内大学入学時及び市内 企業就職時に補助を行う 事業であることから施策 の効果が将来に及ぶ
		地域おこし対策事業	市	隊員が地域協力活動を行 いながら、地域への定住・ 定着に取り組む事業であ ることから施策の効果が 将来に及ぶ
	地域間交 流	さつませんだいスマイル応援 隊事業	市	地域の伝統行事や郷土芸 能の継承、地域活動等の 維持を目的とする事業で あることから施策の効果 が将来に及ぶ
2 産業の 振興	(10) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 第1次産 業	新規就農支援事業 (資金) (機械・施設)	個人	新規就農者に補助を行う 事業であることから施策 の効果が将来に及ぶ
		新規就農者育成総合対策事業 (経営開始型)	個人	新規就農者に補助を行う 事業であることから施策 の効果が将来に及ぶ
		農業次世代人材投資事業(経 営開始型)	個人	新規就農者に補助を行う 事業であることから施策 の効果が将来に及ぶ

		新規就農者経営発展支援事業	個人	新規就農者に補助を行う事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		環境保全型農業直接支援対策事業	農業者団体	地域で環境にやさしい農業に取り組むことで施策の効果が将来に及ぶ
		食育・地産地消推進事業	市	若い世代へ食文化の継承を行う事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		森林環境譲与税事業	林業事業者	林業労働の担い手の確保育成を行う事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		水産物消費拡大補助事業	実行委員会	水産物の消費拡大及び魚食普及活動に補助を行う事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		離島漁業再生支援交付金事業	漁業集落	漁業集落活動に補助を行う事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
		甑島水産物地産地消促進事業	漁協	甑島水産物の活性化が見込まれ施策の効果が将来に及ぶ
		農地流動化促進事業	市	農地流動化の促進及び担い手農家の育成並びに耕作放棄地の解消を図ることで、本市農業振興を目的とした事業のため施策の効果が将来に及ぶ
		観光	甑島ツーリズム推進事業	市
	甑島観光ラインPR事業		市	甑島のファンを増やし、甑島ツーリズムの確立を図る事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
	観光イベント事業		市	活動を通じ地域の担い手の確保や自主財源確保を促す事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
	ツーリズム事業		市	自然や農業体験を推進する事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
	4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	コミュニティ交通運行事業 北部循環バス 樋脇地域デマンド交通 入来地域デマンド交通 東郷地域デマンド交通 祁答院地域デマンド交通 市内横断シャトルバス 甑島地域コミュニティ交通	市

	その他	甌島地域自家用有償旅客運送事業	地区 コ ミ ュ ニ テ ィ 協 議 会 等	交通空白地等の解消等を 図る事業であることから 施策の効果が将来に及ぶ
		甌島輸送支援事業	市	製造業の育成や特産品の ブランド確立が見込まれ 施策の効果が将来に及ぶ
		甌島輸送コスト支援事業	市	農水産業の活性化が見込 まれ施策の効果が将来に 及ぶ
		漁村留学制度事業	市	学校及び地域活性化を図 る事業であることから施 策の効果が将来に及ぶ
6 子育て 環境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(8) 過疎地 域持続的発 展特別事業 児童福祉	こしき子宝支援事業	市	妊娠・出産に係る費用負 担を軽減する事で出生率 向上に寄与する事業であ るため施策の効果が将来 に及ぶ
		離島地域子ども通院費等助成 事業	市	子どもを産み育てやすい 環境づくりに資する事業 であるため施策の効果が 将来に及ぶ
		甌島地域市立幼稚園預かり保 育事業	市	地域活性化を図る事業で あることから施策の効果 が将来に及ぶ
	高齢者・ 障害者福 祉	高齢者クラブ等育成事業	市	高齢者の社会参加や健康 増進につながり、施策の 効果が将来に及ぶ
	健康づく り	地域生活支援事業等	市	障害者の自主的な生きが いづくり・健康増進に資 する事業であるため施策 の効果が将来に及ぶ
7 医療の 確保	(3) 過疎地 域持続的発 展特別事業	画像遠隔読影事業	市	甌島島民の健康を維持す るための事業であること から施策の効果が将来に 及ぶ
		その他	甌島地域医療従事者等奨学資 金貸与事業	市
		特定診療科巡回診療事業	へき 地医 療拠 点病 院	甌島島民の健康を維持す るための事業であること から施策の効果が将来に 及ぶ
8 教育の 振興	(4) 過疎地 域持続的発 展特別事業	甌アイランドウォッチング事 業	市	ふるさとを知りふるさと を愛する児童生徒を育成 する事業であることから 施策の効果が将来に及ぶ
		その他	甌島地区児童生徒島外活動補 助事業	市

		離島高校生修学支援交付金事業	市	高校がない甌島地域の生徒の修学支援を行う事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会及びコミュニティ活動支援事業	高齢化率の高い自治会等	高齢化率の高い集落の活性化が見込まれ施策の効果が将来に及ぶ
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	恐竜化石活用事業	市	甌島への誘客増加が見込まれ施策の効果が将来に及ぶ
		トンボロ芸術村事業	市	甌島を題材とした公募展が行われることで、甌島訪問の契機や地域の芸術・文化の振興が見込まれ施策の効果が将来に及ぶ
		文化財保護事業	市	文化財の保存・継承・活動等をまちづくりや地域づくり活動を目的とした事業であることから施策の効果が将来に及ぶ
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	公有財産事業（解体）	市	公共施設の質・量の見直しにより、長期的な財政の安定を図ることを目的にしており、施策の効果が将来に及ぶ
		消防施設整備事業（解体）	市	消防体制の充実強化が図られ、施策の効果が将来に及ぶ
		消防団施設整備事業（解体）	市	消防体制の充実強化が図られ、施策の効果が将来に及ぶ
		教職員住宅事業（解体）	市	市民の安全確保や跡地の利活用を目的とした事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ
		下甌子岳へき地保健福祉館解体事業	市	市民の安全確保や跡地の利活用を目的とした事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ
		東部エリア経済活性化事業	市	東部エリアにおいて、地域課題の解決と将来につながる地域の活力づくりを目的とした事業であることから、施策の効果が将来に及ぶ

議案第 15 号

薩摩川内市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について

薩摩川内市災害派遣手当等の支給に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等の規定により災害応急対策等のため本市に派遣された職員に対し、災害派遣手当等を支給できるようにするため、本条例を制定しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市災害派遣手当等の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等の額等)

第2条 災害派遣手当等は、派遣職員が住所又は居所を離れて薩摩川内市の区域に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び施設の利用区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が薩摩川内市の区域に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当等の支給方法は、薩摩川内市職員に支給される諸手当の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

利用施設の区分 本市の区域内 に滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設(1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

議案第16号

薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

提案理由

国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）等の公布に伴い、本市においても、これに準じて職員の給料月額、初任給調整手当及び宿日直手当の限度額、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(薩摩川内市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市職員の給与に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「41万6,600円」を「41万7,600円」に改める。

第16条第2項第2号中「2万4,500円」を「3万8,700円」に改める。

第27条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「2万1,000円」を「2万2,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に、「3万1,500円」を「3万3,750円」に、「1万1,100円」を「1万1,550円」に改め、同条第2項中「2万2,000円」を「2万3,500円」に改める。

第29条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第32条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	

37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		

81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700		
87	266,500	306,100	356,100		
88	266,800	306,400	356,500		
89	267,100	306,700	356,700		
90	267,400	307,000	357,100		
91	267,700	307,300	357,500		
92	268,000	307,600	357,900		
93	268,300	307,800	358,100		
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		
96		308,700	359,100		
97		308,900	359,400		
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		
101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		
104		311,000	362,300		
105		311,200	362,800		
106		311,500	363,200		
107		311,800	363,500		
108		312,100	363,800		
109		312,300	364,200		
110		312,600			
111		313,000			
112		313,300			
113		313,500			
114		313,700			
115		314,000			
116		314,400			
117		314,600			
118		314,800			
119		315,100			
120		315,400			
121		315,700			
122		315,900			
123		316,200			

	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
36	401,100	471,800	530,400			

37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300
64	418,500	496,400	555,200
65	418,800	496,800	556,000
66		497,400	556,900
67		498,000	557,800
68		498,500	558,700
69		499,000	559,500
70		499,500	560,400
71		500,000	561,300
72		500,500	562,200
73		500,900	563,000
74		501,400	
75		501,800	
76		502,200	
77		502,700	
78		503,300	
79		503,800	
80		504,200	

	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500	円 590,500

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	

39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
78	265,000	301,000	338,100	359,700	
79	265,300	301,200	338,500	359,900	
80	265,500	301,500	339,000	360,200	
81	265,700	301,800	339,500	360,700	

	82	266,000	302,000	339,800	361,000	
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	
	86		303,000	341,100	362,300	
	87		303,200	341,400	362,600	
	88		303,400	341,700	362,900	
	89		303,800	342,000	363,300	
	90		304,000	342,200	363,600	
	91		304,200	342,600	363,800	
	92		304,400	342,900	364,100	
	93		304,800	343,100	364,400	
	94		305,000	343,400	364,800	
	95		305,200	343,700	365,200	
	96		305,500	343,900	365,600	
	97		305,800	344,100	366,100	
	98		306,000	344,400	366,500	
	99		306,200	344,700	366,900	
	100		306,500	344,900	367,300	
	101		306,800	345,100	367,800	
	102		307,000	345,300		
	103		307,200	345,700		
	104		307,500	345,900		
	105		307,800	346,100		
	106			346,400		
	107			346,800		
	108			347,200		
	109			347,400		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800

備考 この表は、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300
	2	223,600	256,800	294,400	307,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300
	4	227,100	261,200	295,400	308,800
	5	228,800	263,400	295,800	309,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400
	8	234,200	266,100	297,200	310,800
	9	235,900	266,900	297,600	311,300
	10	237,800	268,000	298,100	311,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400
	12	241,600	270,000	299,100	312,900
	13	243,400	270,800	299,500	313,300
	14	245,400	271,500	300,000	313,900
	15	247,400	272,200	300,400	314,600
	16	249,400	273,000	300,900	315,200
	17	251,400	274,100	301,400	315,800
	18	253,400	275,000	301,800	316,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500
	20	257,500	276,800	302,700	318,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200
	22	260,600	278,800	303,600	320,100
	23	261,700	279,700	304,100	321,000
	24	262,800	280,700	304,500	321,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600
	26	264,700	282,400	305,600	323,400
	27	265,600	283,300	306,300	324,300
	28	266,400	284,200	307,000	325,200
	29	267,200	285,200	307,700	325,900
	30	267,900	285,900	308,400	327,000
	31	268,600	286,600	309,100	328,100
	32	269,300	287,300	309,900	329,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200
	35	271,300	289,000	312,100	332,300
	36	271,800	289,400	312,800	333,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500
	38	273,100	290,400	314,300	335,600
	39	273,800	290,900	315,100	336,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	

41	275,200	291,700	316,500	338,600
42	275,800	292,200	317,400	339,700
43	276,500	292,600	318,400	340,800
44	277,100	293,100	319,300	341,800
45	277,900	293,600	320,100	342,700
46	278,600	294,000	321,100	343,600
47	279,300	294,500	322,100	344,600
48	279,900	294,900	323,000	345,600
49	280,400	295,400	323,900	346,800
50	280,900	295,800	324,800	348,100
51	281,300	296,300	325,800	349,300
52	281,700	296,800	326,800	350,500
53	282,000	297,200	327,600	351,400
54	282,500	297,600	328,500	352,600
55	282,900	298,100	329,500	353,700
56	283,300	298,500	330,400	355,000
57	283,700	299,000	331,300	356,000
58	284,100	299,700	332,200	356,900
59	284,400	300,400	333,200	358,000
60	284,700	301,100	334,100	359,200
61	285,100	301,800	335,000	360,300
62	285,500	302,700	336,100	361,500
63	285,900	303,600	337,300	362,700
64	286,200	304,300	338,500	363,700
65	286,500	305,000	339,200	364,700
66	286,900	305,900	340,300	365,700
67	287,300	306,700	341,400	366,800
68	287,600	307,500	342,300	367,900
69	288,000	308,200	343,400	368,700
70	288,500	309,100	344,100	369,800
71	288,900	310,000	345,200	370,900
72	289,200	310,800	346,300	371,900
73	289,600	311,700	347,400	372,600
74	290,100	312,500	348,600	373,400
75	290,600	313,400	349,700	374,200
76	291,100	314,300	350,800	374,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500
78	292,100	316,000	353,000	376,000
79	292,700	317,000	354,000	376,500
80	293,100	317,900	355,100	377,000
81	293,600	318,400	356,000	377,600
82	294,000	319,200	357,000	378,100
83	294,500	320,100	357,900	378,600

84	295,000	320,900	358,900	379,100
85	295,400	321,700	359,800	379,500
86	295,800	322,600	360,600	379,900
87	296,300	323,600	361,400	380,500
88	296,800	324,600	362,200	381,000
89	297,200	325,500	362,800	381,300
90	297,700	326,500	363,400	381,800
91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		

127	311,000	342,600
128	311,400	342,800
129	311,600	343,000
130	311,900	343,200
131	312,200	343,500
132	312,600	343,700
133	312,800	344,000
134	313,100	344,400
135	313,400	344,800
136	313,700	345,200
137	313,900	345,500
138	314,200	345,900
139	314,500	346,300
140	314,800	346,700
141	315,000	347,000
142	315,300	347,400
143	315,700	347,700
144	316,000	348,100
145	316,200	348,400
146	316,400	348,800
147	316,700	349,200
148	317,000	349,600
149	317,200	349,900
150	317,400	350,300
151	317,700	350,700
152	318,000	351,100
153	318,400	351,400
154	318,600	
155	318,800	
156	319,100	
157	319,400	
158	319,700	
159	320,000	
160	320,300	
161	320,700	
162	321,000	
163	321,300	
164	321,600	
165	322,000	
166	322,300	
167	322,600	
168	322,900	
169	323,300	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100

備考 この表は、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

第2条 薩摩川内市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「この号」を「次項及び第6項」に改め、同項第2号中「当該職員の通勤距離に応じ、」を削り、「3万8,700円」を「6万6,400円」に、「範囲内において、」を「範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第29条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第32条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第4条 薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正す

る。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年薩摩川内市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第6条 薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年薩摩川内市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「「100分の95」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「「100分の87.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第8条 薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」」に、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」」に改める。

(薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元

年薩摩川内市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第4項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

第10条 薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の2第4項を次のように改める。

- 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に給与条例第32条第2項第1号に規定する割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の薩摩川内市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の特別職職員条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次条において「改正後の議員報酬等条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)及び第9条の規定による改正後の薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の特別職職員条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の薩摩川内市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の薩摩川内市特別職の職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正前の薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第7条の規定による改正前の薩摩川内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第9条の規定による改正前の薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職職員条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 17 号

薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

勤務の特殊性に応じ本市の職員に支給している特殊勤務手当について、本市以外の地方公共団体の区域に派遣され、災害応急作業を行う職員に支給する災害応急作業等手当に関する規定を新たに定めようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(17) 災害応急作業等手当

第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、同条の前に次の1条を加える。

（手当額の特例）

第21条 災害応急作業等手当を支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の災害応急作業等手当（第19条第1項第1号の作業又は同項第3号の作業（同項第2号の作業に相当する作業を除く。）に係るものに限る。）の額は、この条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（災害応急作業等手当）

第19条 災害応急作業等手当は、本市以外の地方公共団体の区域に派遣された職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）

ア 河川の堤防等

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ 港湾施設等

(2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業

(3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（以下「適用区域」という。）において行う避難所の運営、り災証明に係る家屋調査その他市長が適当と認める作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 次に掲げる作業の種類に応じ、次に掲げる額

ア 巡回監視 710円（当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、1,080円）

イ 応急作業等 1,080円

(2) 前項第2号の作業 840円（当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、1,080円）

ては、1,080円)

(3) 前項第3号の作業 1,080円

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

(1) 第1項各号に掲げる作業の一部又は全部が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第2号の作業又は同項第3号の作業（同項第2号の作業に相当する作業に限る。）が著しく危険であると市長が認める場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項各号に掲げる作業が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

4 災害応急作業等手当が支給される場合における夜間特殊業務手当は、支給しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

本庁舎受変電設備大規模改修（設備）工事請負契約の変更について

令和6年12月23日の議決を経て締結した本庁舎受変電設備大規模改修（設備）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	264,000,000円	360,330,000円

提 案 理 由

本庁舎受変電設備大規模改修（設備）工事について、施工内容の一部を変更して実施する必要が生じたため、工事請負契約の変更をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | | |
|---|---------|---------------------|--------------------|
| 1 | 契約の相手方 | 所在地 | 薩摩川内市都町7371番地4 |
| | | 会社名 | 株式会社田原電設 |
| | | 代表取締役 | 神 宮 司 守 人 |
| 2 | 工 事 名 | 本庁舎受変電設備大規模改修（設備）工事 | |
| 3 | 工 事 場 所 | 薩摩川内市神田町地内 | |
| 4 | 工 期 | 着 手 | 令和 6 年 1 2 月 2 3 日 |
| | | 完 成 | 令和 8 年 8 月 3 1 日 |

議案第 19 号

情報通信技術の効果的な活用のための関係条例の整備に関する条例
の制定について

情報通信技術の効果的な活用のための関係条例の整備に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成
基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）等の公布に伴い、デジ
タル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のためのアナログ規制の見直しを推
進するため、関係条例の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

情報通信技術の効果的な活用のための関係条例の整備に関する条例

(薩摩川内市公告式条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市公告式条例(平成16年薩摩川内市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「(署名に代わる措置(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第1条に規定する措置をいう。))を含む。」を加え、同条第2項中「公布は、」の次に「市のホームページに掲載し、又は」を加える。

第4条第1項中「し、市長印を押さなければならない」を「して、これを行う」に改める。

第5条第2項中「市長名」とあるのは」の次に「、」を加え、「と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」」を削る。

(薩摩川内市行政手続条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市行政手続条例(平成16年薩摩川内市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を、庁舎前告示板に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市の行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市の行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(薩摩川内市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の一部改正)

第3条 薩摩川内市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「公告式に準じこれを行う」を「インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

（薩摩川内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 薩摩川内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第307号）の一部を次のように改正する。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の薩摩川内市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、前項ただし書に規定する施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 20 号

薩摩川内市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市立幼稚園条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

令和 7 年 9 月に公布した薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例において、薩摩川内市立里幼稚園、薩摩川内市立中津幼稚園及び薩摩川内市立かのか幼稚園鹿島分園を統合して薩摩川内市立こしき幼稚園を設置することとした改正規定について、その施行日を改めるとともに、その施行日前に薩摩川内市立中津幼稚園を移転しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(薩摩川内市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市立幼稚園条例（平成16年薩摩川内市条例第89号）の一部を次のように改正する。

別表薩摩川内市立中津幼稚園の項中「上甌町中甌253番地」を「上甌町中甌191番地1」に改める。

(薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例（令和7年薩摩川内市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、別表薩摩川内市立東郷幼稚園の項の次に薩摩川内市立こしき幼稚園の項を加える改正規定並びに別表薩摩川内市立里幼稚園の項、薩摩川内市立中津幼稚園の項及び薩摩川内市立かこの幼稚園鹿島分園の項を削る改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 21 号

薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例
の制定について

薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法
律（令和 7 年法律第 46 号）の公布により、現状変更行為の規制の対象外に認定
鉄塔等提供事業者による行為を加えるほか、所要の規定の整備を図ろうとするも
のである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成16年薩摩川内市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「前条」を「前条後段」に改め、同条第11号中「第2条第4号に規定する電気通信事業」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業又は同法第143条の5第1項に規定する認定鉄塔等提供事業」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

議案第 22 号

里藺上墓地等の指定管理者の指定について

里藺上墓地等の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
里藺上墓地
里藺下墓地
里観農墓地
里寺山墓地
- 2 指定管理者に指定する団体
株式会社水建システム
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市営墓地条例第 3 条の規定により、指定管理者として里藺上墓地等の管理を行わせている株式会社水建システムの指定期間が、令和 8 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

株式会社水建システムの概要

- 1 所在地 薩摩川内市里町里 1904 番地 8
- 2 設立年月日 平成 4 年 9 月 2 日
- 3 従業員数 12 名
- 4 目的 建築工事業、指定管理者業務の管理運営業務等の事業を営むことを目的とする。

議案第 23 号

鹿島小牟田墓地の指定管理者の指定について

鹿島小牟田墓地の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
鹿島小牟田墓地
- 2 指定管理者に指定する団体
鹿島南自治会
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市営墓地条例第 3 条の規定により、指定管理者として鹿島小牟田墓地の管理を行わせている鹿島南自治会の指定期間が、令和 8 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

鹿島南自治会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市鹿島町藺牟田 1545 番地 8
- 2 設立年月日 平成 27 年 4 月 1 日
- 3 目的 会員相互の親睦と協力によって、豊かにして明るく住みよい生活環境を実現することを目的とする。

議案第 24 号

薩摩川内市上甌島葬斎場の指定管理者の指定について

薩摩川内市上甌島葬斎場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市上甌島葬斎場
- 2 指定管理者に指定する団体
里葬祭
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市葬斎場条例第 3 条の規定により、指定管理者として薩摩川内市上甌島葬斎場の管理を行わせている里葬祭の指定期間が、令和 8 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

里葬祭の概要

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1 所在地 | 薩摩川内市里町里 1585 番地 |
| 2 設立年月日 | 平成 6 年 12 月 27 日 |
| 3 従業員数 | 1 名 |
| 4 目的 | 葬儀の請負及び葬儀の施行等の事業を営むことを目的とする。 |

議案第 25 号

薩摩川内市鹿島葬斎場の指定管理者の指定について

薩摩川内市鹿島葬斎場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市鹿島葬斎場
- 2 指定管理者に指定する団体
有限会社鹿島土木
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市葬斎場条例第 3 条の規定により、指定管理者として薩摩川内市鹿島葬斎場の管理を行わせている有限会社鹿島土木の指定期間が、令和 8 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

有限会社鹿島土木の概要

1 所在地 薩摩川内市鹿島町藺牟田1466番地8

2 設立年月日 平成6年11月24日

3 従業員数 3名

4 目的 土木工事請負業、公園その他公共施設の管理に関する事業等を営むことを目的とする。

議案第 26 号

薩摩川内市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

薩摩川内市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の公布施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について条例で定める必要がある。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用定員に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳

児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下こ

の条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事

業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によ

り当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員か

らの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出

- をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

薩摩川内市へき地保育所における乳児等通園支援事業について、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例

薩摩川内市へき地保育所条例（平成16年薩摩川内市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）に関する業務

第10条に次の1項を加える。

4 乳児等通園支援事業の利用の手続は、市長が別に定める。

第12条に次の1項を加える。

8 市長は、乳児等通園支援事業を利用する子どもの保護者から当該子ども1人当たり1時間につき300円を乳児等通園支援事業の保育料として徴収するものとする。

第13条第1項中「及び第7項」を「、第7項及び第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 28 号

薩摩川内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令
(令和 7 年内閣府令第 96 号) の公布に伴い、特例保育を行う事業所において一
般型乳児等通園支援事業を行う場合における設備及び職員の基準の特例を定める
ほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

薩摩川内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年薩摩川内市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し及び同条並びに第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用」を「その他の利用」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 29 号

薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

甑島地域医療体制整備基金について、上甑地域に設置を予定している市立診療所の整備に要する経費の財源にも充てるため、当該基金の設置目的を見直そうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甌島地域医療体制整備基金の項中「診療所等」の次に「（設置予定の施設を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 101 号）等の公布に伴い、簡易サウナ設備の位置及び構造の基準その他所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例

薩摩川内市火災予防条例（平成16年薩摩川内市条例第304号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第10条の2とし、第9条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第10条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

第38条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第65条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第65条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 31 号

薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事を施行できるようにするため、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例

薩摩川内市水道事業給水条例（平成16年薩摩川内市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 32 号

薩摩川内市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

薩摩川内市における押印廃止に関する方針に基づき、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市火入れに関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市火入れに関する条例（平成16年薩摩川内市条例第210号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 33 号

樋脇サンヘルスパーク及び薩摩川内市樋脇 B & G 海洋センターの指定管理者の指定について

樋脇サンヘルスパーク及び薩摩川内市樋脇 B & G 海洋センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
樋脇サンヘルスパーク及び薩摩川内市樋脇 B & G 海洋センター
- 2 指定管理者に指定する団体
株式会社セイカスポーツセンター
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市プール条例第 3 条及び薩摩川内市 B & G 海洋センター条例第 3 条の規定により、指定管理者として樋脇サンヘルスパーク及び薩摩川内市樋脇 B & G 海洋センターの管理を行わせている株式会社セイカスポーツセンターの指定期間が、令和 8 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

株式会社セイカスポーツセンターの概要

- 1 所在地 鹿児島市宇宿二丁目 18 番 27 号
- 2 設立年月日 昭和 41 年 3 月 28 日
- 3 従業員数 492 名
- 4 目的 総合スポーツクラブ施設の運営、公共及び民間施設の管理業務並びに公共施設の使用料収納に関する業務等の事業を営むことを目的とする。

議案第 34 号

薩摩川内市企業立地支援条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市企業立地支援条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図るため、工業生産施設等の移転に係る助成対象範囲を見直すほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。これが本案提出の理由である。

薩摩川内市企業立地支援条例の一部を改正する条例

薩摩川内市企業立地支援条例（平成25年薩摩川内市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「拡大」を「維持・拡大」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、別に定めるところにより、事業者に対して課する固定資産税の課税を地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき免除し、及び予算の範囲内において、事業者に対し補助金を交付すること（以下「助成措置」という。）ができる。

第4条第2項中「事業者等」を「事業者」に改める。

第5条中「18人」を「6人」に改める。

第7条中「事業者等」を「事業者」に改める。

第8条第1項中「前条の」を「前条の規定による」に、「事業者等」を「事業者」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第10条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第11条第1項中「を受け、若しくは受けることとなった」を「を受けた」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項中「助成適用事業者」を「助成対象事業者又は助成適用事業者」に改め、同条第2項中「助成適用事業者が」を「助成対象事業者又は助成適用事業者が」に、「当該助成適用事業者」を「当該助成対象事業者又は当該助成適用事業者」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「助成適用事業者」を「助成対象事業者又は助成適用事業者」に、「次の各号のいずれか」を「次のいずれか」に、「を取り消し、又は既に行った固定資産税の課税免除を取り消し、若しくは既に交付した事業者等に対する補助金の全部若しくは一部の返還を求める」を「を取り消す」に改め、同条第6号中「助成適用事業者」を「助成対象事業者又は助成適用事業者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により助成対象事業者の指定を取り消したときは、既に行った課税免除若しくは補助金の交付の決定を取り消し、又は既に免除した固定資産税免除相当額若しくは補助金の全部若しくは一部を請求することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の薩摩川内市企業立地支援条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定した助成対象事業者について適用し、同日前に指定した助成対象事業者に

については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 35 号

薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

本市が所有する入来工業団地について、工業生産施設等の設置を促進するため、奨励措置の対象範囲を見直すほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。これが本案提出の理由である。

薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例の一部を改正する条例

薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例（平成28年薩摩川内市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「商品販売及びこれに付随するサービスの提供等の商業活動の用に供する施設」を「商品販売に係る事業又は娯楽業の用に供する施設で、規則で定めるもの」に改める。

第5条第1項第2号中「工業生産施設等」の次に「（商業施設を除く。）」を加え、「5人」を「3人」に改め、「（商業施設にあつては50人）」を削り、同項に次の2号を加える。

(3) 商業施設（フランチャイズ契約（他の事業者（以下「本部」という。）から特定の商標、商号等を使用する権利を得て、本部から物品販売、サービス提供その他の事業及び経営について統一的な方法で統制、指導及び援助を受け、これらの対価として本部に金銭を支払うことを内容とする契約をいう。）及びこれらに類する契約を受けた事業者（以下「加盟店等」という。）が立地する商業施設を除く。）の操業開始に伴い、新たに雇用される者で、雇用保険の被保険者となるものが、本市に本社を有する事業者が商業施設を立地する場合においては5人以上、市外に本社を有する事業者が初めて商業施設を立地する場合においては10人以上であること。

(4) 商業施設（加盟店等が立地する商業施設に限る。）の操業開始に伴い、新たに雇用される者で、雇用保険の被保険者となるものが、本市に本部がある加盟店等が商業施設を立地する場合においては5人以上、市外に本部がある加盟店等が初めて商業施設を立地する場合においては10人以上であること。

第7条中「操業開始日から10年以上操業している」を「減額貸付を受けた日から10年以上経過した」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市入来工業団地利活用促進条例第2条第10号及び第5条第1項第2号から第4号までの規定は、この条例の施行の日以後に指定した奨励措置対象事業者について適用し、同日前に指定した奨励措置対象事業者については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例の施行に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 36 号

市道路線の廃止及び認定について

本市は、次のとおり市道路線を廃止し、及び認定するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1 廃止する路線

整理番号		路線名	起点	終点
ブロック番号	通し番号			
11	19	永利麓・清水線	永利町	永利町
11	22	馬場・掛川線	永利町	永利町

2 認定する路線

整理番号		路線名	起点	終点
ブロック番号	通し番号			
7	137	日暮橋・宮崎線	鳥追町	宮崎町
11	19	永利麓・清水線	永利町	永利町
11	167	馬場・永利麓線	永利町	永利町
11	168	永利麓・掛川線	永利町	永利町

提 案 理 由

本市永利町地内の 2 路線を廃止し、並びに廃止した 1 路線並びに鳥追町、宮崎町及び永利町地内の 3 路線を新たに市道路線として認定したいが、これについては、道路法第 8 条第 2 項及び同法第 10 条第 3 項の規定において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 ……略……市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

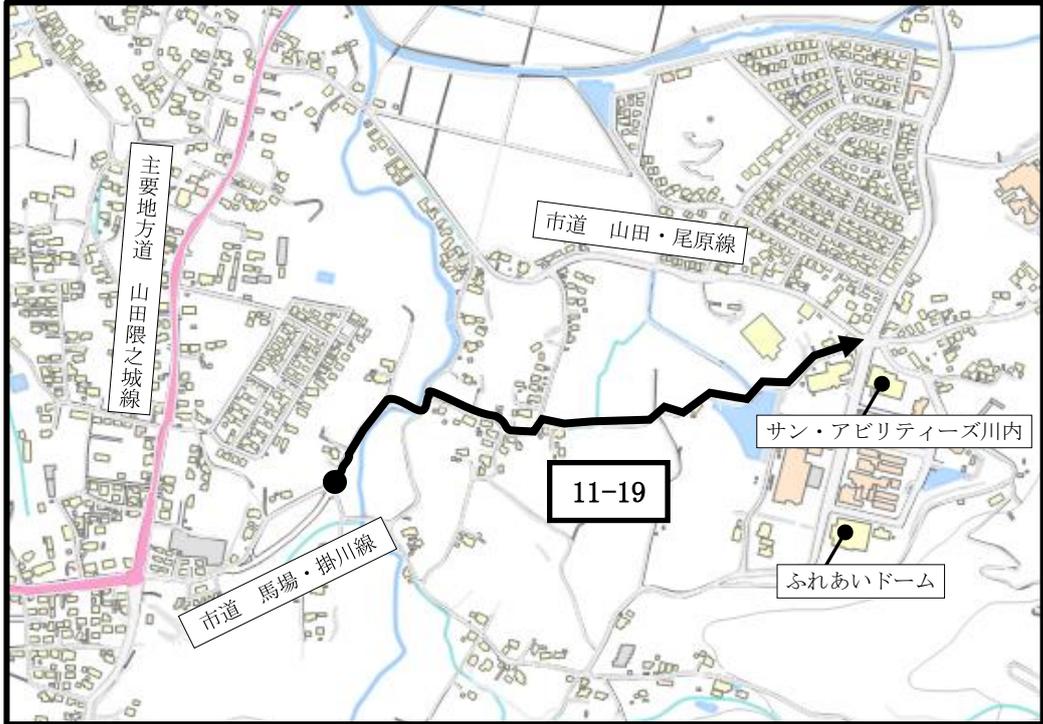
（路線の廃止又は変更）

第 10 条 ……略……市町村長は、……略……市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。……略……

2 略

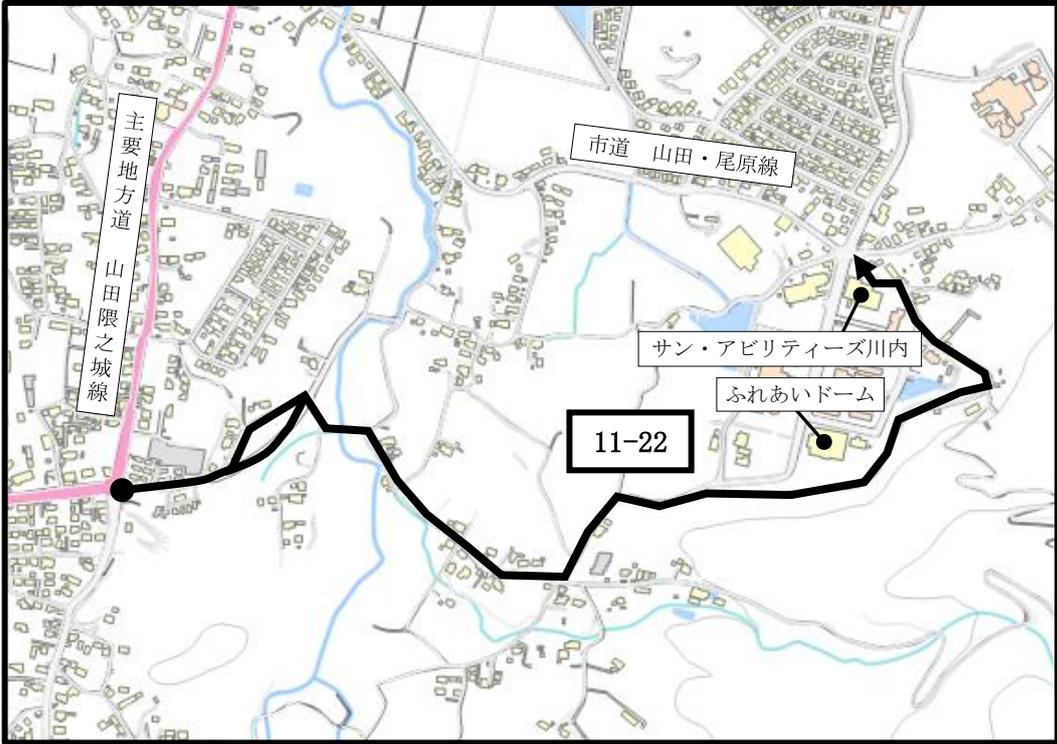
3 ……略……第 8 条第 2 項……略……の規定は……略……市町村道の路線の廃止……略……について……略……準用する。

廃止位置図



整理番号		路線名	延長	幅員
ブロック番号	通し番号			
11	19	永利麓・清水線	913.1m	2.2~13.6m

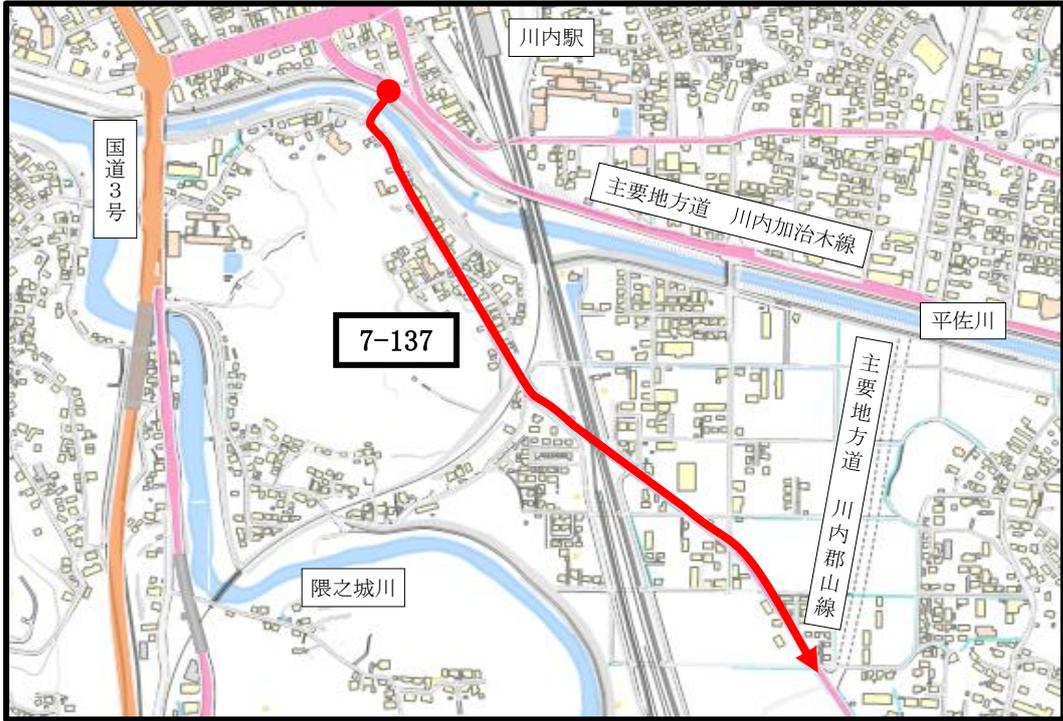
廃止位置図



廃止する路線 XXXXXXXXXX

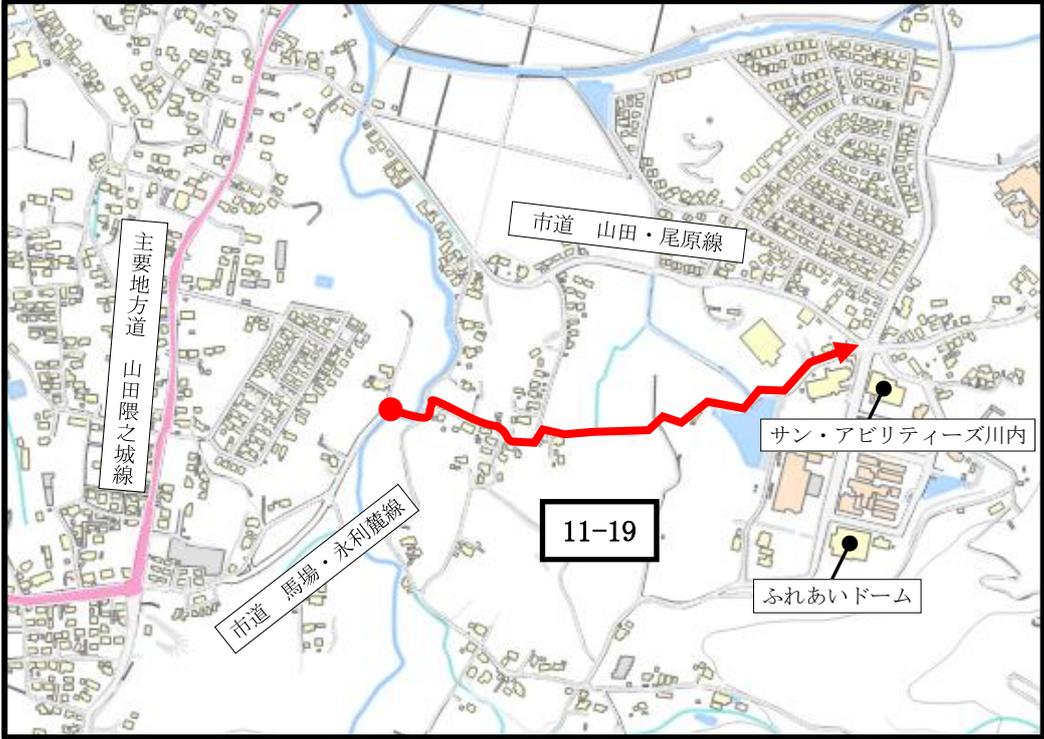
整理番号		路線名	延長	幅員
ブロック番号	通し番号			
11	22	馬場・掛川線	2039.6m	2.4~11.4m

認定位置図



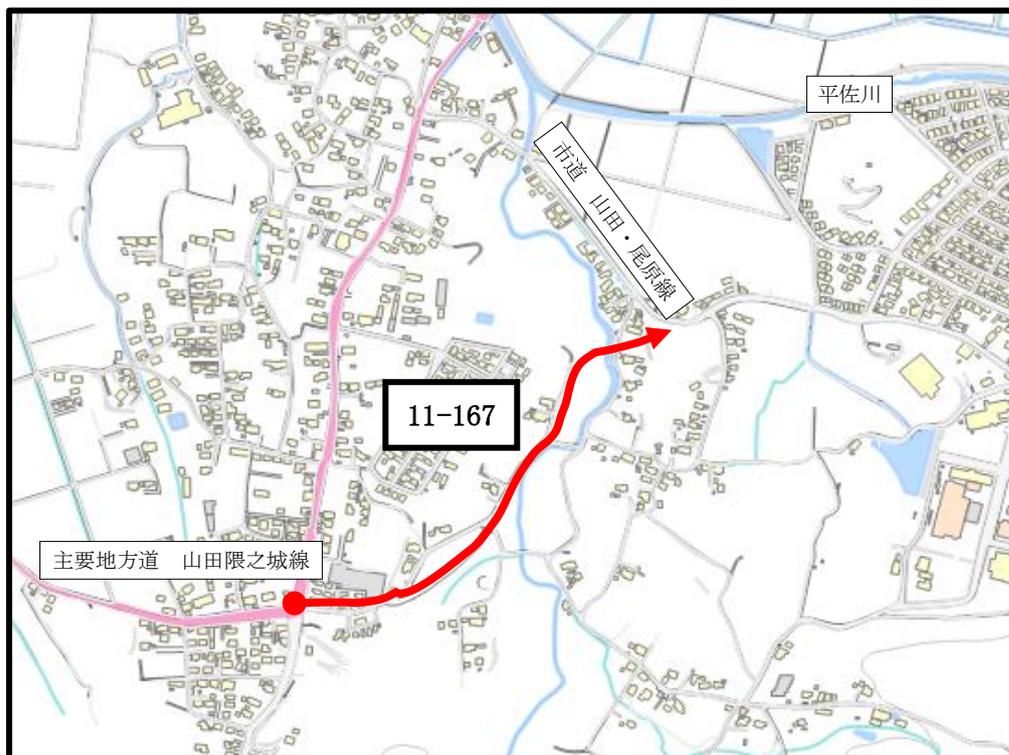
認定する路線				
整理番号		路線名	延長	幅員
ブロック番号	通し番号	日暮橋・宮崎線	1111.4m	5.8~16.2m
7	137			

認定位置図



認定する路線				
整理番号		路線名	延長	幅員
ブロック番号	通し番号			
11	19	永利麓・清水線	745.6m	2.2~13.6m

認定位置図



認定する路線



整理番号		路線名	延長	幅員
ブロック番号	通し番号			
11	167	馬場・永利麓線	725.0m	7.0~25.0m

認定位置図



認定する路線



整理番号		路線名	延長	幅員
ブロック番号	通し番号			
11	168	永利麓・掛川線	1711.6m	2.4~11.4m

議案第 37 号

久見崎公園の指定管理者の指定について

久見崎公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
久見崎公園
- 2 指定管理者に指定する団体
滄浪地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 13 条の規定により、指定管理者として久見崎公園の管理を行わせている滄浪地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和 8 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

滄浪地区コミュニティ協議会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市久見崎町191番地1
- 2 設立年月日 平成17年4月10日
- 3 目 的 会員相互の連絡協議によって、地域の教養文化の向上と産業経済の振興を図り、豊かで明るく住みよい町作り、人創りを実現し、もって民主社会の確立に寄与することを目的とする。

議案第38号

大原野池公園の指定管理者の指定について

大原野池公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
大原野池公園
- 2 指定管理者に指定する団体
隈之城地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第13条の規定により、指定管理者として大野原池公園の管理を行わせている隈之城地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

隈之城地区コミュニティ協議会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市勝目町 3944 番地 3
- 2 設立年月日 平成 17 年 4 月 1 日
- 3 目的 隈之城地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、地区住民の総意に基づき連帯協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第39号

永利運動広場の指定管理者の指定について

永利運動広場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
永利運動広場
- 2 指定管理者に指定する団体
永利地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第13条の規定により、指定管理者として永利運動広場の管理を行わせている永利地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

永利地区コミュニティ協議会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市百次町 1086 番地 1
- 2 設立年月日 平成 17 年 4 月 2 日
- 3 目的 永利地区を広域的コミュニティ領域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、永利地区住民の総意に基づき連帯協調して事業活動を展開し、地域活動の活性化を図ることを目的とする。

議案第40号

藤本滝公園の指定管理者の指定について

藤本滝公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
藤本滝公園
- 2 指定管理者に指定する団体
藤本地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第13条の規定により、指定管理者として藤本滝公園の管理を行わせている藤本地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

藤本地区コミュニティ協議会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市樋脇町市比野 9926 番地 3
- 2 設立年月日 平成 17 年 3 月 30 日
- 3 目的 藤本地区を広域的コミュニティ領域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、藤本地区住民の総意に基づき連帯協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第 4 1 号

里農村公園の指定管理者の指定について

里農村公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
里農村公園
- 2 指定管理者に指定する団体
南瀬地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 1 3 条の規定により、指定管理者として里農村公園の管理を行わせている南瀬地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和 8 年 3 月 3 1 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

南瀬地区コミュニティ協議会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市東郷町南瀬 2192 番地 5
- 2 設立年月日 平成 17 年 4 月 1 日
- 3 目的 南瀬地区を広域的コミュニティ領域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、南瀬地区住民の総意に基づき連帯協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第42号

山田農村公園の指定管理者の指定について

山田農村公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
山田農村公園
- 2 指定管理者に指定する団体
山田地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第13条の規定により、指定管理者として山田農村公園の管理を行わせている山田地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

山田地区コミュニティ協議会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市東郷町山田 1 4 2 2 番地 1
- 2 設立年月日 平成 17 年 4 月 1 日
- 3 目的 山田地区を広域的コミュニティ領域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、山田地区住民の総意に基づき連帯協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第 4 3 号

東郷藤川ふれあい交流公園の指定管理者の指定について

東郷藤川ふれあい交流公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
東郷藤川ふれあい交流公園
- 2 指定管理者に指定する団体
藤川地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 1 3 条の規定により、指定管理者として東郷藤川ふれあい交流公園の管理を行わせている藤川地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和 8 年 3 月 3 1 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

藤川地区コミュニティ協議会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市東郷町藤川 923 番地 1
- 2 設立年月日 平成 17 年 4 月 1 日
- 3 目的 藤川地区を広域的コミュニティ領域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、藤川地区住民の総意に基づき連帯協調して事業活動を展開し地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第 4 4 号

矢立農村公園「せせらぎの里」の指定管理者の指定について

矢立農村公園「せせらぎの里」の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
矢立農村公園「せせらぎの里」
- 2 指定管理者に指定する団体
黒木矢立農村公園管理組合
- 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第 1 3 条の規定により、指定管理者として矢立農村公園「せせらぎの里」の管理を行わせている黒木矢立農村公園管理組合の指定期間が、令和 8 年 3 月 3 1 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

黒木矢立農村公園管理組合の概要

- 1 所在地 薩摩川内市祁答院町黒木 2192 番地 1
- 2 設立年月日 平成 18 年 3 月 10 日
- 3 組合員数 17 名
- 4 目的 会員相互の緊密な連携のもとに行政の指導を受け、黒木矢立農村公園の円滑な管理運営を行い、矢立集落の活性化発展と黒木地区の振興発展を目的とする。

議案第45号

桜渡農村公園の指定管理者の指定について

桜渡農村公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
桜渡農村公園
- 2 指定管理者に指定する団体
上手地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市普通公園条例第13条の規定により、指定管理者として桜渡農村公園の管理を行わせている上手地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

上手地区コミュニティ協議会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市祁答院町上手 2214 番地 1
- 2 設立年月日 平成 17 年 4 月 17 日
- 3 目 的 上手地区を広域的コミュニティ領域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、上手地区住民の総意に基づき連帯協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化並びに良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

議案第46号

薩摩川内市薩摩高城駅ポケットパーク施設の指定管理者の指定について

薩摩川内市薩摩高城駅ポケットパーク施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市薩摩高城駅ポケットパーク施設
- 2 指定管理者に指定する団体
湯田地区コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市薩摩高城駅ポケットパーク施設条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市薩摩高城駅ポケットパーク施設の管理を行わせている湯田地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

湯田地区コミュニティ協議会の概要

- 1 所在地 薩摩川内市湯田町 4 3 1 3 番地
- 2 設立年月日 平成 17 年 4 月 24 日
- 3 目 的 湯田地区を広域的コミュニティ領域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、湯田地区住民の総意に基づき連帯協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化並びに良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

議案第 47 号

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

近年の若年単身世帯を含む単身世帯の増加傾向を踏まえ、単身世帯の入居者資格等について所要の規定の整備を図るほか、老朽化の著しい水引東住宅 1 棟 4 戸及び鹿島宮田住宅 2 棟 8 戸について、その用途を廃止しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例

薩摩川内市営住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、」を削り、「第3号及び第5号」を「第4号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者と同居することができる者は、親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）に限るものとする。

第6条第1項第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項から第4項までを削る。

第7条第1項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同条第2項中「（老人等にあっては、同項第2号、第3号及び第5号）」を削る。

第29条第1項及び第31条第3項中「第6条第1項第2号」を「第6条第1号」に改める。

第49条中「第6条第1項第1号から第3号まで」を「第6条第1号及び第2号」に改める。

別表第1中

「

水引東住宅	小倉町6099番地1	簡易耐火構造平家建	1	4	36.4	昭和43年度	
		簡易耐火構造平家建	3	6	31.4	昭和43年度	
		簡易耐火構造平家建	3	7	36.4	昭和45年度	
		簡易耐火構造平家建	2	7	33.1	昭和45年度	

を

」

「

水引東住宅	小倉町6099番地1	簡易耐火構造平家建	1	4	36.4	昭和43年度	
		簡易耐火構造平家建	3	6	31.4	昭和43年度	
		簡易耐火構造平家建	3	7	36.4	昭和45年度	
		簡易耐火構造平家建	1	3	33.1	昭和45年度	

に、

」

鹿島宮田住宅	鹿島町藺牟田 1533番地	耐火構造3階建	1	6	72.2	平成9年度		
	鹿島町藺牟田 1536番地6	簡易耐火構造2階建	1	4	58.3	昭和53年度		
		耐火構造2階建	1	4	61.4	昭和57年度		
		耐火構造3階建			4	43.2	平成13年度	
					1	49.2	平成13年度	
				1	1	45.3	平成13年度	
			4	4	70.3	平成13年度		
	2	2	63.5	平成13年度				

鹿島宮田住宅	鹿島町藺牟田 1533番地	耐火構造3階建	1	6	72.2	平成9年度	
	鹿島町藺牟田 1536番地6	耐火構造3階建		4	43.2	平成13年度	
				1	49.2	平成13年度	
				1	45.3	平成13年度	
				4	70.3	平成13年度	
				2	63.5	平成13年度	

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 48 号

薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

近年の若年単身世帯を含む単身世帯の増加傾向を踏まえ、一般住宅の入居者資格について所要の規定の整備を図るほか、老朽化の著しい横辺住宅 1 棟 1 戸について、その用途を廃止しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例

薩摩川内市一般住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「世帯向住宅及び単身向住宅」を「住宅」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域振興住宅 少子高齢化に伴う児童減少地域の定住促進及び地域の活性化を図るために設置した住宅をいう。

第6条第1号ア中「世帯向住宅」を「一般向住宅」に改め、「がある者」の次に「又は単身者」を加え、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同号に次のように加える。

ウ 地域振興住宅 現に同居し、又は同居しようとする親族のうち、少なくとも1人が16歳未満の子である者

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第15条関係）

名称	種別	所在地	構造	棟数	戸数	1戸当たり面積(m ²)	月額家賃(円)	建設年度	備考
久見崎一般住宅	地域振興	久見崎町440番地	木造2階建	1	2	79.4	25,200	平成15年度	
樋脇諏訪原住宅	一般向	樋脇町塔之原8677番地7	木造平家建	1	1	60.3	11,000	昭和50年度	
下之湯住宅	高齢者等向	樋脇町市比野2472番地1	木造平家建	1	2	48.8	15,000	平成5年度	
湯之元住宅	高齢者等向	樋脇町市比野824番地1	木造平家建	1	1	48.8	15,000	平成5年度	
八重住宅	一般向	入来町浦之名4494番地4	簡易耐火構造平家建	1	1	52.7	7,300	昭和52年度	
藤川一般住宅	一般向	東郷町藤川3816番地	木造平家建	1	1	74.0	18,000	昭和53年度	
				1	1	74.0	20,000		
寺前住宅	一般向	東郷町斧淵308番地	木造2階建	1	2	78.6	27,000	平成元年度	
			木造平家建	1	1	77.6	28,000	平成5年度	
鳥丸西住宅	一般向	東郷町鳥丸2300番地	木造2階建	1	2	78.6	24,000	平成3年度	
竹下一般住宅	一般向	東郷町山田3411番地2	木造2階建	1	2	78.6	24,000	平成4年度	

宇都一般住宅	一般向	東郷町斧淵 4868番地 1	木造平家建	2	3	62.9	40,000	平成14年度	
				2	4	62.9	40,000	平成16年度	
フレグランス紅梅	一般向	東郷町斧淵 23番地1	耐火構造4階 建	1	6	81.6	50,000	平成8年度	
					4	43.1	30,000		
竹田住宅	一般向	祁答院町黒木 3460番地 1	木造平家建	3	3	74.1	21,000	平成元年度	
原口住宅	一般向	祁答院町下手 6784番地 2	木造平家建	3	3	74.1	21,000	平成元年度	
田子山住宅	一般向	祁答院町下手 261番地	木造平家建	5	5	74.1	21,000	平成2年度	
麓西住宅	一般向	祁答院町藺牟 田8066番 地1	木造平家建	6	6	74.1	21,000	平成2年度 ～平成4年 度	
会田一般住宅	一般向	祁答院町黒木 2711番地	木造平家建	2	2	74.1	21,000	平成3年度 ～平成5年 度	
				4	4	53.8	19,000		
轟町住宅	一般向	祁答院町下手 7300番地	木造平家建	2	2	74.1	21,000	平成3年度	
早馬一般住宅	一般向	祁答院町上手 612番地	木造平家建	1	1	74.1	21,000	平成4年度	
				2	2	53.8	19,000		
宮ノ宇都住宅	一般向	祁答院町藺牟 田2837番 地	木造平家建	10	20	42.7	13,000	昭和61年度	
上町住宅	一般向	里町里 3288番地 2	簡易耐火構造 平家建	1	1	53.6	14,000	昭和46年度	
藺中住宅	一般向	里町里 3361番地 1	耐火構造平家 建	1	1	89.1	24,000	昭和61年度	
戸の崎住宅	一般向	里町里274 番地	耐火構造平家 建	1	2	53.1	22,000	平成2年度	
			木造2階建	1	4	59.2	25,000	平成10年度	
山崎住宅	一般向	里町里 1888番地	耐火構造2階	1	2	64.9	26,000	平成7年度	

		1	建	1	2	64.9	27,000	平成9年度	
中樋住宅	一般向	里町里 3788番地 1	木造2階建	1	4	41.4	19,000	平成14年度	
			木造平家建	1	4	31.5	15,000	平成15年度	
大川住宅	一般向	里町里 3388番地 1	簡易耐火構造 平家建	1	1	73.0	15,000	昭和47年度	
中野住宅	一般向	上甑町中野 213番地5	耐火構造平家 建	2	2	67.1	25,000	平成4年度	
			耐火構造平家 建	1	1	67.1	25,000	平成5年度	
平良住宅	一般向	上甑町平良 231番地	耐火構造2階 建	1	2	67.1	23,000	平成6年度	
平良一般住 宅	一般向	上甑町平良 12番地1	耐火構造平家 建	1	2	67.2	30,000	平成16年度	
平良西住宅	一般向	上甑町平良6 番地1	簡易耐火構造 平家建	1	1	41.0	10,000	昭和50年度	
瀬上第1住 宅	一般向	上甑町瀬上 800番地3	耐火構造平家 建	1	2	67.1	23,000	平成7年度	
			耐火構造平家 建	1	2	67.1	24,000	平成10年度	
瀬上第2住 宅	一般向	上甑町瀬上 666番地1	耐火構造平家 建	1	1	66.9	27,000	平成12年度	
前田ふるさ と住宅	高齢者 等向	上甑町中甑 503番地	耐火構造平家 建	2	6	55.6	14,400	平成16年度	
	一般向				2		24,700		
上甑小牟田 住宅	一般向	上甑町中甑 337番地	簡易耐火構造 平家建	2	2	41.3	16,000	昭和39年度	
手打松下川 住宅	一般向	下甑町手打 1043番地 1	耐火構造3階 建	1	9	54.6	16,000	平成5年度	
手打菌山住 宅	一般向	下甑町手打 1905番地	木造平家建	1	1	47.8	6,000	平成11年度	
					1	48.0			
					1	65.0	8,000		

長浜大瀬の中住宅	一般向	下甌町長浜 1 8 7 番地 2	木造平家建	1	1	47.5	6,000	平成11年度	
					1	48.9	6,000		
					1	65.0	8,000		
青瀬新町住宅	一般向	下甌町青瀬 3 8 4 番地 1 0	木造平家建	1	1	44.3	6,000	平成11年度	
瀬々野浦古里住宅	一般向	下甌町瀬々野 浦 9 3 番地 1	耐火構造平家建	1	1	73.8	19,000	平成14年度	
長浜城の中住宅	一般向	下甌町長浜 5 4 6 番地	耐火構造平家建	1	1	76.0	12,900	平成10年度	
					1	87.9	14,900		
鹿島宮田一般住宅	一般向	鹿島町藺牟田 1 5 3 0 番地 8	耐火構造 2 階建	1	2	62.5	23,000	平成 3 年度	
	一般向	鹿島町藺牟田 1 5 3 6 番地 4	耐火構造 2 階建	1	4	38.6	12,000	平成 6 年度	
松之下住宅	一般向	鹿島町藺牟田 1 3 7 5 番地 1	耐火構造 2 階建	1	4	40.6	12,000	平成11年度	
奥藺住宅	一般向	鹿島町藺牟田 2 5 8 番地	木造平家建	1	2	60.7	12,000	平成15年度	
諏訪原一般住宅	一般向	入来町副田 3 2 7 6 番地 1	木造平家建	1	1	78.37	28,300	平成 5 年度	
				1	1	78.37	36,000	平成 9 年度	
八風一般住宅	一般向	入来町副田 6 5 7 6 番地 1 1	木造平家建	1	1	78.37	24,100	昭和62年度	
		入来町副田 6 5 7 6 番地 1 5	木造平家建	1	1	61.27	18,900	昭和60年度	
黒木第 3 一般住宅	一般向	祁答院町黒木 2 7 1 1 番地	木造平家建	2	2	74.18	15,000	平成 3 年度	
田向住宅	一般向	祁答院町上手 1 9 1 4 番地 4	木造平家建	1	1	59.56	7,500	昭和50年度	
高山住宅	一般向	祁答院町上手 2 1 0 4 番地 6	木造平家建	2	2	59.56	7,500	昭和53年度	
				2	2	59.56	7,500	昭和54年度	

塔牟礼住宅	一般向	祁答院町下手 1 2 0 番地 2	木造平家建	3	3	49.64	5,500	昭和45年度	
城ノ下住宅	一般向	祁答院町下手 1 0 7 1 番地 1	木造平家建	2	2	49.64	5,500	昭和45年度	
				1	1	56.86	6,500		
				1	1	59.56	7,500	昭和50年度	
藺牟田第3 一般住宅	一般向	祁答院町藺牟 田 4 1 番地	木造平家建	1	1	59.56	9,000	昭和59年度	
長浜迫田住 宅	一般向	下甑町長浜 6 5 9 番地	耐火構造 2 階 建	1	2	50.05	9,000	昭和51年度	
陽成一般住 宅	地域振 興	陽成町 5 5 0 2 番地 1	木造平家建	2	2	64.0	30,000	平成18年度	借上げ
浦内第 1 住 宅	一般向	上甑町小島 1 4 5 番地	簡易耐火構造 平家建	1	1	62.1	12,800	昭和52年度	
				1	1	49.6	10,600	昭和53年度	
浦内第 2 住 宅	一般向	上甑町瀬上 8 9 4 番地 2	耐火構造 2 階 建	1	2	60.0	15,000	昭和56年度	
平良向住宅	一般向	上甑町平良 2 8 3 番地 2	簡易耐火構造 平家建	1	1	50.0	10,300	昭和52年度	
山田一般住 宅	地域振 興	東郷町山田 3 3 8 5 番地 1 0	木造平家建	2	2	68.4	30,000	平成19年度	借上げ
湯田一般住 宅	地域振 興	湯田町 5 1 0 7 番地	木造平家建	2	2	61.5	30,000	平成22年度	借上げ
西方一般住 宅	地域振 興	西方町 2 4 4 5 番地 1	木造 2 階建	1	2	76.1	30,000	平成22年度	借上げ
鳥丸一般住 宅	地域振 興	東郷町穴野 1 3 7 2 番地 1	木造平家建	2	2	67.9	30,000	平成22年度	借上げ
八幡一般住 宅	一般向	樋脇町塔之原 4 5 1 8 番地	簡易耐火構造 平家建	1	1	54.30	16,300	昭和49年度	
中津北一般 住宅	一般向	上甑町中甑 4 8 5 番地 4	簡易耐火構造 平家建	1	1	49.68	15,800	昭和43年度	
				1	1	49.68	32,500	昭和43年度	
平佐東一般 住宅	地域振 興	中村町 6 9 9 8 番地 1	木造平家建	2	2	67.2	30,000	平成23年度	借上げ

湯田内門一般住宅	一般向	湯田町 3710番地 1	木造平家建	1	1	76.3	20,000	平成元年度	
				1	1	89.3	21,500	平成8年度	
平良大平一般住宅	一般向	上甕町平良 375番地	耐火構造2階 建	1	2	60.0	15,000	昭和57年度	
黒木一般住宅	地域振 興	祁答院町黒木 255番地1	木造平家建	2	2	62.9	30,000	平成24年度	借上げ
城上上塚一般住宅	一般向	城上町 3685番地 2	木造平家建	2	2	83.63	23,000	平成8年度	
寄田山ノ口一般住宅	一般向	寄田町794 番地3	木造平家建	1	1	89.38	21,000	平成10年度	
滄浪小田一般住宅	一般向	久見崎町 539番地1	木造平家建	1	1	68.58	15,000	昭和62年度	
城上今寺一般住宅	一般向	城上町497 番地4	木造平家建	1	1	60.00	16,000	昭和52年度	
上手一般住宅	地域振 興	祁答院町上手 539番地2	木造平家建	2	2	62.93	30,000	平成24年度	借上げ
東笠掛1号一般住宅	一般向	里町里227 番地1	簡易耐火構造 平家建	1	1	50.05	15,000	昭和48年度	
東笠掛2号一般住宅	一般向	里町里227 番地1	簡易耐火構造 平家建	1	1	58.30	15,000	昭和53年度	
平良宮第2一般住宅	一般向	上甕町平良 217番地1	簡易耐火構造 2階建	1	2	50.00	15,000	昭和49年度	
平良宮第3一般住宅	一般向	上甕町平良 217番地1	耐火構造2階 建	1	1	60.02	17,000	昭和58年度	
下東郷上之原一般住宅	地域振 興	田海町 3636番地 1	木造平家建	2	2	72.87	30,000	平成25年度	借上げ
勝目一般住宅	一般向	勝目町 5391番地 2	耐火構造5階 建	2	79	53.9	21,000	昭和54年度	
立山一般住宅	一般向	入来町副田 5955番地 61	耐火構造5階 建	1	40	39.8	14,000	昭和54年度	
				1	39	53.9	19,000		
南瀬一般住宅	地域振 興	東郷町南瀬 2192番地 2	木造平家建	1	2	63.76	30,000	平成26年度	借上げ
寄田一般住宅	地域振 興	寄田町 1031番地 2	木造平家建	2	2	64.99	30,000	平成28年度	借上げ

東郷藤川一般住宅	一般向	東郷町藤川 1066番地	木造平家建	1	1	77.0	26,000	平成13年度	
東郷山田一般住宅	一般向	東郷町山田 3385番地 4	木造平家建	1	1	77.0	26,000	平成12年度	
山田坂元一般住宅	一般向	東郷町山田 3326番地 3	木造平家建	1	1	72.8	22,000	平成7年度	
東郷南瀬一般住宅	一般向	東郷町南瀬 2192番地 2	木造平家建	1	1	77.0	28,000	平成14年度	
平佐東第2一般住宅	地域振興	中村町 7035番地 1	木造平家建	2	2	63.5	30,000	平成29年度	借上げ
西方第2一般住宅	地域振興	西方町 1157番地	木造平家建	2	2	68.9	30,000	平成29年度	借上げ
下東郷上之原第2一般住宅	地域振興	田海町 3638番地	木造平家建	2	2	66.78	30,000	平成29年度	借上げ
滄浪本馬場一般住宅	一般向	久見崎町 145番地1	木造平家建	1	1	89.38	27,000	平成8年度	
陽成前畑一般住宅	一般向	陽成町 5518番地 2	木造平家建	1	1	77.28	22,000	平成6年度	
鳥丸第2一般住宅	地域振興	東郷町鳥丸 2261番地 1	木造平家建	1	2	67.50	30,000	令和元年度	借上げ
上甌一般住宅	地域振興	上甌町中野2 番地2	木造平家建	2	2	65.73	30,000	令和6年度	借上げ

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 58 号

令和 8 年度薩摩川内市一般会計予算

令和 8 年度薩摩川内市一般会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第59号

令和8年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算

令和8年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

議案第60号

令和8年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算

令和8年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 6 1 号

令和 8 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算

令和 8 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 6 2 号

令和 8 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算

令和 8 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 63 号

令和 8 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第64号

令和8年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

令和8年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和8年2月17日提出

薩摩川内市長 田中良二

議案第 65 号

令和 8 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 66 号

令和 8 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 67 号

令和 8 年度薩摩川内市水道事業会計予算

令和 8 年度薩摩川内市水道事業会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 68 号

令和 8 年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算

令和 8 年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 69 号

令和 8 年度薩摩川内市下水道事業会計予算

令和 8 年度薩摩川内市下水道事業会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二